

平成30年第409回定例会

矢吹町議会会議録

平成30年9月7日 開会

平成30年9月18日 閉会

矢吹町議会

平成30年第409回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	8
議員派遣報告	8
町政報告	8
報告第5号の上程、説明、質疑	10
議案の上程、説明(議案第39号～議案第46号、認定第1号～認定第8号)	11
散会の宣告	16

第 2 号 (9月10日)

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
薄葉好弘君	19
藤井精七君	31
鈴木隆司君	37
富永創造君	49

会議時間の延長	6 2
三村正一君	6 2
散会の宣告	7 4

第 3 号 (9月11日)

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 5
職務のため出席した者の職氏名	7 6
開議の宣告	7 7
一般質問	7 7
安井敬博君	7 7
青山英樹君	9 1
総括質疑	1 0 4
議案・請願・陳情の付託	1 0 5
散会の宣告	1 0 5

第 4 号 (9月18日)

議事日程	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 7
出席議員	1 0 7
欠席議員	1 0 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 7
職務のため出席した者の職氏名	1 0 8
開議の宣告	1 0 9
議事日程の報告	1 0 9
議案第39号、請願第2号、第3号、第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 9
陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 0
議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 1
議案第40号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 9
日程の追加	1 2 4

閉会中の継続調査の申出について.....	1 2 4
議員の派遣について.....	1 2 4
閉会の宣告.....	1 2 5
署名議員.....	1 2 7

平成30年9月7日（金曜日）

（第 1 号）

平成30年第409回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年9月7日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第 5号 専決処分の報告について(専決第8号 損害賠償について)
日程第 6 議案の上程

議案第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	熊田	宏	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	角田	秀明	君	14番	大木	義正	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎	君	副町長	藤田忠晴	君
教育長	栗林正樹	君	代表監査委員	佐藤昇一	君

企画総務課長	阿部正人君	まちづくり 推進課長	氏家康孝君
税務課長	三瓶貴雄君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
保健福祉課長	泉川稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君
都市整備課長	福田和也君	教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊君
子育て支援 課長	山野辺幸徳君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（大木義正君） 日程に入る前に、大阪北部地震、西日本豪雨災害、台風21号並びに昨日の北海道胆振地方を震源とする地震により犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げます。

また、被災された全ての方々にお見舞い申し上げますとともに、復旧作業に従事されている皆様のご安全を心よりお祈り申し上げます。

皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第409回矢吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大木義正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 薄 葉 好 弘 君

6番 鈴 木 一 夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大木義正君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告を申し上げます。

第409回矢吹町議会定例会が本日9月7日に招集になりましたので、それに先立ちまして9月5日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日9月7日から9月18日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は17件であります。そのうち報告1件は全体審議といたします。

条例の一部改正をする議案1件及び8月29日までに受理されました請願3件並びに陳情1件については、その所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、7件の補正予算案及び平成29年度各会計の決算認定8件については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算決算特別委員会及び第2予算決算特別委員会を設置構成して、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。第1日目、本日の会議では、監査委員、組合議会などの諸報告及び町政報告を行い、続いて日程第5で報告1件を全体審議によりその報告を受け、日程第6で、議案第39号から第46号まで及び認定第1号から第8号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の8日、第3日目の9日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の10日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の11日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、終了後、総括質疑をして、議案、請願、陳情の付託を行います。午後1時30分からは常任委員会を開きます。

第6日目、12日水曜日は、午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第7日目の13日木曜日は、水曜日に引き続き午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第8日目の14日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の15日、第10日目の16日、第11日目の17日は、土曜日、日曜日、祝日のため休会といたします。

第12日目の18日火曜日は、午後1時から、各委員会に付託した議案、請願及び陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、本定例会は終了となります。会期中に追加議案等がありましたときは、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

なお、今定例会最終日、本会議終了後午後6時から「観音湯」において町執行部との懇親会を開催いたしますので、皆さんご協力をよろしく願いして報告といたします。

以上です。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日9月7日から9月18日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月7日から9月18日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（大木義正君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る8月8日に開催されました西白河地方町村議会議員研修会の席上、自治功労者表彰があり、特別表彰として熊田宏議員、22年以上在職し功労があった者として藤井精七議員が表彰されましたので、ご報告いたします。

それでは、表彰されました方々への伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びいたしますので、演壇前にお進みください。

なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局長。

〔表彰状伝達〕

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午前10時11分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午前10時15分）

○議長（大木義正君） 配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、議案説明資料、決算書、事務報告書、請願文書表、陳情文書表、議案等説明のため出席を求めた者の報告書、例月出納検査結果報告書、財政的援助団体等監査結果報告書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書の写しは、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第2号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書につきましては、6月18日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（大木義正君） これより、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果、平成29年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成29年度決算審査と、その決算審査にあわせて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

平成29年度5月分及び平成30年度5月分の出納については6月25日に、平成30年度6月分の出納は7月23日に、7月分出納は8月24日にそれぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、平成30年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月25日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び都市整備課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として「矢吹町図書館」、「矢吹町文化センター」、「矢吹町ふるさとの森芸術村」、「大池公園・三十三観音史跡公園」を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督を7月3日及び4日に実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成29年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査は、7月27日、30日、31日、8月1日、2日、3日の6日間で行いました。

審査結果ですが、平成29年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書14ページの記載のとおり、一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、関係書類も整備され、各会計の管理は適正であります。

総体的には、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に移行したまちづくりを実現するため、国の動向や厳しい財政状況を踏まえ、第6次まちづくり総合計画と復興計画に位置づけられた事務事業に積極的に取り組まれ、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先に展開し、町民の安全で安心した生活の回復はもとより、住民福祉サービスの向上と財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入においては、東日本大震災の影響も大きな要因ではありますが、唯一の自主財源である町税が前年比1.7%増しているものの、今後とも累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営が求められます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されないものの、実質公債費比率が12.5%となっており、単年度で比較すると前年と比して減少傾向にありますが、今後も引き続き適切な財政運営を期待します。

さらに、将来負担比率が100.7%となっており、前年と比して12.2%減少し、引き続き再生計画による基準

数値からも下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認められますが、引き続き財政運営の健全性や硬直化につながる判断比率の低下に向けた方策に努めていただきたいと思います。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計については、いずれも資金不足がなく、経営はいずれの会計も良好な状態にあると認めますが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に基づいた安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、一般会計等決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成29年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

7月25日に審査を行いました。

審査の結果ですが、意見書1ページに記載のとおり、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、新会計制度に基づいた会計処理、計数にも違算はなく、決算は適正であると認めました。なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断のもと法令の規定に基づき、適正に作成されたものと認めました。

続いて、意見書4ページに記載しましたが、平成29年度決算では、住宅等の改修等に伴う節水型設備の普及によって、以前に比べ給水量は期待できない状況にあり、こうした給水収益の伸び悩みとなっているものの、営業外収益の増加により2,893万2,000円の純利益となっております。

なお、当年度純利益については、全額翌年度に繰り越す予定であります。これまでも相当な剰余金を取り崩しており、今後の経営に当たっては、給水収益の向上策を重点に考慮し、企業としての経営的観念を念頭に置いた安定した経営を望みます。

本年度は、有収率が昨年をわずかに上回り、安定した供給状況にありました。

水道料金の未収金については、負担の公平性や公営企業としての健全な財政運営から、引き続きその解消に努めていただきたいと思います。

経理面では、より一層の企業会計システムの適正な運用が望まれるとともに、新会計制度の移行に伴う会計処理については、その効率化と業務負担軽減を検討され、円滑な移行処理の充実をお願いいたします。

あわせて、審査に付されたキャッシュ・フロー計算書や水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、実質的な資金不足はなく、おおむね良好な経営状態にあると認められます。

しかしながら、現行の給水収益は、人口の減少や節水意識の向上などによって水の需要が減少傾向にあり、当面は増加が見込めず、一方で施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化、合理化をなお一層推進され、健全な経営と安全かつ良質な水の安定供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、水道事業会計決算等審査意見書をごらんいただきたいと思います。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても配付意見書のとおりであります。

以上で、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査報告並びに平成29年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（大木義正君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（大木義正君） 次に、私から8月8日に開催されました平成30年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてご報告いたします。

本定例会には、議案3件、報告1件が提案されました。

最初に、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。去る1月22日に発生した矢吹消防署泉崎中島分署救急車による交通事故の損害賠償について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものであり、原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号 動産の取得についてであります。本案は、はしご車1台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 決算の認定についてであります。本案は、平成29年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について、地方公益企業法の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されたものであります。原案のとおり認定されました。

最後に、報告第1号 平成29年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計資金不足比率についてであります。本件は、平成29年度の資金不足の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけ、その報告があったものであります。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

◎議員派遣報告

○議長（大木義正君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（大木義正君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

なお、町政報告を申し上げる前に、過日の大阪北部地震、西日本豪雨災害、台風21号及び昨日9月6日午前3時過ぎに発生しました北海道胆振地方を震源とする地震により、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、それぞれ被災した地域の早期の復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

改めて、第409回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、大木議長を初め、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

す。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第409回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。J A東西しらかわ矢吹支店跡地における（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきまして、5月に開催された第13回（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において、（仮称）矢吹町複合施設基本方針（案）の承認をいただき、議員の皆様には6月8日に開催された公共施設等調査特別委員会において報告をさせていただきました。その後、都市計画審議会及び教育委員会にて説明を行い、6月25日に矢吹町文化センターにおいて住民説明会を開催いたしました。完成しました基本設計は、広報やぶき7月号及びホームページ等にて住民の皆様へお知らせしております。

現在は、（仮称）矢吹町複合施設実施設計につきまして、住民説明会や各種団体から寄せられた意見等の取りまとめを行っているところであり、今後、それらを反映しながら詳細設計を作成し、年度内の工事着手に向け事業を推進してまいります。

3ページをごらんください。

次に、東京やぶき会についてであります。7月6日、東京都豊島区で29名の会員及びその家族、知人等が出席し、第37回総会及び懇親会が開催されました。

総会では、昨年度の事業、決算報告の承認及び今年度の事業計画、予算が議決されました。また、総会終了後の懇親会では、本会会員でもある中畑清氏をお招きし、同郷同士の話題に花を咲かせるなど、大いに盛り上がりました。

次に、消防団活動についてであります。7月29日白河市の東風の台運動公園において、第41回福島県消防操法大会白河支部大会が開催されました。本町からは、ポンプ車の部に第3分団第1部の三城目、小型ポンプの部に第3分団第3部の南沢が出場し、消防団員や家族等の声援のもと、すばらしい演技が披露されました。

結果はポンプ車の部、小型ポンプの部ともに第5位の成績であり、6月中旬から1カ月半にわたる夜間練習に励み出場した消防団員の健闘をたたえとともに、協力いただきましたご家族や関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

今後も団員の消防技術向上を図り、各種講習や訓練をさらに充実させてまいります。

次に、夏の町内イベントについてであります。第27回真夏の夜の鼓動につきましては、ことしはあいにくの雨模様となりましたが、多くの方に来場いただき、会場を文化センターに変更し、7月28日に開催いたしました。第1部ではご当地アイドルのステージや空手の演武、よさこい踊り、フラダンスが披露され、また、第2部では、太鼓フェスティバルとして、町内外8団体による勇壮な太鼓の演奏が繰り広げられました。町民の皆様による手づくりの灯籠が展示され、太鼓の競演とともに幻想的な祭りとなりました。

ご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

第35回中畑清旗争奪ソフトボール大会につきましては、今年度は県内の3チームを含めたスポーツ少年団89

チーム及び中学女子10チームの合計99チームの参加により、矢吹球場をメイン会場として、猛烈な暑さの中、8月4日、5日の両日に開催いたしました。

開会式では、スポーツ少年団と中畑清名誉大会長、野球評論家の槇原寛己氏、タレントのアントキの猪木氏による始打式に加え、北京オリンピックソフトボール金メダリストの坂井寛子投手と善郷ソフトボールスポーツ少年団の高橋寛太選手との対決などが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

町内3つのスポーツ少年団がそれぞれ健闘し、初日で矢吹スポーツ少年団が敗退したものの、善郷ソフトボールスポーツ少年団が4年連続でブロック優勝、中畑スポーツ少年団が第3位となりました。矢吹中学校女子ソフトボール部は、昨年に引き続き第3位と健闘いたしました。

日ごろスポーツ少年団にご支援いただいている指導者の皆様、さらに中学校部活動指導の先生方に感謝申し上げますとともに、ご協力いただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝申し上げます。

次に、工場用立地に関する基本協定書の締結についてであります。5月25日、町内松倉地区にて昭和51年より操業しております株式会社天乃屋の中畑南地区への工場建設に関して、工場立地に関する基本協定書及び災害時における食料品の供給協力に関する協定書を締結しました。

また、7月4日には、町内神田西地区にて平成7年より操業しております株式会社日建の上宮崎地区への工場建設に関して、工場立地に関する基本協定書を締結いたしました。

株式会社天乃屋においては平成32年9月の操業を、株式会社日建においては平成31年5月の操業を目指し工事が進められております。

ここまで、町政報告から5点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他17項目については、お手元に配付いたしました第409回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（大木義正君） 日程第5、これより報告第5号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。専決第8号 損害賠償について、本件は、平成30年4月20日午前11時41分ごろ、矢吹町根宿地内において、公務のため職員が公用車を運転中に、町道根宿9号線か

ら県道棚倉・矢吹線へ右折進入したところ、左方から進行してきた相手方の車両と接触し、同車両に損害が生じたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は24万9,067円であり、相手方との示談が成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年6月22日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第5号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎議案の上程、説明（議案第39号～議案第46号、認定第1号～認定第8号）

○議長（大木義正君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、続きまして認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第39号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う処置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用期間を「平成29年3月31日（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合にあっては、平成33年3月31日）」から「平成33年3月31日」まで延長するものであります。

次に、議案第40号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,386万2,000円を追加し、総額を88億5,062万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2,634万5,000円、県支出金485万3,000円、繰入金763万2,000円、繰越金1億6,000万円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,261万8,000円、町債2,087万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が歳計剰余金処分に係る公共施設等整備基金原資積立金等により7,080万5,000円の増額、土木費が社会資本整備総合交付金事業補助金に係る主要町道整備事業等により471万5,000円の増額、災害復旧費が農業施設災害復旧工事により324万円の増額、公債費が歳計剰余金処分に係る繰上償還金により

7,781万円の増額、教育費が総合事務組合事務負担金等により104万9,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債960万円、公営住宅建築事業債100万円をそれぞれ増額し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債920万円、都市再生整備計画事業債40万円、臨時財政対策債2,187万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第41号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億7,553万3,000円を追加し、総額を20億7,034万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金1億8,777万3,000円、諸収入19万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金1,243万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金1億1,300万円、諸支出金6,825万円をそれぞれ増額し、国民健康保険事業費納付金571万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第42号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ510万円を減額し、総額を5億9,823万4,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰越金113万6,000円、町債200万円をそれぞれ増額し、繰入金823万6,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費200万円を増額し、事業費710万円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公共下水道事業債200万円を増額するものであります。

次に、議案第43号 平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ500万円を追加し、総額を3億900万1,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金150万円、繰越金100万円、町債250万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費250万円、事業費250万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業債250万円を増額するものであります。

次に、議案第44号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,132万5,000円を追加し、総額を14億3,939万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料16万5,000円、国庫支出金29万1,000円、県支出金14万5,000円、繰入金19万5,000円、繰越金5,052万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費5万円、地域支援事業費74万6,000円、基金積立金3,252万2,000円、諸支出金1,800万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第45号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ180万2,000円を追加し、総額を1億7,417万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金111万7,000円、国庫支出金68万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費68万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金111万6,000円をそれぞれ増額するもの

であります。

次に、議案第46号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、収益的支出について、既定の額に90万円を追加し、支出予算総額を4億3,608万8,000円とするものであります。

支出の内容は、営業費用90万円を増額するものであります。

また、資本的支出について、既定の額に600万円を追加し、支出予算額総額を2億1,446万5,000円とするものであります。

支出の内容は、建設改良費600万円を増額するものであります。

次に、認定第1号 平成29年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成29年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、経済政策の取り組みのもと、雇用、所得環境が改善するなど緩やかな回復基調が続き、経済再生・デフレ脱却に向けた進捗が見られ、税収の増加等を中心に財政の健全化も進んでおります。

今後、少子高齢化、人口減少が進む中、人手不足を克服し、経済の好循環を確立していくために、働き方改革と新技術の導入を同時に進め、生産性の向上と多様な人材の労働参加を図ることが、持続的な経済成長へつながるものと期待されております。

また、政府は、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、経済財政運営と改革の基本方針、未来投資戦略、規制改革実施計画、まち・ひと・しごと創生基本方針、ニッポン一億総活躍プラン、さらに、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として少子高齢化という課題に立ち向かうため、新しい経済政策パッケージを着実に実行し、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとしております。

こうした状況の中、平成29年度は矢吹町復興計画の復興期4年間の最終年度として、東日本大震災からの復旧・復興を最優先に取り組むとともに、第6次矢吹町まちづくり総合計画の2年目として、町の将来像である「未来を拓く 日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現へ向け、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の確実な推進を図り、震災前以上の活力あるまちづくりを目指し、各種事業に取り組みました。

中でも、中心市街地の復興・まちづくりの推進として、中町ポケットパークの整備や（仮称）矢吹町複合施設の基本計画策定など発展に向けた基盤づくりが大きく前進しました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、町税が太陽光発電設備設置による固定資産税償却資産等の増により1.7%の増、地方交付税が震災復興特別交付税等の増により3.9%の増、国庫支出金が年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金、学校教育費設備整備費補助金等の減により19.2%の減、財産収入が土地売却収入等の減により88.6%の減、繰入金が東日本大震災復興交付金基金繰入金等の減により60.5%の減、町債が公営住宅建設事業債、学校教育施設等整備事業債等の減により34.6%の減となりました。

歳出面におきましては、総務費が第1区自治会館整備事業等の減により13.4%の減、商工費が大正ロマンの館改修事業等の減により24.2%の減、土木費が災害公営住宅整備事業等の減により41.2%の減、教育費が矢吹小学校大規模改修事業等の減により26.7%の減、災害復旧費が農業施設災害復旧事業等の減により83.9%の減

となりました。

なお、平成29年度の一般会計総額の決算収支は、歳入73億9,368万4,000円、歳出70億9,774万円、差し引き2億9,594万4,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成29年度における決算額は、前年度対比で歳入3.8%、歳出3.9%の減額となりました。また、被保険者の主な医療費については前年度対比で4.5%減少しました。

予防事業では、人間ドックや医療費通知、広報紙、パンフレットによる啓発活動を実施しました。

また、矢吹町データヘルス計画に基づいた保健事業では、前年度の特定健診未受診者に対し、受診勧奨はがきの送付と個別訪問を実施し、疾病の早期発見、早期治療の必要性を周知し特定健診受診率の向上に努めました。

特定健診の結果により、メタボ該当者が増加傾向にあることから、健康の保持増進を図るための予防改善講座を開催し、さらに、有所見者を対象に保健師による個別保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化予防のための取り組みを行いました。

なお、平成29年度の決算収支は、歳入24億303万6,000円、歳出22億1,526万1,000円、差し引き1億8,777万5,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を行いました。

平成29年度は、平成28年度より明許繰越事業として汚水321号本管理設工事を8月下旬に竣工し、一本木・八幡町地内において管路延長413.8メートルを整備いたしました。同様に、汚水1437号枝管理設工事を9月下旬に竣工し、新町地内において管路延長204.6メートルを整備いたしました。また、一本木地内において管路延長244.6メートル、八幡町地内において管路延長283.9メートル等を新たに整備いたしました。

平成29年度末現在、公共下水道受益地5,101世帯の水洗化可能世帯のうち4,096世帯が排水設備工事を行い、区域内の水洗化率は80.3%となりました。

なお、平成29年度の決算収支は、歳入6億1,343万4,000円、歳出6億1,219万8,000円、差し引き123万6,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成29年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成29年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成29年度は、一本木第2宅地分譲地内の定期的な見回り等の維持管理を行いました。

なお、平成29年度の決算収支は、歳入56万8,000円、歳出ゼロ円、差し引き56万8,000円の黒字決算となりま

した。

次に、認定第5号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質の改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めております。

平成29年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の747世帯の水洗化可能世帯のうち598世帯が排水設備工事を行い、農業集落排水整備区域内の水洗化率は80.1%となりました。

なお、平成29年度の決算収支は、歳入2億4,294万8,000円、歳出2億4,194万7,000円、差し引き100万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります、平成29年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画最終年度としての事業運営を行いました。保険料については、基準年額6万5,900円とし、収納率は98.9%となりました。

保険給付については、給付費総額が前年度より0.6%の伸びとなりました。給付費総額の内訳は、居宅サービス給付費39.7%、地域密着型サービス給付費11.9%、施設サービス給付費41.3%、その他7.1%となり、地域密着型サービス給付費の割合が増加してきております。

また、要介護認定状況については高齢者の約14.5%が認定を受けており、昨年度と同様の認定率となっております。

なお、平成29年度の決算収支は、歳入14億2,597万9,000円、歳出13億7,544万9,000円、差し引き5,053万円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります、平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福島県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をしております。75歳以上の高齢者は従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入し、原則として県内で同じ保険料率が適用され、個人ごとに算定し、年金からの差し引きによる特別徴収となります。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっております。

なお、平成29年度の決算収支は、歳入1億6,746万2,000円、歳出1億6,634万4,000円、差し引き111万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成29年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります、平成29年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,305戸、給水人口は1万6,275人で、区域内人口1万7,442人に対する普及率は93.3%となっており、水道利用状況は、配水量191万2,320立方メートル、有収水量156万1,856立方メートルでありま

した。

収益的収支において、水道事業収益は、分譲住宅等の増加により営業収益中の給水収益及び加入金の収入が増加したことにより、営業収益総額は増加となりました。また、高料金対策の繰り出し基準見直しにより他会計負担金が減少し、営業外収益は減少となりました。

水道事業費用につきましては、営業費用において、主なものとして人件費や維持管理費の見直し削減等の健全化を進めてきた結果、減少となりました。

収入が4億3,274万円に対し、支出が4億380万8,000円となり、収益的収支が2,893万2,000円の純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、収入が4,854万円に対し、支出が2億14万1,000円となり、不足額1億5,160万1,000円が生じましたが、これは当年度消費税調整額358万円、過年度損益留保資金1億4,802万1,000円で補填いたしました。

なお、水道事業につきましては、配水管の修繕及び移設工事を実施するなど効率的な整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めております。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

(午前11時07分)

平成30年9月10日（月曜日）

（第 2 号）

平成30年第409回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年9月10日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	熊田	宏	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	角田	秀明	君	14番	大木	義正	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は、再質問より一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いします。

また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 薄葉好弘君

○議長（大木義正君） 通告1番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、大変本日はご苦労さまです。

さて、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

まず初めに、阿武隈川の減災対策と農地について質問ですが、近年の地球規模での温暖化により年々自然環境が変化しており、ことしも、7月の豪雨による西日本から東海地方を中心に広い範囲で数日間大雨が続き、7月中旬以降は、東、西日本では気温がかなり高くなり、東日本の月平均気温は、7月として、昭和39年の統計開始以来第1位となっております。東北地方も、梅雨明けも早く、当町でも、7月には雨不足による水田の水不足もありましたが、8月に入り、台風の影響等により、阿武隈の増水による浸水被害も想定されておりました。

今年度から、阿武隈川も氾濫危険水位、避難判断水位の見直しと洪水浸水想定区域の見直しを図ると7月の住民懇談会で説明がありましたが、この2つの見直しにより、町としては、県に対して何か要望等は考えているのかお尋ねいたします。

また、氾濫危険水位、避難判断水位の見直しと洪水浸水想定区域の見直しのこの2つの見直し作業をしてから、最終的には洪水ハザードマップの見直しを図るという県からの説明でしたが、見直し作業はするが、河川の改修工事は行わないということです。昨年の10月23日の台風では、横石集落の谷中地区の河川から溢水し、水田が冠水もいたしましたので、最終の見直しで、河川の改修工事も行っていたらと思います。これについて町はどう思われるか、お尋ねいたします。

また、懇談会では、阿武隈川の河川敷にある農地約4,379ヘクタールについては認識しておりましたが、農地と災害時の減災対策も含めて、県で農地を買い入れする考えについてお聞きしたところ、現在のところ、県では買い入れする予定はないということです。町はこの点についてどう思われるか、お尋ねいたします。

次に、消防署建設用地の取得についての質問ですが、私も、消防署建設用地の取得については、全員協議会や議会でもお聞きしておりましたが、再度、矢吹消防署建設による用地の取得について、広域消防本部からの要件も踏まえて、現在の候補用地取得に至った経過並びに決定した詳細な内容についてお尋ねをいたします。

現在の候補用地については、用地周辺に住宅が多数新築されており、近隣の地域住民の方からは、消防署を建設するには不適切な場所ではないかと言われておりますが、このことに対しまして町はどのように思われているか、お尋ねをいたします。

また、町としては、現在の候補用地以外で消防署の機能が十分発揮され、近隣住民の理解が得られるような用地取得を再度検討する考えはあるのかをお尋ねいたします。

最後になりますが、鬼穴古墳の修復について質問させていただきます。

鬼穴古墳の修復については、私は、過去に4回ほど質問させていただいておりますが、震災から7年6カ月が過ぎましたが、いまだに修復はされておられません。今年度、やっと調査費がついて、鬼穴古墳への被害調査により試掘調査等が実施されましたが、具体的な調査方法と調査期間はどの程度実施されたのか、お尋ねいたします。

この被害調査の試掘調査等を実施されて、具体的な被害の状態が確認されて、修復にかかる費用（経費）と期間が確定されたのか、ただ単に包蔵地台帳との位置を確認するためだったのかをお尋ねいたします。

また、鬼穴古墳の土地地権者、真興製作所であります。今後の修復作業と将来の史跡公園としての整備に向けた用地取得を含めて地権者と協議するということでありましたが、具体的には地権者と連絡をとって協議を進めているのかをお尋ねいたします。

以上3項目質問させていただきますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、福島県の氾濫危険水位、避難判断水位の見直しと洪水浸水区域の見直しに伴う要望についてのおただしであります。近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、

低地浸水、土砂災害等の水災害が発生しております。本年7月には、西日本を中心に豪雨が発生し、大きな被害をもたらしました。国では、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、浸水想定区域内の立ち退き避難についても考慮した避難行動における屋内避難の位置づけや、的確な避難指示のため、市町村長から助言を求められた国または都道府県に応答する義務等が盛り込まれました。このことにより、河川管理者である国や県は、市町村ごと、氾濫ブロックごとの洪水時における危険性を把握し、情報提供することが従前にも増して重要となっております。

平成26年4月には、国土交通省から洪水時における情報提供の充実として危険水位等の位置づけが変更され、危険水位の設定要領、特別警戒水位の設定要領及び洪水予報河川における避難判断水位の設定要領が改訂されたことにより、洪水による避難勧告等の見直しが行われ、市町村長が避難情報を発令する避難勧告等の判断の目安が策定され、住民によりわかりやすい避難情報の伝達ができるようになりました。

平成27年度には、水防法改正に伴い、平成27年6月に浸水想定区域図作成マニュアル、平成28年3月に中小河川浸水想定区域図作成の手引きが改訂され、浸水した場合に想定される水深を図示した図面を作成するための標準的な手法が定められ、氾濫等の浸水情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供できるような仕組みづくりが行われております。

これらを受け、県では、阿武隈川を含む水位周知河川26河川、洪水予報河川3河川について、避難判断水位の見直しを平成31年度までに行うこととしております。今回、県では、千年に一度の洪水規模を想定し、浸水想定区域の見直しを平成31年度までに実施する予定であり、本町では、県の浸水想定区域見直し実施後に矢吹町防災マップの見直しを再度行い、住民の皆様にも周知する予定であります。議員おただしの県への要望につきましては、町といたしましては、特に避難判断水位の設定に関し、その避難対象者が安全に避難できる時間を確保できるように内容を協議してまいりたいと考えております。

また、現在、三城目玉城橋に設置されている水位計のほか、町内の3カ所、阿武隈川明新橋、隅戸川柿ノ内橋、釈迦堂川前川原橋に水位計の設置を県に要望し、今年度、そのうち2カ所、阿武隈川明新橋と隅戸川柿ノ内橋に設置することになっております。

今後も、釈迦堂川前川原橋への水位計設置を要望するとともに、設置された水位計を活用し、特殊水防隊や消防団を中心に河川の水位監視の強化を図り、住民の安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、洪水ハザードマップの見直し作業の際における阿武隈川の河川改修工事についてのおただしですが、福島県主催により7月31日に開催されました「阿武隈川の減災対策に関する懇談会」では、現在のところ具体的な河川整備の計画はないと、県より説明がありました。町におきましても、現在のところ具体的な計画はないと認識しておりますが、国が平成19年3月に阿武隈川水系河川整備計画を策定しておりますので、将来的には整備が進むものと考えております。

これまで、阿武隈川上流改修工事の促進並びに各種治水対策事業の推進を図るために、阿武隈川上流域の12市町村で構成する阿武隈川上流改修期成同盟会を昭和37年に設立して以降、国と県に対して要望活動を毎年実施してまいりました。また、本同盟会では、本年7月18日に、私が代表となり、福島県県南建設事務所に対して、東川原地区の阿由里川合流部及び明新地区の県道母畑白河線付近の河川改修の促進や予算の増額などについて

要望書を提出したところであります。

今後も引き続き、阿武隈川の洪水被害及び農作物の浸水被害を未然に防止し、安全で安心できる生活を確保するため、阿武隈川の河川改修等の減災対策について、国と県に対して引き続き要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、阿武隈川の河川敷内における農地についての認識と、県での買い入れについてのおたただしであります。阿武隈川にかかる玉城橋の下流地域で、左岸側の屈曲部周辺において、河川区域内に個人所有の土地が存在することについては、公図上も、現況においても認識しております。当該区域の字名は陣ヶ岡地内であり、対象の土地の筆数は61筆、面積は約4.3ヘクタール、地権者が30名であります。土地の現況は原野で、一部が畑として利用されておりますが、地権者も高齢化しており、耕作放棄地が年々増加していることも確認しております。

一般的に、河川の氾濫や浸食等の自然現象により、河川の流れや形状が変化し、浸水、洪水対策のため、国や県等が一時的な堤防を構築し、長期間にわたる改修等により本堤防となり、その結果、河川区域の中に現在も残されている個人の土地が日本各地に無数に存在している状況にあります。議員おただしの当該区域につきましても、同様な状況の土地であると考えられます。

現在、平成29年10月の台風21号による河川の増水で被災した陣ヶ岡地内の護岸の災害復旧工事が福島県により行われており、本年9月末に工事完了の予定となっております。災害復旧工事の施工に当たり、当該土地について、堤防の一部に個人所有の土地があったため、5名の地権者から6筆の土地を県で買い上げを行っております。

また、先ほども答弁させていただきましたが、福島県主催による「阿武隈川の減災対策に関する懇談会」を鏡石町、玉川村において開催した際に、鏡石町の住民代表者より、出水時の堤防からの漏水を心配する意見がありました。

また、本町での開催時にも同様の意見があったことから、県では、須賀川市の乙字大橋から本町のうつくしま大橋までの6キロメートル区間において、漏水のおそれがある箇所について、専門業者による目視調査を9月4日、5日に行いました。なお、調査結果につきましては、後日、県から説明があるとのことであります。

今後、町といたしましては、減災対策も含めた具体的な整備計画の早期策定及び河川区域内の個人が所有する土地の解消につきましても国・県に強く要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹消防署建設による用地取得に至った経過並びに決定した内容についてのおたただしであります。白河地方広域市町村圏整備組合、以下「組合」では、広域消防発足時の昭和47年に建設しました矢吹消防署、西郷分署、東分署、塙分署、鮫川分署の5庁舎に対し、平成27年度に耐震診断を実施いたしました。その結果、いずれの庁舎も耐震基準を下回り、耐震化整備対策を講じる必要があると判定されました。このことを受けて、組合では、この耐震化対策について、消防庁舎整備に係る財政負担や改修工事による消防署業務運営への影響、車両の大型化に伴う車庫のスペース確保等さまざまな視点から検討した結果、改修ではなく、5庁舎全てを建てかえることといたしました。建てかえに当たりましては、同時期に全て建てかえることは財政負担が大きくなることから、全体を5期に分け整備する消防庁舎整備計画が平成28年度に決定されました。

この計画では、第1期の初年度を平成31年度として、1期おおむね6年、全庁舎を約30年かけ整備すること

となっております。整備する順序につきましては、白河広域市町村圏域において白河消防署、矢吹消防署、棚倉消防署が基幹署として位置づけられていることや、圏域北部地域の防災体制充実強化を図ることから、矢吹消防署を第1期として整備することに決定されました。矢吹消防署庁舎建設は、安全で安心なまちづくりの実現のために非常に重要であり、住民の生命、身体及び財産を守ることは町の責務であり、私の使命であります。

この整備計画に基づき、平成29年1月に、組合より矢吹消防署庁舎建設用地の確保について依頼がありました。当該用地の条件といたしましては、面積が約3,000平方メートルであること、幹線である国道4号、東北自動車道、あぶくま高原道路、県道棚倉矢吹線、広域農道等に容易に接続でき、矢吹町、泉崎村、中島村を含む圏域北部地域の防災の拠点として迅速に対応できる位置であること、敷地に接続する道路は、消防車両がスムーズに出場できる幅員を有するものであること、地盤については、大型車両等の配置を想定して、軟弱地を極力避けるとともに、高低については前面道路と同一レベルの平坦地を選定するよう努めること、の4点であります。

町では、これらの条件を満たし、救急救命及び消火活動が迅速に行われ、その機能が発揮できる場所を選定する必要があるため、人口分布等を考え、中心に位置する現在の消防署付近がその機能を最大限に発揮できると考え、八幡町を中心に選定することにいたしました。用地の条件である幹線道路へのアクセスや土地の形状、大きさ等をまずは住宅地図や公図で調査し、次に現地調査を行い、用地選定作業を行いました。選定の結果、条件に合う場所を組合へ提示し、示された条件に合致するか否かを確認し、了解を得た3カ所について交渉を行ってまいりました。そのうち1カ所については、取得面積で了解が得られず、また、もう一カ所は、今後の利活用の予定があることから了解が得られませんでした。このような中、残り一カ所につきましては、組合が進める消防庁舎建設計画での矢吹消防署建設にご理解をいただき、了解を得て、今回の用地取得に至ったところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在の候補用地に対する地域住民の方からの意見についてのおたただしであります。消防署建設用地につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合からの条件を満たし、救急救命及び消火活動が迅速に行われ、その機能が発揮できる場所を選定する必要があるため、人口分布等を考え、中心に位置する現在の消防署付近がその機能を最大限に発揮できると考え、町といたしましては、適当な場所であると判断し、今回の用地選定に至ったものであります。

しかしながら、矢吹消防署庁舎建設は、町の安全で安心なまちづくり実現のために大きく寄与するものであり、住民の人命、身体、財産を守る者としては必ず実現させなければならないとの思いから、組合の消防庁舎整備計画のスケジュールに沿った手続を優先し、その用地の選定過程において、地域住民の方への丁寧な説明が不足していたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。今後、速やかに地域住民からの要望等を踏まえ、組合の消防庁舎整備計画を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、用地取得の再検討についてのおたただしであります。住民の生命、身体及び財産を守ること、安全で安心なまちづくりを推進することは町の重要な責務であり、私の使命であります。矢吹消防署庁舎建設を計画どおりに進め、消防、防災体制の強化、救急救命体制の充実を着実に図っていかねばならないと考えております。そのためには、先ほど答弁しましたとおり、白河地方広域市町村圏整備組合で決定した5庁舎について、5期約30年をかけて整備する消防庁舎整備計画における第1期矢吹消防署の建設を最優先に進めなけれ

ばならないと考えております。

そうした中、今年度に入り、7月20日に3区行政区からの「矢吹消防署庁舎建設に係る住民説明会開催を求める要請書」を受け、説明会の対象範囲を3区行政区に確認し、了解を得て、8月8日に八幡町地区、田町地区の住民を対象に、矢吹消防署庁舎建設に関する住民説明会を開催いたしました。住民27名が出席し、出席者からは、取得段階での説明不足や、近くに保育園や高齢者施設があるので、別な土地へ矢吹消防署庁舎の建設を求める意見などが出されました。

また、8月24日には、町に「矢吹消防庁舎建設予定地の再考に関する要望書」が提出されました。町といたしましては、矢吹消防署の建設を最優先に進める考えであり、組合の整備計画のスケジュールに沿った手続を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、整備計画を進める上で、現在の予定地での建設について、要望書を提出された住民の理解が得られず、理解をいただくまで時間を要することにより用地が決まらず、矢吹消防署建設が6年後ないし30年後に延期されることは避けなければならないと考えております。今後は、建設予定地を他の場所へ移すことを検討し、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、鬼穴古墳の試掘調査等の具体的な調査方法と調査期間についてのおただしであります。本町の神田東地内にあります鬼穴古墳は、県内の横穴式石室を持つ円墳としては規模が大きく、後期古墳時代の7世紀初頭を代表する古墳として、昭和47年4月7日に福島県文化財保護条例により県指定史跡として指定された文化財であり、町の貴重な文化財でもあります。

議員おただしの東日本大震災により被災を受けた鬼穴古墳1号墳の修復については、福島県教育庁文化財課及び矢吹町文化財保護審議会にて協議し、課題となっております福島県埋蔵文化財包蔵地台帳と鬼穴古墳の現地面積等が不整合となっている点、土地所有者である民間会社との用地交渉、そして、修復方法及び今後の利活用などについて、課題を一つずつ整理しながら進めているところであります。今年度7月9日から7月20日の期間に実施いたしました試掘調査は、文化財包蔵地の確定作業に伴う調査であります。

この調査に至った経過についてであります。昨年度、平成29年7月31日、県の文化財課担当職員、文化財保護審議会から古墳を専門とする委員及び町文化財保護審議会から藤田正雄会長が出席し、現地にて今後どのように調査を進めていくべきか協議、調整を行いました。まず、県の委員から、石室内部は、側壁の落下は見られるがすぐに崩落する状況ではなく、崩落を防ぐ処置は今後必要であるが、古墳を将来的に保存するための作業として、形状、大きさ、範囲の確定を優先することが重要であるとの意見をいただいたところであります。

また、これまで課題としていた文化財包蔵地台帳と現地の面積等の不整合や、これから進めていく用地交渉における必要面積等を確定するために試掘調査を実施することになったわけであります。

試掘調査は、円墳の周りに掘られている周溝といわれる溝を探すことを目的に実施し、その位置までは古墳の包蔵地の範囲に含めることとなります。なお、試掘調査を行うには、現場に学芸員等の専門家が入り、調査終了後に報告書を作成する必要があることから、県文化財課に市町村埋蔵文化財調査協力等に係る職員派遣を依頼し、公益財団法人福島県文化振興財団から調査員1名を派遣していただき、9日間、1日8名の作業員が、調査員の指示により試掘調査を実施したところであります。

試掘調査の具体的な内容につきましては、東西南北の4方向に各1カ所のトレンチ、幅1.5メートル、深さ50センチメートル程度の溝を長さ5メートルから10メートル掘り、地層や出土品の状況から周溝を探す方法を採用いたしました。その結果、西側と南側で周溝が墳丘の下から約5メートルの位置で確認されたところであります。

なお、北側と東側では、既に掘削され地形が大きく変わっている状況から、周溝の確認はできませんでしたが、確認できました西側と南側の周溝が墳丘の中心から丸く囲む範囲を包蔵地とすることが適当ではないかと、調査員からは意見をいただいております。現在、その意見をもとに、包蔵地の範囲について協議を県文化財課と行っているところであり、確定後、用地交渉の面積に含める範囲として決定する予定であります。

また、試掘調査では、土器や埴輪の小さな破片が多く出土したことから、今回の調査により判明した調査結果等の現地説明会を9月22日土曜日午後1時から開催いたします。なお、現地説明会につきましては、広報やぶき9月号で案内しており、多くの町民の皆様に参加していただき、本町の歴史の一端に触れていただきたいと考えております。今後も、今回の試掘調査を初め、課題の整理を図りながら、復旧に向け鋭意努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、修復に係る費用と期間の確定についてのおただしであります。今年度、福島県の指定文化財保存活用事業補助金を活用し、鬼穴古墳1号墳の石室内部の測量調査とともに、修復計画の詳細設計委託を9月中に発注する予定であります。

調査及び設計委託の主な内容につきましては、石室内部の測量調査については、古墳上部を構成している積石の横ずれや一部落下している状況と亀裂等について、3D測量による詳細な現況把握を行う予定であります。その調査結果をもとに修復方法について検討し実施設計業務に取り組む内容で、県文化財課と調整しております。年内中には石室内部の現況把握を完了し、今年度中に修復方法、事業費及び今後のスケジュールについて決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、地権者との具体的な協議についてのおただしであります。平成28年6月に土地所有者であります民間会社に出向き、東日本大震災による被害状況や今後、修復に向け試掘調査を実施すること及び将来的に保存していく用地についてご相談させていただきたいとの説明を行い、了解を得たところであります。その後、現地調査などを行う場合には、管理人の方を通じ、地権者であります民間会社と連絡をとり合いながら調査や作業を行っており、その調査結果等の内容についても適宜報告を行い、関係性を築いているところであります。昨年度は、試掘調査を行う事前作業として、立木の伐採について相談し、今年度は、試掘調査について、快く了解していただいております。

また、試掘調査に伴う現地説明会にもご案内しておりますが、今後、実施する調査内容や用地買収等の協議につきましても、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、修復後の鬼穴古墳の利活用及び公園化につきましては、出土品の展示や案内板の設置等々を含め、文化財保護の観点から総合的に検討しているところであります。石室内の内部見学についても、被災前は石室内に入ることはできましたが、修復後の内部見学は難しいと考えております。

また、今後、交渉する地権者との用地協議においては、広範囲ではなく、鬼穴古墳を一周できる見学コースや駐車場などの必要最低限の範囲で協議する予定であり、用地取得後に、改めてどのような整備が必要なのか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） ご答弁ありがとうございました。

まず、阿武隈川の減災対策の件でございますが、28年に私が質問した際に、先ほど申されたように、河川敷にある農地約4.3ヘクタールでございますが、これの、福島県建設事務所では、当時の状況、経過等に問い合わせを行っているが、相当な期間が経過しているため確定に時間を要している状況であるというふうなことで、この確定について時間を要しているというふうな状況で何らかの、建設事務所から連絡があったかどうかをご質問したいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

県からの報告でございますが、現時点では、まだございません。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 県のほうから報告がないというふうなことで、私が質問してから1年半ぐらいたっておりますが、逆に町のほうからどうなったんだかというふうな問い合わせとか、そういうことはしなかったのかどうかもお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

県に対しての要望を行ったのかということでございますが、現時点で調査をするという話があつて以降、特に要請はしておりませんので、議員ご指摘のとおり、1年近く経過しておりますので、町として、県に対して、現在の進捗状況についての確認をしたいというふうに考えております。

以上であります。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） ただいまの答弁を修正させていただきたいと思います。

1年半近くではございません。1年半でございました。大変失礼しました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 確認をしていないというふうなことでございますが、現在、陣ヶ岡地内の河川工事が、今月末には工事が完了するというふうなことでございます。先ほどの答弁では、地権者6筆の土地を県で買い上げたというふうなことでございますが、現実的に、この6筆の土地の面積ほどの程度になっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

買収した土地の面積でございますが、629平米でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今ほど、629平米というふうなことで、残されているのは4.3ヘクタールほどあるわけですからまだまだあるわけですが、私が28年12月に質問した内容では、町側の答弁では、この農地については買い取りを要望していくというふうなことでございましたが、具体的に要望活動、今までしてきたのか、今後なされる予定があるのかを再度質問したいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

具体的な要望でございますが、事務レベルといいますか、私が県の土木事務所のほうに、こういった状況についての対応について要請を行っております。今後も、継続的に河川改修に伴う事務レベルでの協議の場がございますので、その際にも、引き続きこの件については要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） これからも要望していくというふうなことですが、現在、30名の所有している方は、かなり高齢になっております。河川改修工事が終わってから40年以上が経過しているということで、所有者の方が高齢化しているということで、一刻も早く、何で当時こういうふうな状況に陥ったのかというのがまだわからない状況で農地が残されているということで、地権者の方々は、県のほうに買い上げをしていただきたいということで、町に要望書を出したいというふうなことを言っておりますので、町としては、こういうような要望書を受けて、県のほうに正式に書面で買い取りの要望書等を提出していただくような考えはあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

そうした要請を受け、その要請に従いまして、県への要望をしまりたくて考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 続いて、消防署用地の取得についての質問をさせていただきますが、先ほど、町長の答弁の中から、新しく、今後、用地を再度検討する用意があるというふうなことでございますが、こういうような検討する過程において、消防署の建設スケジュールについては問題が生じないかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 薄葉議員の再質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

別な候補地を今後検討していきたい、先ほど答弁をさせていただきました。再度、用地を新たに求めるということについては、時間を要する、なおかつ、再度求める候補地についても、建設候補地の近隣の住民の理解を得るといふことで、相当の時間がかかるということは覚悟しておりますが、第1期、平成31年度からスタートする建設計画、おくれが生じないよう、今後、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひ申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 鬼穴古墳の修復について質問させていただきます。

先ほど答弁いただきましたが、ちょっと私が腑に落ちないといふか、今回、鬼穴古墳の修復については、県の文化財課の職員が平成23年6月と平成25年8月に現地調査をしたということですが、28年7月に文化振興財団が現地を確認したところ、包蔵地台帳との位置がずれていたといふふうなことでございますが、これは、昭和47年4月7日に福島県指定文化財として指定されましたが、その後、一切調査はされていなかったといふことがこういうずれに生じたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

包蔵地台帳につきましては、県に指定になってから、しばらくたってからでございますけれども、平成22年に台帳を整備して、県のほうに提出しております。その際に、位置がずれているというまま県のほうに提出し

ておりまして、その修正作業をただいま行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 私が質問しているのは、昭和47年4月7日以降に指定されてから一切調査されなかったからずれが生じたのかというふうな、そこを、22年にわかったということですが、それまでは全然調査をしていなかったからずれがわからなかったのか、それをちょっとお聞きしたいんですが。それをちょっと、ご答弁をお願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

昭和47年当時のものと、その後、平成22年に新しく台帳作成が行われました。47年まではどのような台帳になっていたのかは今、確認はできませんが、と申しますのは、図面というものが、その当時のものが、県のほうに届けられている図面というものが、今、今と申しますか、手元にちょっとないものですから。

平成22年度には台帳が新しくつくられるようになりまして、そのときの台帳が、この図面の中で印がついているわけですが、番地は正確なものでございますが、台帳の図面の位置がずれて登録をされているということが、県からの指摘を受けて、私たちもそれを見て、あれ、なぜそういうことになったのかなというふうには思いましたけれども、残念ながら、そういう結果でございました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今、お話を聞きますと、ただ単にずっと、47年に指定を受けて、22年のやつを見て、今回のやつを見たらたまたまずれていたというふうなことです。では、ずれていたというのは、どこがミスっているんだか。県が指定しているわけですから、県がちゃんとした台帳を整理していなかったのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） お答えいたします。

平成22年度の台帳は、矢吹町でつくって、それを県に提出したわけでございます。文化財関係の台帳が新たに提出となったときに、矢吹町で印をつけて、この位置であるということで提出したものと思われませんが、県のほうの台帳の写しと私どもの台帳とは一致しておりましたので。しかし、県もそれを受け取っているわけですので、もちろん矢吹町にも、私どものほうにも責任はあるというふうに思いますが、県のほうも、それを受けてもう8年近く、当時からすると6年ほどになっておりますので、その台帳の違いがどうして生じたのかと

いうことについては、今、確認のしようがちょっとないわけですが、しかし、矢吹町教育委員会にも、申しわけないことですが、責任もありますし、県指定として、県のほうもそのことを、台帳を提出した段階で確認が十分でなかったという責任もあるのかなというふうに私どものほうでは考えているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今のお話ですと、町にも多少責任があったというふうなことでございますが、その件については、当時からすれば、現在まで至った経過でどのようにしてそういうふうなずれが生じたんだかは、今後も追求していただきたいというふうに思います。これによって、位置関係を確定してから、それからまた今度調査をするというふうなことでございますから、だんだん修復の時間がおくれてしまうというふうなことでございますので、事務的なミスというふうなことであれば、これは大変な問題であるというふうに思いますので、そこは、今後も、どうだったのかを追求していただきたいと思います。

今回、調査におきまして、今までの調査結果と違う点や新たな出土品で具体的にというのがあったのかを、わかればお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

今回の調査で新たに出土したものとしては、土器と破片が50以上、新たに発見されました。土器と埴輪につきましても、今までは、円筒埴輪とか丸いものが主なものでございましたけれども、今回は、これは人物埴輪じゃないのかというようなものも一部出ております。その辺についても、今月行われます現地調査の中でご説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 出土品は新たなのが出たというふうなことでございますが、実質、先ほど調査した中で、位置関係で、古墳の大きさなり、そういうふうな規模だか、そういうふうな部分は、台帳はずれてはいたけれども、古墳もちょっと大きさが違ってはいたとか、そこら辺のことは具体的になかったのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

墳丘の大きさというものにつきましては、現地の看板等では東西26メートル、南北27メートルということで表示がなされております。この数値は、現況の大きさでございます。

今回の調査の中で、墳丘部分についても試掘調査を行いました。その地盤状況によりますと、やはり削られている状況ははっきりしたというところで、調査員から報告も受けております。その試掘調査の地盤の状況からすると、鬼穴古墳は30メートルを超える大きな古墳であるということでご意見もいただいておりますので、その点についてが、今回の調査でわかったところの一つでもございます。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時10分からです。

（午前10時58分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 藤井精七君

○議長（大木義正君） 通告2番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。また、きのうは、やぶきフロンティア祭り、大変お疲れさまでした。

私ごとですが、きのう、フロンティア祭りの席上、健康スタンプラリー、これに参加しました。握力と体組織、今、いろいろもっと細かいのがあったんですが、雨のためちょっと実施できませんでしたが、そうした中で、測定結果37歳という体年齢の指標になっております。

また別に、女房も受けて、朝、行ったんですが、女房、69歳ですが、70歳という判定結果が出て、きのうは1日、楽しいというか、得たような1日でした。

それでは、通告に従いまして、順次一般質問いたします。

学校施設の長寿命化計画が示されましたが、児童生徒数の減少、特に小学校はどのように捉えているのか、統合という策を打ち出すことも視野に入れているのか伺います。

矢吹町の教育大綱、大綱とは、ある物事の大切なところ、ある物事の大筋ということですが、矢吹町の教育大綱の基本理念「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」、基本目標「ふるさとの誇りと愛着心の育成」、「社会全体で取り組む子どもたちの育成」、「協働のまちづくりによる子育て支援」、「学校教育の質の向上、環境の充実」、「学びを通じた人づくりの推進」、「スポーツ活動の推進と競技力の向上」、「文化、芸術活動、生涯学習分野の活性化」、このように、町の教育大綱ではうたっております。

こうした基本理念に沿った環境を確実にする、そういうことを目的としておりますが、心配なのは、住民基

本台帳データを見ますと、今後の児童生徒数、三神小学校の場合は、2030年、12年後には52人という児童数が示されております。ほかの3つの小学校と比較すると、児童の減少は、驚くほど早くなっております。

教育委員会でも、統廃合の話も進んでいるとは思いますが、そうした中、統廃合と施設の長寿命化、なかなかかみ合わない面もあると思います。そうした中で、教育大綱に沿った矢吹町の子どもたちにどのように情動の教育をしていくのか、教育長に考えを伺います。

次に、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進、地域創生、そのためにも、子育て世代へ負担軽減策、これが大変重要になってきます。今後、どのように考えているのか伺います。

矢吹町も、いろいろな子育て支援の施策を実施されておりますが、先ほども質問いたしました、この少子高齢化、各自自治体で少しでも食いとめるためにも、いろいろな子育て支援を実施しております。今度も、私が紹介議員になりましたが、「学校給食費の無償化を求める請願」、こうした請願も出ております。学校給食費の無償化の質問、何回かいたしました、やはり、こうした子育て世代の負担軽減、そのために大事な施策の一つでございます。

学校給食には、いろんな面で父兄の負担軽減になっております。こうした無償化を開始した目的の例を見ますと、食育の推進、人材育成、保護者の経済的負担の軽減、少子化対策、定住・転入の促進、地域創生、子どもや人口の増加を期待した支援、こうした目的を達成した、そうした自治体を例にとってみますと、無償化の成果の例、いろいろと出ております。自治体、地域の感謝の気持ちの涵養、栄養バランスのよい食事の摂取や乱食を減らす意識の向上、給食費が未納、滞納であることに対する心理的負担の解消、このように、児童生徒に心理的負担を和らげております。

また、保護者にとっては、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受、親子で食育について話し合う機会の増加、教育への関心の増加、給食費納入にかかわる手間の解消、また、学校教職員には、給食費の徴収や未納、滞納者への対応負担の解消、食育の指導に関する意識の向上、また、自治体にとっても、こうした給食費の無償化、子育て支援の充実、少子化対策、定住・転入の促進、こうした成果もあらわれている自治体もあります。

教育行政、学校給食センター設置、そして、私が今、質問しました給食費の無償化、いろいろ大変とは思いますが、ぜひ、教育長に、この学校給食費の無償化を、そういう気構えで、今後の教育と責務に頑張ってくださいと思います。このように、また、教材費の負担の軽減などもあります、まずは、今後、子育て世代の負担軽減、どのように考えているのか伺います。

最後に、放課後児童クラブの充実を図るためにも児童館が望まれるが、教育長の思いは、ということで伺います。

私が、多分2期目の議員ですから、平成8年の選挙で当選しましたから、13年、三神小学校の父兄からも、ぜひ放課後児童クラブを実現してほしいという声、要望がありました。放課後児童クラブは、平成9年5月1日、善郷小学校、平成14年、中畑小学校、平成15年、中畑、三神小学校。三神小学校の児童さんは、中畑小学校に何年かお世話になって、ようやく、平成19年4月1日に、三神小も事業が開始されました。こうした児童クラブ実現に、私も何回か一般質問をしております。三神が最後ということは、いかに三神の人が穏やかで、余り要望も言わなかった、そんな感じも、年数からしますと、今、思います。しかし、その割には議員数が多

いんじゃないかなという質問、あるかもしれません。

今、言いましたように、順次、矢吹町の小学校、子育て支援のための放課後児童クラブ、実施いただきましたが、各近隣市町さんにおいては、こうした放課後児童クラブを児童館というそういう場所で運営している、子どもを伸び伸びと育てる、そういう児童館の建設が進んでおります。この近隣でも、西郷、泉崎は古くからやっておりましたが、また、中島村、いかに子育てに各市町村、自治体とも頑張っているか、こうした建設の状況を見てもわかります。

放課後児童クラブは、やはり、登録している児童さんじゃなければ参加できません。その点、児童館は、登録していなくても、ゼロ歳から18歳までの、こういう人たちが利用できます。児童館は、近隣に住む子どもであれば、誰でも、いつでも利用できます。また、児童厚生員という専門の職員がいて、遊びや子育てに関する知識を教えてください。また、体力増強、増進機能、そういう施設を持った児童センターという、そういう施設もあります。こうした子育て支援の充実、そのためにも、やはりいかにして健康で穏やかな心を持った子どもたちを育てていくか、そうした場所に児童館は適切な施設だと思います。また、教育長に大きな提案をいたしました、教育長の児童館に対する思いを伺います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、児童生徒数の減少に関し、特に小学校については、統合についても視野に入れているのかとのおたただしであります。平成29年度に策定いたしました矢吹町学校教育施設長寿命化計画につきましては、安全・安心な維持管理はもとより、少子化による児童生徒数の減少を見据えた将来の適正な施設管理を計画的に行うため、また、それに加え、矢吹町公共施設等総合管理計画で示されているとおり、建物総床面積が全体の39.4%と施設総量の割合が最も多い学校教育施設について、早い時期に管理計画を定める必要があり、策定したものであります。

議員おただしの児童生徒数の減少についてであります。ことし4月1日現在の町内小中学校の児童生徒数及びクラス数は、矢吹小学校が205名、10クラス、善郷小学校が423名、18クラス、中畑小学校が159名、7クラス、三神小学校が116名、7クラス、合わせて903名、42クラスであり、矢吹中学校が448名、17クラスであります。矢吹町学校教育施設長寿命化計画において、住民基本台帳データをもとにした児童生徒数の将来推計を示しておりますが、2035年（平成47年）には、三神小学校では入学者数が4名、全校児童数35名との推計が示されており、福島県教育委員会が示しております平成30年度学級編成基準をもとに考えてみますと、1年生の児童数が8人以下となる見込みから複式学級となる学級編成が予想されます。

さきの議会において、「児童数の減少により複式学級が見込まれる場合は、地域の皆様、議員の皆様、広く町民の皆様のご意見をいただきながら、将来的には統合を検討したい」と答弁してまいりました。教育委員会といたしましては、町内4小学校について、矢吹町学校教育施設長寿命化計画に基づき、今後、具体的な学校施設の改修スケジュールを検討してまいりますが、計画内で示しておりますとおり、平成47年度には、三神小学校において複式学級となることが見込まれることから、長寿命化改修とあわせ、小学校の適正規模、適正配

置についても検討を進めております。検討結果につきましては、今後の小学校の適正規模、適正配置について協議のたたき台として活用できるよう、今年度末をめどに教育委員会の方針をまとめることとしております。今後も、児童のよりよい教育環境の充実を第一に考えながら検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子育て支援や子育て世代への負担軽減策についてのおたただしであります。教育委員会では、第6次矢吹町まちづくり総合計画の16の政策の一つに「子どもを安心して産み育てることができるまちをつくります」を掲げ、「未来の矢吹を担う子どもは地域の宝」という指針のもと、子育て支援の充実を最重要課題として位置づけ、子育て世帯に対してさまざまな施策に取り組んでいるところであります。

議員ご承知のとおり、今年度の広報やぶき5月号に「矢吹町子育て支援特集」を掲載したほか、「子育てホームページ」や「子育てアプリ」を通して町の取り組みを、子育て世代はもちろんのこと、広く町民の方に積極的に情報を発信し、紹介・周知しながら各事業を展開し、子育て世帯を応援しているところであります。主な事業としましては、子育て支援の分野においては、遊びを通した子育てをコンセプトにした矢吹町屋内外運動場「未来くるやぶき」の整備、子育て相談や子育て中の親子同士の交流を目的とした子育て支援センター「にこにこひろば」の設置や、子育てサークル団体へ活動支援のための補助金交付を行っております。

少子化対策としましては、第2子以降のお子さんに出産祝金5万円を支給する出産祝金支給事業に加え、昨年度からは、第1子のお子さんに誕生祝品を贈呈する出産祝品支給事業を実施しております。また、平成28年度からは、特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する不妊治療費助成金、不育症治療費助成金を補助しております。

なお、町部局の事業では、定住・転入の促進対策としまして、町内に住宅を取得した若者夫婦に対し助成金を交付する若者定住支援助成事業に取り組んでおります。

また、子育て世代への負担軽減策としましては、幼稚園・保育園無料化事業として、近隣自治体に先駆けて、平成19年度から幼稚園・保育園の第3子以降の園児について無料化を実施してきたところでありますが、さらなる支援策として、幼稚園においては、平成29年度より3歳児から5歳児の幼稚園保育料を全て無料化し、今年度からは、5歳児の預かり保育料についても無料化しております。また、保育園においては、今年度から5歳児の保育園保育料を新たに無料化し、保護者の負担軽減を図っております。

このような本町の子育て支援策の取り組みについては、近隣市町村と比較しても充実しているものと認識しております。今後も、これらの事業を継続実施するとともに、さらによりよい支援策の充実を図るため、国の来年10月からの幼児教育の無料化取り組みに先行して、本町は、来年4月より、ゼロ歳児から4歳児までの保育園保育料の無料化に取り組む検討を進めております。

このほかにも、現在作成中の子育てハンドブックの発行、子育て世代包括支援センターの設置、(仮称)矢吹町複合施設建設に伴う子育て支援機能の整備を進めながら、幼稚園給食の提供等の検討も深めてまいります。

これからも、子育て世代に寄り添う施策により、切れ目のない支援策の充実を図り、若い世代が結婚、出産、子育てに希望の持てる矢吹町の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、児童館建設についてのおたただしであります。放課後児童クラブにつきましては、放課後や夏休み等の長期休業時に、保護者の就労等により家庭において面倒を見ることができない児童について、安全を確保

するとともに、健全な育成を図ることを目的に、町内4小学校において設置されております。各小学校の入所児童数や放課後児童支援員については、本年8月1日現在、矢吹小学校が65名、支援員4名、善郷小学校が120名、支援員10名、中畑小学校が39名、支援員5名、三神小学校が32名、支援員3名、合計児童数256名、支援員22名と、休日対応支援員8名であります。全小学校児童902名の約28%が利用している、大変重要な子育て支援の事業であります。

これまで、放課後児童クラブの運営場所につきましては、各小学校の空き教室及び三神公民館の一室を利用してまいりました。児童館の建設につきましては、これまでの議会答弁のとおり、建設する際の財源確保が大変厳しいこと、現在の場所が利用する児童や保護者において大変利便性が高いこと等により、現在の場所で運営を続けてまいりました。しかし、今後、将来の児童数が著しく減少が進み、小学校の運営維持が厳しくなる場合、小学校の統廃合も視野に入れなければならないと考えており、その際は、放課後児童クラブについても検討を深めなければならないと考えております。

こうした経過から、私自身、児童館が必要であるとの思いはございますが、現状におきましては、4小学校それぞれにおいて引き続き放課後児童クラブを運営し、子どもが安心して過ごせる生活の場として環境を整え、安全面に配慮しながら運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 再質問いたします。

三神小学校の児童数の減少、これ本当に、先ほど言いましたように、善郷小、矢吹小、中畑小学校と比較しますと、著しく早いものがあります。私は、三神小学校の卒業生としましては、学校が統廃合、廃校になるのは本当に残念ですが、しかし、現実を捉えると、これもいたし方ないと、そういう考えも持っております。ですから、やはりこうした三神小学校の現状、統廃合と言われるといろいろな問題も出てきますから、なかなか一筋縄ではいかない、解決ができない場合もありますが、やはり、こうした今の三神小学校の現状、そして将来的な現状、これを地域住民になるべく早く示して、早い段階で理解を得られるような、そういう政策というか、方法も必要だと思います。

また、この長寿命化とあわせて、もし三神小学校が廃校になったら、跡地の利用等も考えなくちゃならないと思います。また、私は、やはり三神小学校は中畑小学校と一緒になるのかなという、そういうような考えもあります。そうした中で、やはり場所選定、これも大変難しいものがありますから、やはりそうした場所も当然、将来的な話ではありません、結構早い話になってきます。そうした場所の確保もやはり頭に入れながら教育施設長寿命化計画も進めていかなければならないと思いますが、教育長の考えを伺います。

○議長（大木義正君） 藤井議員、統廃合の場所のあれでいいですか。答弁。いろいろ何か中身はあったんですけども。

○12番（藤井精七君） 統廃合の場所、やはり配置とか、なかなかいきませんから、いろいろ考えておく必要があるんでないかと、そういう。特に、三神小学校の場合は、本当に早い減少ですから、覚悟というそういう気持ちになってもらう、そういうことも必要だと思います。その点、教育長の考えを伺います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

町内4小学校の統合等についての問題でございますが、そして、三神小が町内の4小学校の中では一番先に複式ということが出てくるということについては、現在のままでとそうになってしまうわけでございますが、統合する場合の場所については、現在、教育委員会の中で検討をして、今年度中に示していくということでございますが、三神小と中畑小、あるいは矢吹小、善郷小という先の先まで考えて、将来は1つの小学校にしていくことも検討しております。そういう意味では、段階的な統合ということになるかもしれません。

場所については、将来1つにするということをもし、今、検討中でございますので、今、はっきりと示せるわけではありませんが、旧総合運動公園用地が町のほぼ真ん中にある、中学校にも近いというようなことから、そこを中心に検討していくことになろうかというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 学校、子育て支援ということで、学校給食費の無償化の質問をいたしました。結構、これは無償化の取り組み、各自自治体が無償化、または一部無償化という、そうした動きに進んでおります。

今度出ました請願には、福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援、少子化対策として小中学校の給食費を無料または一部補助する、そうした自治体が急速にふえてきております。自治体予算で学校給食費を完全全額無料にした相馬市、金山町、下郷町の3市町を初め、半額補助や一部補助をする自治体、県内29市町村に広がりを見せております。こうした中で、矢吹も、こうした支援の一環として、やはり給食費の無償化や、できなければ半額補助または一部負担、そうした考えも持ってもらえば、いろいろな面で父兄が恩恵をあずかると思います。そうした給食費の無償化、また半額助成、一部助成などいろいろと検討しながら、ぜひ教育長には、この無償化の問題、真剣に、そして元気に取り組んでもらうことを祈っておりますが、教育長のこうした給食費の無償化に取り組む姿勢を再度伺います。

○議長（大木義正君） 藤井議員、子育て支援とかの質問内容に子育て支援は入っているんですけども、給食費無償化は質問の要項に事前に入っていないんで、一応、請願のほうでも出ているんで、一般質問ではちょっとこの質問は妥当でないなと思うんですけども、何か別な質問であれですか。最初から具体的に入っていれば、当然、答弁のほうも考えていたでしょうけれども、具体的に給食無償化は入っていなかったもので。

○12番（藤井精七君） わかりました。ただ、気持ちは通じたと思います。

○議長（大木義正君） 再質問、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 以上で、12番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議いたします。

再開は午後1時となります。

(午前11時50分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 鈴木隆司君

○議長（大木義正君） 通告3番、8番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、お忙しい中、傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

通告書に従いまして順次質問をさせていただきますが、まず質問の前に、昨日行われましたフロンティア祭り2018年、本当に議会会期中で大変忙しい中でしたが、関係各課のご尽力、活躍によって盛大に開催できましたこと、本当に感謝と敬意を申し上げます。本当にご苦労さまでした。私も地域経済活性化のために、たくさん地元の食材等をいっぱい手に持てないぐらい買い物をさせていただきました。ご報告申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

新設が予定されている特別養護老人ホームにつきまして質問いたします。

平成32年度に開設が決定しております、町内では2番目となります特別養護老人ホームにつきまして、下記の点について質問をいたします。3点です。

1点、公募時にプレゼンテーションの内容につきまして、どのような2つの社会福祉法人のプレゼンテーションの内容であったかをお尋ね申し上げます。

賃貸する町が所有する町有地につきましてお尋ね申し上げます。契約年数、賃貸契約の内容、そして特約事項等があれば、その内容についてをお尋ね申し上げます。2番目です。

3番目に、開設に向けて、現在の進捗状況をお尋ね申し上げます。開設に向けましての工程表等があれば、詳しくお答え願いたいと思います。

続いて、大きな2番目の質問でございます。

選定委員会に関することについてでございます。

町の各種事業や指定管理者等を選定するに当たりまして、審査の役割を担う選定委員会がございますが、この選定委員会につきまして、以下の点についてご質問をいたします。

1番、選定委員を任命するに当たりまして、町の選考基準、町の考えをお尋ね申し上げます。

2番、公募等におけるプレゼンテーションの各選定委員の意見や決定に当たって、どのような取りまとめをしながら決定をしているか、その手順についてお伺いをいたします。

3番、議会に対しては、選定後、選定の内容の発表のみでございますが、今後、選定に当たってのさまざまな詳細な経過を議会に報告するつもりはあるかどうか、町の考えをお尋ね申し上げます。

大きな3番目の質問です。

公共用地決定についての質問でございます。

公共施設を建設するに当たり、その用地を選定するということは大変重要なことであることは言うまでもありませんが、以下の点につきまして質問をいたします。主に今般の町の消防署の移転問題についてでございます。

1番、田町や八幡地区で反対の声等が挙がっているようでございますが、消防署の移転地を決定するに当たっての経緯をお尋ね申し上げますという質問ですが、これは一番最初の同僚議員の質問で聞いておりますので結構でございます、説明は。

2番、用地選定における事前協議についてでございます。今般なぜ事前協議が行われなかったかという点もあわせてお尋ね申し上げます。

3番、用地選定における地域住民とのコミュニティ、説明等が不足しているということは明白でございますが、なぜこのようなことが起こったのか、今後またこの地域に対する住民説明、あるいは地域に対する対策を今後どのように町はやっていくのかをお尋ね申し上げます。

以上、3点でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、新設予定の特別養護老人ホームについてのおただしであります。まず、公募時の事業者によるプレゼンテーションにつきましては、平成29年11月29日に矢吹町介護老人福祉施設整備予定事業者選定委員会設置要綱に基づき、8名の委員による選定委員会を開催いたしました。審査内容につきましては、各事業者のプレゼンテーション及び面接審査をもとに、「基本理念及び基本方針」「地域との連携」「事業運営」「衛生管理・苦情処理・事故防止体制」「従業員関係」「施設整備」の6つの審査項目に分け、それらをさらに20の評価項目に分けて審査を行いました。審査結果につきましては、広報やぶき、町ホームページで公表したとおり、社会福祉法人篤心会が整備予定事業者として選定されております。

次に、整備予定事業者に対し賃貸する町有地の契約内容であります。町有地の取り扱いにつきましては、「矢吹町財務規則」「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づき、公有財産の賃貸借契約という形で締結したいと考えております。契約期間につきましては50年、賃借料につきましては10年間無償で貸し付ける予定となっております。

最後に、開設に向けた現在の進捗状況につきましては、整備予定事業者による近隣住民に向けた説明会が6月20日に開催され、さらに説明会終了後に、6区東区、6区一本木東区住民に対して建設計画の概要について資料を回覧し、施設建設に対する地域住民の理解を得たところであります。

また、8月6日から24日の間に建設予定地のボーリング調査が行われ、現在は福島県南保健福祉事務所による施設整備協議のヒアリングを受けるため、整備計画書を作成していると伺っております。

町といたしましても、施設サービスを必要としている多くの入所待機者解消のため、特別養護老人ホームの早期開所に向けて最大限努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、指定管理者等、選定委員の選考基準についてのおたただしですが、本町では、指定管理者等の選定に当たり、公正かつ適正に審査を行うため、指定管理施設ごとに選定委員会を設置しております。

選定委員会の設置に当たっては、所掌事項、組織構成等を示した設置要綱を定め、これらの基準により選定委員を選考しており、主に施設の専門性に応じた外部有識者や関係団体の長等で構成されております。

また、審査方法につきましては、書類・事業計画書等のプレゼンテーションによる審査、面接審査等により行い、評価点数及び選定委員の意見を踏まえて総合的に評価しており、順位を付して候補者を選定し、審査内容を含めた結果を公表しております。

このような本町の指定管理者制度全般における方針につきましては、平成17年度に策定した「指定管理者制度導入に関する基本方針」及び平成21年度に策定した「指定管理者制度運用の手引き」において示しており、これらに基づき、基本的事項については統一性をもって公正かつ適正に運用しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、議員ご指摘の議会に対する選定結果報告のあり方につきましても、方法・内容等を含め、今後検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、用地選定における事前協議についてのおたただしですが、薄葉議員への答弁と重複いたしますが、消防署建設用地につきましては、白河広域市町村圏整備組合からの条件に合った場所を選定し、交渉を行ってまいりました。

矢吹消防署庁舎建設は、安全で安心なまちづくりの実現に大きく寄与するものであり、住民の人命、身体、財産を守る施設として、必ず実現させなければならないとの思いから、組合の消防庁舎整備計画のスケジュールに沿った手続を優先し、地域住民への事前説明が不足していたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

今後は、地域住民からの要望等を踏まえ、組合の消防庁舎整備計画を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、用地選定時における地域対策についてのおたただしですが、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、矢吹消防署庁舎建設は、安全で安心なまちづくりの実現に大きく寄与するものであり、住民の人命、身体、財産を守る施設として必ず実現させなければならないとの思いから、組合の消防庁舎整備計画のスケジュールに沿った手続を優先し、地域住民への事前説明が不足していたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

町といたしましては、地域住民からの要望等を踏まえ、矢吹消防署庁舎建設を最優先に進める考えであり、消防庁舎整備計画のスケジュールに沿った手続を進めてまいりたいと考えております。

今後は、地域住民へ丁寧に事前説明を行いながら、矢吹消防署庁舎建設が延期されることのないように調整し、建設予定地を他の場所へ移すことを検討し進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 特別養護老人ホームの賃貸についてちょっとお尋ねいたします。

賃貸契約は50年ということでございました。この契約の方法は、定期借地権賃貸という方法でよろしいんですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

定期借地権、そのような土地の賃貸契約について、公共財産、公用財産についての契約上の概念はないというふうに認識しております。なお、契約書の名称につきましては、公有財産賃貸借契約書という名称の契約の内容になってまいります。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 以前は旧法賃貸契約で、旧法ということで、土地を借りて建物を建てた方はかなり強い権利があって、その後、それではいろんな面でふぐあいとかな都合が出てきたということで、新しく借地法、新法ができて定期借地権という制度ができましたので、ちょっと公共事業と民間では違うかもしれませんが、そういったいきさつがありますので、ちょっとその辺のほうも検討していただきたいと思います。

それから、質問です。特約についてという質問に対して町長から答弁がございましたが、この特約で例えば、現状の状態で貸す、あるいは50年後に建物を取り壊して現状復帰で返すというような細部にわたる特約というのは、全くないのでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

契約については、まだいつの時期に契約を締結するかというところが未定になっておりますが、先ほど町長が答弁した内容からして、10年間は無償ということで答弁させていただきました。10年間、その後についてはどうするかというところについては、10年後を迎える前にその後の契約について内容を検討いたしますので、そのときに、次、5年、10年、20年にするかという検討が出てまいります。50年後ならば、建物についてどうするかという内容につきましては、40年後あるいは45年後に、どのようなことで、建物についてはというところで契約協議に入るものだというふうに現在のところ認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 借地の返還のときの取り決めというのは、契約時に、例えば現状復帰にするとか、建物は全部取り壊してということだと思いますので、ちょっとその辺は研究していただきたいと思いますが、それはそれとして、特約の一つとして、町長が10年間、地代を無償にするということですが、これ1年間300万、

10年で3,000万ということによろしいですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今の金額につきましては、公共財産の目的外使用で貸し出す場合の一定の面積、単価を掛けたものとして、おおむねその額になるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 町長が今度来られます特別養護老人ホーム篤心会につきまして、町としてできる限りできることはしてやりたい、これは当然のお話だと思います。14人の議員あるいは町民のほとんどが、将来の高齢化に向けて、この特別養護老人ホームが矢吹に来ていただけるということは歓迎の意があると思います。そして、なおかつ、せっかく矢吹に来ていただけて、町の社会福祉にかなり多大な貢献をする、あるいは町のためになるという要素があるわけですから、当然来ていただけるこの社会福祉法人に対しては、町としても何らかの協力はしなければならないというところは、14人の議員あるいはほとんどの町民の方が思っていることであると思います。

ただ、町長の権限でこの公共財産の取り決めができるということですが、この協力方法についても、みんなが何らかの協力をすべきだという気持ちでは一致しておりますので、どういった協力方法があるのだろうか。例えば、金銭的な協力でいいのか、あるいは環境美化とか、そういう面の協力ができないだろうか。あるいは、音楽や合唱、演奏等の慰問のボランティア活動を数多くやって、そういった心の協力ができないのであろうかというようなことを議論……

○議長（大木義正君） 隆司議員、質問の通告の内容とだんだんずれてきているので。

○8番（鈴木隆司君） いや、賃貸契約の内容という質問で年間300万、3,000万を無償にするということですから……

○議長（大木義正君） それは、答弁した。

○8番（鈴木隆司君） それに関連して、それは1人で決めるのではなくて、みんなで話し合ったらいかがですかということですから、ずれていないと思いますけれども。ですから、みんなで何らかの協力をしなければならないというのは、町長と全員が気持ちは一緒だと思います。その方法について話し合う余地はあるか、ないかということですから、決して質問からずれていないと思います。

○議長（大木義正君） もう一度整理しますと、じゃ、何らかの決めることについてみんなで相談というか、する必要があるかどうか。

○8番（鈴木隆司君） そういうことです。町長が何らかの協力をすべきだという点では、もう皆さん一致していると思います。ただ、それをみんなで話し合う余地はあるのか、ないのかということです。

○議長（大木義正君） はい。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

篤心会に対して、矢吹町でどのような協力ができるかということにつきましては、他の先進自治体、例えば天栄村や須賀川市、鏡石等々を含めて、新たに特別養護老人ホームができた場合の町の協力、市町村の協力等については、議員の皆様事前に全員協議会等で説明をさせていただきました。そのような形で金銭的な協力もしていくということで説明はさせていただいて、前に進んでいるということでご理解をいただければと思います。

なお、心の支援等についても、ご提案のとおり、そうした内容についても協議を深めてまいりたいと思います。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

つけ加えさせていただきます。

先ほど鈴木隆司議員のほうから、金銭的な支援という言葉方をしましたが、それに対して私も金銭的な支援という話をしましたが、金銭を支援するものではありません。無償とするということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 言葉のやりとりではないんですが、地代を、支払うべきものを無償ですから金銭的支援だと私は思って話しております。

それはさておきまして、例えば、この後に質問、私もしております、それから同僚議員が以前質問しました消防署の問題で、余り地域住民とのコミュニケーションがなくて、ちょっと騒ぎが起きている状況でございますが、この問題も、確かに町長が決められるというような文言はありますが、金額的に3,000万の借地料を無償にするということは多額な金額になりますので、これは道義的にも町長が一人で決める許容範囲を私は超えておると思います。それで、後々、また消防署の問題のように、問題が起きないためにも、町長が何らかの、進出してくれる特別養護老人ホームに対して何かしてあげたいという気持ちでは皆さん全員一致ですから、同じ気持ちですから、これはやっぱり議会に諮って、議会の同意なり議決なりをきちんともらったほうが、後々、町長も、これは議会に上げて諮ってきちんと議会の判断を仰いだ結果ですというような答えができるのではないのでしょうか。この件についてお答えを願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長の権限を越えているような案件ではないかというようなご意見いただいておりますけれども、こ

れは地方自治法第96条で定められております議会への付議案件には含まれておりません。ですけれども、町長といたしましては、1人で決めるのではなくて、事前に皆さんと相談しながら決めていると認識しておるところでございます。

なお、金額につきまして、3,000万円とありましたが、2,550万円になってございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○企画総務課長（阿部正人君） 失礼しました。おっしゃっている内容について、誤って受け取っておりました。

特別養護老人ホームの借地の関係のことでよろしかったですか。それにつきまして、あくまでも自治法、あるいは町の条例に基づいて町長が決定するものとして行いましたけれども、それについても事前に多くの方に相談しながら決定させていただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） なかなかこの問題は難しい面もありますので、手短にはやりますけれども、多くの人に相談しているのではなくて、きちんと議会上げて議決すべき問題ではないですかということです。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど阿部企画総務課長のほうからも答弁がございました。この案件につきましては、地方自治法96条に定められている案件で、議会の議決事項ではないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

なお、説明については十分であったか、なかったかについても検証しながら、理解を深められるよう、議員の皆様さらに気を引き締めて今後も説明してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 今回、矢吹に来られます社会福祉法人は、須賀川市で病院を経営して、なおかつ須賀川市でも特別養護老人ホーム等を経営しております。また、玉川村、あるいは県北の保原、あるいは霊山等々で特別養護老人ホームやグループホーム等を経営している事業者です。矢吹町にとって、中央から来た企業を除いて、いわゆる地元、本拠地が須賀川ですから、地元の地場企業としてこれだけ病院、数多くの特老、あるいはグループホームを経営している一大コンツェルン企業は、恐らく矢吹に来た場合に、今地元の地場企業としては一、二を争うぐらいな巨大コンツェルン企業です。そういうところに対して、果たして3,000万にも上る借地料を無償にするというのが妥当なのか。あるいは、矢吹の財政を考えた場合に、さまざまな団体、さまざまな地区の人たちがいろんなことを要望するが、予算がないということでなかなか実現しないというような話を多々聞きます。ですから、この問題を取り上げました。長くやる必要がありませんが、相手はそういった巨

大コンサルです。大コンサルですから、もっと心のこもった形に残るような支援策がないかということで今回の質問に至ったわけです。

次の質問に移ります。

選定委員についてです。選定委員会の選定方法については、町長から答弁をいただきました。私が申し上げたいのは、大体、各団体の長とか、例えば商工会の会長、あるいは老人会の会長とか、そういう方が選定委員になっておられると思います。本当に地域の団体の長ですから、それはそれでよろしいかと思います。ただ、私は専門性というところでお尋ねを申し上げます。

例えば、最近、公募等で競合した事例としては、大正ロマンの館であったり、今回の特別養護老人ホームであったわけですが、例えば大正ロマンの館に関しては、これは飲食ですよ、そういう面の専門性、あるいは特別養護老人ホームに関しましては、こういった社会福祉に関する専門性のある方、あるいは財務内容についてチェックできる、そういう専門性の方がいなかったように思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今ご意見いただきましたように、それぞれの施設に対して専門性というところがありますので、専門的な分野からの選定委員を協力いただくことについては大変重要なことと考えております。今おっしゃられたような分野、そういったところも検討すべき点はあろうかと思いますけれども、その時点で可能な限り専門的な方に委員に加わっていただいているというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 可能な限り出ていただいているということでございますが、例えば先ほど申し上げた、最近公募で競合した大正ロマンの館、あるいは社会福祉法人、いわゆる特別養護老人ホームの選定に当たって、それぞれの選定委員は誰であったかは公表できるかどうかお願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木議員の再質問にお答えします。時間がかかって申しわけありませんでした。

公表という言葉からすると、正確ではないかもしれませんが、その選定委員会につきましては、公開でしているものと公開していないものとございます。ですから、あるものについては、委員がどなたかになっているかはわかっていただけのものでございます。ただし、非公開のものについては、そのほかも含めてですけれども、委員名簿を積極的に公表しているというようなことはしておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） ありがとうございます。

私も細かいことを聞くつもりはありませんが……

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木隆司君） いや、私が一番言いたいのは、例えば競合した場合の公募に対して、どなたが選定委員になっているかわからないと、果たして本当に財務経理に詳しい人が入っているのだろうか、あるいは大正ロマンの館のような飲食のような問題だと、例えばそういう経営、あるいは料理部門、あるいは衛生面とかに詳しい人が入っているのかもわからないので伺っただけでありますので、結論からしますと、今後この選定委員というのは、先ほど町長答弁にもありまして、私の耳にもいろいろ入ってはくるんですが、各種団体の長、これはこれで本当に町のいろんな基幹団体の長ですから、これはこれでいいと思うので、プラス専門性のある人を選定委員に入れてほしいということでございますので、この部分はぜひとも執行部のほうで約束していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

こうした選考委員会に当たっての委員の選定につきましては、鈴木隆司議員が言われるように、専門性の高い、そうした方を選考委員に今までも選定してまいりました。今後もそうしたことで十分に専門性のある方を選考委員ということで選定をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） これまでも専門性のある人が入っていたということですが、我々は公表されないで誰が入っているかがわかりませんで、それはそれとして、3番目に私、議会に対しては結果報告のみの今まで報告であったと。町長答弁で、今後は細かな細則的な報告も考えていきたいということなので、これはありがたい答弁だと思います。先ほどから申し上げている最近競合した2つの公募、大正ロマンの館の公募、あるいは今般の特別養護老人ホームの公募で選定委員からどのような意見が出されたか、1点でも2点でも結構ですので、今まで議会にはこういうことはなかったものですから、もし1点でも2点でも担当課からでも公表ができれば、意見があれば聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大木義正君） 鈴木隆司議員、一問一答なので、大正ロマンの館の選考か、それとも今回の特老の選考か、どっちかにしていただきたい。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 最初に大正ロマンの館の選考での選考委員の意見を伺いたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

指定管理、大正ロマンの館の審査会につきましては、まず内容が提案者のほうからヒアリング、説明を受けて、その後説明の内容に対する質疑等の時間は設けておりますが、議員がおっしゃるその意見といますのは、それぞれの委員さんが意見を出し合って決めるというふうなやり方ではございませんで、それぞれ各委員が点数づけ、審査をしまして、その点数の基準を達している、なおかつ高いほうというふうなことで決定しておりますので、意見というふうなことではございませんが、提案者に対する質問といたしましては、大正ロマンの館につきましては、中心市街地活性化の施設でありますので、今後、町のいろんなイベント、きのうのフロンティア祭りもそうですが、そういったものにも出演していただけますかというふうな質問は出ていたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 同じく特別養護老人ホームの公募につきまして、どのような意見、質問が出たか伺いたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えをいたします。

まず、整備予定事業者の公募の際に、整備予定事業者選定基準というのが応募の要項と一緒に示されております。その選定基準の項目に沿った形で各事業者ともプレゼンテーションなどを行っております。内容のことですけれども、職員の確保などについてのご質問等はあったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） ありがとうございました。

我が町は協働のまちづくりということで進んでおりまして、そういった選定委員の意見や質問、そういうものがさまざまな施設で生かされるということで私は今回の問題を取り上げさせていただきました。なおかつ、本当にその都度、その場所、その決定時において専門的な人の人選をよろしく願いまして、この問題は終わります。

最後、3番の問題です。

公共施設用地について。

同僚議員からも質問があったとおり、今般、田町、八幡町地区で消防署用地に対しまして反対というような住民の活動、運動がございました。これに関しまして、先ほど町長答弁では、新たな場所を選定するという方向でいくということですが、今般このようなことに陥って、次に、次の行動をとるということで一番注意をしたり、町長が考えていることはどのようなことでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

午前中の薄葉議員の答弁と重複する部分がございますが、先ほどもお話ししたとおり、地域住民の丁寧な説明をまずは心がけたい。近隣住民の方からまた賛同を得られないというような状態に陥らないように心がけてまいりたいと思っております。そして、第1期の建設スケジュールに沿った形で、広域圏消防本部のほうで考えているような計画ののりこみで、第一番に住民の安全・安心を考えてまいりたい、そうしたことを心がけながら、消防庁舎建設候補地の別な土地取得について前に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 今般のこの問題は、消防署というのはなくてはならない施設でございますから、本当にみんなが真剣に考えたものだと思います。職員の人もそれなりにいろいろ考え、精いっぱい動いた。町長も早く新しく消防署を建てるためにいろいろ考え、動いた。その結果、こういう結果になったんですが、今、町長おっしゃられたようなちょっと足りない部分も多々あったことは、これは事実でございますので、これは真摯に受けとめて、次回に当然同じ過ちを繰り返さないような行動をとっていただきたいと思うんですが、ここで私が申し上げたいのは、公共施設を選定するに当たって、以前、私たちは三鷹市に視察に数年前行きました。ここで、今回の選定に当たって、本当はこういう方法があったのではないかというような私は強い反省もあったし、こういうことが生かされていなかったという事例がありますので申し上げます。

三鷹市と調布市で、両方の市でごみの処分場をつくるという構想があったわけです。あれだけの大都市の三鷹市と調布市と、2つの市のごみの処分場ですから、もう巨大な施設です。これは行政主導でやると、必ず住民の反対が起きたり、ごみは誰でも出して、誰でも捨てるんですが、やっぱり自分のところでは、にょいの問題、それから交通の混雑の問題等がある、なかなかこれは難しい問題なんです。ここで私は三鷹方式と呼んでいるんですが、三鷹ではどうやったかという、行政はどの場所に、いわゆるある程度の面積が確保されたり、車、交通がスムーズに動けるような道路に接続していたり、周りの環境を鑑みて、こことこことここだったら建設が可能ですよということを行政が提案します。ここだったら可能だという提案で、行政はそこから手を引くんです。後はその地区の住民の代表、あるいは両市の有識者、それなりの人を集めて、住民の方、地元の方同士で話し合いをしていただくんです。必ずごみは誰でも出ますし、誰でも捨てますから、なくてはならないんです。その中で住民の人たちが話し合って、この場所でいいんじゃないかというような決定の方法をしたのが、今の三鷹のごみ処分場なんです。そういった方法を今後こういう問題で取り入れる気持ちはあるかどうか伺います。

○議長（大木義正君） 鈴木隆司議員、通告にちょっとないので、ちょっとずれ過ぎているので、そういう提案というか、三鷹市でこういうのがあったということを一応、町のほうにお知らせしたということで別な質問に、もしあればお願いしたい。

○8番（鈴木隆司君） 公共用地の選定についてという質問ですから、こういう選定方法もあるので、そういつたいわゆるみんなで話し合っで決める気持ちはあるかどうかということですから、質問から外れていないと思います。

○議長（大木義正君） 8番。

○8番（鈴木隆司君） 決して、だから私、難しいことを言っているのではなくて、全員協働のまちづくりですから、全員野球ですから、みんなで決める気があるかということを知っている。その一つが三鷹方式ではないかということを知りたい。

○議長（大木義正君） 質問、通告と内容がちょっとずれているので、具体的に、町から答弁あったことに対する中身でこういうことはどうなんですかという質問にかえていただけますか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 具体的に、今回の消防署用地で八幡町と田町の住民の方が反対だというような運動が起きたのは、当然住民との話し合いが足りなかったということを知町長が申し上げておられて、私もそう思っています、それは我々も含めてみんなの反省点だと思います。みんなで話し合う一つの方法として、私は三鷹方式というのを申し上げたので、今後これをやってくださいではなくて、こういうようなみんなが話し、執行部が決めて皆さんの意見を聞いたり、どういう場面で聞いたり、いろんなことをする方法は多々あるのですが、こういうふうな進め方は今後やるべきだと思うんですが、いかがでしょうかというような質問なんです。

○議長（大木義正君） 鈴木隆司議員、こういう例があるというのはわかるんですけども、一応、大きな3番の（1）、（2）、（3）の具体的な通告内容に沿って再質問していただければいいと思うんですけども。

○8番（鈴木隆司君） 質問に沿っていると思うんですけども、例えば（2）の用地の取得において協議……
〔発言する者あり〕

○8番（鈴木隆司君） じゃ、結論出ないので、時間がないのでいいです。私としては、皆さんと協議しながらみんなの意見を聞いて決めていきますというような答弁が欲しかっただけです。

それで……

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） 静粛に願います。

再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 何か難しくとられているようでございますが、例えば用地選定に当たっては、これから場所を変えるということでございますが、例えば今度の土地はどうするつもりでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） ちょっと……

○8番（鈴木隆司君） 通告外だったら結構です。ただ、この問題も避けては通れない問題でございます。

○議長（大木義正君） 質問の仕方がちょっと。

○8番（鈴木隆司君） ですから、全体的に今回の消防署の用地の問題でこういう問題が起きて、さまざまな関連することがあるわけです。今後決めていくのに、皆さんの話し合いとか、皆さんの意見を聞いてやってほし

いと言っているだけの話です。

〔「どういうこととか、こういう手順で考えていって……」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木隆司君） ですから、手順は先ほど三鷹方式というのがありますよということです。

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木隆司君） それを採用するか、しないかはそれは別で、そういう方法があるというような話をしているだけの話です。

時間がないのでまとめますが、いずれにせよ今般、この消防署用地で、この用地を変えるということですが、多額な公金ももう地主さんにお金も払われているわけですから、やっぱり慎重に進めていただきたいということでこの質問をしております。それで、私の結論としては、単独的に決めるのではなくて、協働のまちづくり、全員野球ですから、みんなの意見を聞いて、みんなの話し合いの中で決定していく方法をとっていただきたいということでございます。

まとめますが、先般、BSでテレビを見ていましたら、徳川家康公のことをやっておりました。江戸幕府、約270年、300年近くの礎を築いた人だということは皆様ご承知のとおりですが、その徳川家康公がこう言っておるんです。戦い上手な家臣よりも、主の過ちを戒めてくれる家臣のほうがとうとい、そしてその提言を批判ととるか、真の言葉ととるかはその主の器量の大小によると言っておるんです。矢吹町もみんなで協働のまちづくりで、いろんな意見を聞いて、いわゆる1人で決めるのではなく、みんなでいいまちをつくっていくべきだということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大木義正君） 以上で、8番、鈴木隆司君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時10分からお願いします。

（午後 1時58分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 富永創造君

○議長（大木義正君） 通告4番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席の皆さん、どうもありがとうございます。

通告に従って質問させていただきます。

1番、都市マスタープランに基づいたまちづくりについてであります。

この質問の背景となることから説明させていただきます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画に掲げてある「みんなが安心し、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまち」をつくるために、都市計画マスタープランに基づいた景観・公園づくりに西側地域の里山づくり

事業、公園整備事業、桃源郷の里づくり事業が今までに行われております。これを受けて、現在、まちづくり総合計画後期基本計画策定に向けて、走り出したところだと思います。今回の一般質問がその後期計画にもかかわると思いますので、それを踏まえた町の見解もあわせて聞かせていただければと思っております。

では、三十三観音史跡は公園に指定されていますが、本町の所有する袖ヶ館や館山一带は公園指定されておられません。袖ヶ館城跡は三十三観音同様に歴史ある史跡であり、西側地域の里山が一望できるパワースポットであります。町がここを整備することで、年間を通して住民の憩いの場にもなり、より多くの人々に親しまれ、愛される場になる可能性を十分秘めているところだと思います。近くには開拓ロードもできております。結果的には、観光交流人口の増加にも寄与できます。本町にとって重要な地域資源であると考えられます。

この資源的価値を共有したく、さらに袖ヶ館にまつわる話を振り返ってみたいと思います。私なりの歴史ヒストリアンに若干おつき合い願えればと思います。

ご存じのように、この町の地名「矢吹」は、八幡太郎（源義家）が前九年の役の凱旋の折、三十三観音がある滝八幡の地で、ほこらの屋根を矢柄でふいたことに由来すると聞いております。歴代の袖ヶ館城主は、ご存じのように矢吹を名乗っております。記録では、1336年、足利方に渡した軍忠状には、屋葺ヤヘイジ頼道、通称、ヤヘイジの名が記されております。町で編さんされた町史では平の姓があることから、鎌倉景正の子孫であるとの説を紹介しております。三城目には景政寺があり、隣接するところには御霊神社がありまして、祭神は鎌倉権五郎景正であります。これは、神奈川県鎌倉市坂ノ下には同じように鎌倉権五郎神社が祭られております。昔、湘南鎌倉地帯を開拓した領主であります。袖ヶ館のお城は今はありませんが、三十三観音のほこら、御霊神社、矢吹氏、そして鎌倉が結びつきます。夏草や兵どもが夢の跡、こんな有名な俳句もありますが、クズの葉に覆われた今の袖ヶ館城跡の景観は、この俳句のようにはかない姿を物語っております。

次に、大池公園に関してであります。本町の都市公園のシンボルであり、多くの人の憩いの場になっています。大池公園整備計画概要版には、全体の整備内容として公園の環境保全計画、ハード整備、ソフト計画が盛り込まれたすばらしい計画であると評価します。これらの公園づくりは、公園に親しんでいる住民参加による課題解決、そのニーズの実現を図り、利用者の安全安心のための矢吹版パークレンジャーのような組織が必要であるとも考えます。

以上のことを踏まえまして、まず、最初の質問3つ、三十三観音や袖ヶ館城跡一带を地域資源としてどうしたいと考えているのか。

2つ、町民に一層親しまれるために、袖ヶ館城跡に続く小径の整備についての考えを伺います。

3番目、大池公園を含め豊かな公園文化の充実に向けた利用者参加による公園づくり推進を示せないかを伺います。

続きまして、2つ、教育振興についてであります。

社会教育、生涯学習の充実を目指して、本町は有形・無形文化財の保護、保存活動にも積極的に取り組んでおられますが、町文化財指定の三十三観音磨崖仏について文化的価値の共有を濃くしたいので、この一般質問に取り上げ、町の考えをお尋ねしたいと考えております。

三十三観音磨崖仏の岩肌は火山灰からできた凝灰岩であり、加工しやすく、また、軽石のような性質があるため、洪水などによる浸食や風化で磨崖仏の変形、崩落等が考えられます。このままの姿がいつまでもつか

わかりません。また、樹木の根によって岩が割れ、崩れ落ちてこないか心配になってしまう箇所もあります。

文化財の風化の例として、例えば、袖ヶ館斜面には数基のやぐらがあります。岩に穴が掘られ、その奥の壁には五輪塔や、仏の像が掘られたお墓のことであります。これは約800年の長い年月で風化が進み、今では形が不明瞭になっております。また、同じ時期につくられたと思いますが、鎌倉期から室町期中世時代に建てられた石塔供養塔婆が本町には多くあります。その石塔は三十三観音の凝灰岩と同質なものであり、それらの石に刻まれた仏の像、文字も風化が激しく、形がわからなくなってきております。三十三観音磨崖仏は、掘られてからまだ300年ほどくらいでしょうが、今のままでは将来的に形の劣化を防ぎようがないと危惧しております。

現代の私たちにとって、三十三観音磨崖仏は宗教的な意味合いは薄くなりつつも、1体1体がコケに覆われた素朴な姿形をあらわし、全体を見ればリズムカルなフォームで整然と並び、四季折々、その印象を変えているのがわかります。その景観は芸術的価値を有する森の野外アートであると評価されているのではないのでしょうか。

三十三観音磨崖仏の文化的価値を述べましたが、次に、去る8月1日、福島民報に小学6年生と中学3年生の国語、算数、数学、理科の全国学力テストの結果が掲載されました。見出しには、「本県7科目全国水準、数学の学力の向上課題」とありました。本町では、その成績結果をどのように受けとめているのかを伺いたいと思っております。

最後の質問に関して、発達障害とは生まれつき、あるいは発達の早い時期、認識機能にでこぼこがあるために行動に問題が生じている。性格の問題とは関係がないと理解しております。不注意、注意力のなさ、落ちつき、順番待ちができない、得意なことは非常に高い才能を発揮する。一方、不得意なことはなかなか身につかない等々、さまざまなタイプがあります。こうした問題を抱える子供たちに、教育現場ではどう向き合っているのかを伺いたいと思います。

それで、質問を3つ。

1つ、安全安心と文化財保存の観点から、三十三観音磨崖仏や周辺の景観が今後も持続可能な状態であってほしいと願うが、そのための対応を伺います。

全国学力の結果が発表されたが、その評価と今後の取り組みを伺います。

最後に、発達障害などの特性がある幼児・児童・生徒の実態に応じた支援体制はどのように行われているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、三十三観音や袖ヶ館城跡一帯に対する考え方についてのおただしではありますが、三十三観音や袖ヶ館城跡一帯を含む西側地域は、議員もご承知のとおり、隈戸川を中心とした地域資源が豊かで貴重なエリアであります。

地域の自主活動として、第一区及び第二区行政区、こうすっぺ西側イメージアップ作戦、矢吹町建設協力会による草刈り作業や植樹活動、さらには散策路の整備など、環境美化活動に積極的に取り組まれていることについては多くの町民が認識し、大いに評価されております。

こうした取り組みは、町全体の協働を牽引する大きな活動であり、協働のまちづくりを推進する本町といたしましても、これまでの献身的な活動に感謝しているところであります。

さて、三十三観音史跡公園についてであります。町の史跡である三十三観音摩崖仏群を中心とした隈戸川右岸一帯を、景観に配慮しつつ、史跡の保全に主眼を置き、町教育委員会が主管となり整備を進め、平成13年4月に三十三観音史跡公園として供用を開始しております。

数年前からは、第二区行政区やこうすっぺ西側イメージアップ作戦が中心となり、三十三観音周辺の環境整備が行われ、周辺地域においては隈戸川沿いのウォーキングやお花見会が開催されるなど、環境保全を次の世代へ継承する取り組みも行われており、植樹された花木を鑑賞するため、また、周辺を散策する来町者も数多く訪れるようになり、地域の自主活動の効果があらわれてきております。

また、袖ヶ館城跡につきましては、自然の豊かさと人々の暮らしを調和させる空間を里山として守り、人と自然の共生を推し進めることを目的にこうすっぺ西側イメージアップ作戦等の活動と、住民や町との協働による整備手法について調査、検討を行っております。

町では、これまでに袖ヶ館城跡の芝生による緑化やホームページを活用した里山の魅力発信を行ってまいりましたが、袖ヶ館城跡の史跡を観光資源として活用するための具体的な協議はなされておられません。

私自身も袖ヶ館城跡は重要な地域資源であると認識しており、矢吹町都市計画マスタープランにおいても、本町の豊かな自然を代表する水と緑の拠点として、その魅力が最大限に発揮されるよう、自然環境の保全を前提としながら、レクリエーション機能やコミュニティ機能の充実を図る必要があると考えております。

袖ヶ館城跡一帯を町指定の公園として整備することにつきましては、歴史的な遺産などの魅力ある地域資源の可能性をどのように引き出し、自然環境の保全を含めた整備方法等について、関係する機関、行政区、各団体と整備後の維持管理も含めた十分な協議や調整が必要となります。

議員の皆様もご承知のとおり、公園の整備は全町的な課題であり、中畑地区や三神地区も含めた全体配置について総合的に勘案する必要があります。

今後は、これらの課題を整理し、関係する皆様と協議の場を設け、水と緑の拠点として貴重な地域資源である袖ヶ館城跡一帯の整備について議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、袖ヶ館城跡に続く小路の整備についてのおただしであります。袖ヶ館城跡は眺望がきく高台となっており、さきの答弁のとおり、非常に魅力ある貴重な地域資源であります。

町道館沢田内線から袖ヶ館城跡までの小路につきましては、未整備で道路傾斜も急であること、史跡の案内板から袖ヶ館城跡までのサインも乏しいため、訪れる方々への案内が不足している状況であります。

また、隈戸川からの小路は、こうすっぺ西側イメージアップ作戦により階段などが整備されておりますが、袖ヶ館城跡まではさらなる整備が必要であります。

袖ヶ館城跡につきましては、平成9年に寄附行為により町が取得しておりますが、袖ヶ館城跡と道路を除く

その周辺につきましては私有地であり、改良を伴う大規模な整備を行う場合は用地の取得が必要になること、また、道路整備につきましては、他の未整備路線も多くあることから、整備には時間を要すると考えられます。

町といたしましても、観光資源として親しまれる場を提供するためには、袖ヶ館城跡へのアクセスを容易にすることで、三十三観音史跡公園や袖ヶ館城跡一帯のPRにもつながると考えております。

近年、三十三観音史跡公園や袖ヶ館城跡周辺につきましては、ふくしま森林再生事業による間伐事業において、間伐とあわせて遊歩道を整備するなど、雑木林の景観が一変し、大変すばらしい景観をつくり出しております。

こうした実績を踏まえ、第二区自治会やこうすっぺ西側イメージアップ作戦などの団体と連携し、森林環境税交付金事業などを活用した協働事業としても検討し、整備手法について協議、検討の場を設けてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、利用者参加による公園づくりの推進についてのおたただしですが、初めに、大池公園につきましては、公園利用者へのアンケート及び大学や専門家・団体などを含む町民によるワークショップ等を開催し、さまざまな意見による評価やニーズ分析を行い、統一感を持った整備、環境保全や魅力増進に資する整備を目的として、平成30年6月に大池公園整備計画を策定いたしました。

計画の策定に当たっては、アンケート及びワークショップにより大池公園の将来に向けたテーマをもとに公園整備の課題を抽出し、その中から住民参加による公園づくりを課題として設定しております。

これから望まれる公園のイメージとして、「使い手」「守り手」「造り手」のそれぞれが立場を超えて公園にかかわるシェア型という新しい手法で公園づくりを推進してまいりたいと考えております。

近年は大池公園においてもボランティア活動が盛んになり、平成28年にはハナモモの植樹、マンジュシャゲ（彼岸花）とスイセンの植栽を実施した経過があり、住民や行政区などの利用者参加による公園づくりの意識が波及しつつあると感じております。

このような取り組みは町内の公園においても同様に進められており、例えば、三十三観音史跡公園では地元の第二区自治会が「造り手」として公園づくりの中心となり植栽を行い、そして、自らが「使い手」としてその季節ごとの草花の開花を楽しみ、日常においては公園や植栽を管理する「守り手」として公園を保全する地域に愛される独自の公園文化を確立しております。

議員おただしのとおり、このような利用者参加による公園づくりは町の課題であり、町が目指す住民、各種団体、行政などの参加による協働のまちづくりにつながるものであります。

今後につきましては、町全体でシェア型の公園づくりがさらに波及するよう、まずは大池公園をモデル地区として取り組み、その手法を磨き上げながら、地域に愛される住民参加による公園づくりを目指してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、三十三観音磨崖仏の周辺環境を今後も持続していくための対応についてのおただしであります。滝八幡・三十三観音磨崖仏群は、昭和56年5月1日に、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している状況から、矢吹町文化財保護条例により、町指定文化財として指定された文化財であります。

平成13年度に、史跡公園として隈戸川右岸の整備と一体的に川沿いの散策路が整備されてから、岩肌に彫られた37体の磨崖仏がより間近に鑑賞できるようになり、来観者も多く立ち寄っております。

また、第二区自治会の皆さんには、公園敷地内における長年にわたる整備と定期的な清掃、植物等の管理及び案内看板等の設置などの環境整備に取り組んでいただいております。自然に囲まれた憩いの場としても多くの皆様に親しまれているところであります。

議員おただしの安心安全の観点においては、磨崖仏周辺の岩肌の一部に亀裂があり、その亀裂の間に木の根が入っている箇所があることは認識しております。

大きな台風や強風の際には、階段や通路を含め、現場確認を行っておりますが、この状態については、専門家に調査していただいたことはなく、安定しているのか、劣化による危険性があるのかなどの判断は、難しい状況であります。

そこで、現地の状況について、今後、学芸員や専門家に調査依頼し、どのような対応や修復が望ましいかについて判断を仰ぐことを検討してまいります。

隈戸川沿いの岸壁に彫刻された矢吹町指定文化財であります三十三観音磨崖仏は、町を代表する観光スポットでもあり、今後も子供たちを含め、多くの町民や来町者が矢吹町の文化財に触れることで、先人たちの苦勞や願いを知り、郷土愛を深め、安全安心に学習できる環境整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果に対する評価と今後の取り組みについてのおただしであります。富永議員もご存じのとおり、本調査の目的は、全国的な児童生徒の学力や学習状況の把握・分析による教育施策の検証と改善、その検証と改善のサイクルの確立、そして学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善の3点であります。

これらを踏まえた上で、まずは、平成30年度矢吹町の調査結果と評価についてお答えいたします。

小学校は、国語・算数・理科全ての教科の正答率につきまして、全国平均を上回る結果でありました。これは、日ごろの授業改善や前年度の問題分析と弱点の補強、家庭学習の習慣化等に取り組んだ一定の成果であると考えております。特に、正答率の高い小学校では、1年を通じて復習問題を計画的に取り入れ、教員が時間と手間をかけて採点、添削しており、このことが全国平均を上回る要因の一つになったと考えております。

中学校は、国語・数学・理科全ての教科の正答率につきまして、全国平均を下回る結果となりました。この傾向は過去数年続いておりますが、全国平均との差は全ての教科において昨年度よりも縮小しております。

ここ数年間の中学校では、生徒指導上の大きな問題は発生してはおりませんが、授業時間中に教室を出ていくような生徒がおり、教員がその対応に追われる場面が多く、学力向上を思うように果たせなかった要因の一つになったと考えております。また、生徒数・学級数等の関係で教科担任の持ち時間数が多いことにより、教材研究に十分な時間を割くことができない状況にあることも影響していると考えております。なお、今年度の中学校は、生徒指導面で落ちつきが見られるようになっており、今後、学力向上に取り組める環境が整いつ

つあると考えております。

次に、今後の取り組みについてのおただしであります。まずは、各校の児童生徒が学力向上に専念できる学級の環境を一層整えるために、学級経営の改善と充実を図ってまいります。そのために、昨年度より小学校6年生から中学校3年生までハイパーQU検査を導入し、学級での生活がよりよいものになるための個別の指標を得て、各校での指導に生かしております。

授業では、改善の柱となる学習内容の定着度が高いと言われる他の人に教える活動、説明活動を積極的に取り入れてまいります。

家庭学習では、児童生徒が自分の学習を自分で計画的に進めることができる力が高められるよう、内容や方法を見直すとともに、保護者のより一層の協力を得たいと考えております。

また、これまで矢吹の教育を考える会を中心に取り組んでまいりました家庭学習、早寝・早起き・朝ご飯、ノーメディアデー、読書の4つの提言は、今後も継続してまいります。

以上の取り組みにつきまして、今月4日に開催しました町学力向上推進会議のつなぐ教育部会で確認し、各小中学校での共通理解を図ったところであります。

このような共通理解のもと、今後も町学力向上推進会議等におきまして、小中学校の情報交換や共通実践に関する研修を充実させ、町内の子供たちの学力向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、発達障害などの特性がある幼児、児童、生徒の実態に応じた支援体制についてのおただしですが、初めに、支援を要する幼稚園の園児の把握につきましては、入園申込時の申請書に幼児の病歴やアレルギーなどの身体状況や障害者手帳の所持等について記入する項目を設けております。しかし、幼児期の発達障害の場合、その特性が障害によるものか、性格的な個性によるものかの区別が難しく、入園申込時点での確認は困難な状況であります。そのため、体験入園時に子供たちの様子を観察することや、保健師が把握している情報を共有することにより、事前の確認に努めております。

支援が必要な場合は、どのような環境を整えれば園での集団生活が可能か十分検討した上で受け入れを行っているところであります。

小中学校進学時の特別支援学校への進学や、小中学校の特別支援学級への入級につきましては、保護者の同意を得て、矢吹病院の先生方や学校関係者等が出席する就学指導審議会において諮り、個別の案件として審議した上で、判定をいただいております。なお、判定結果に基づく進学や入級の最終的な判断は、保護者に委ねられることになります。

幼稚園、小学校、中学校への入園・入学後は、特別な支援が必要な児童生徒を支援するために、幼児、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した個別の指導計画及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ個別の教育支援計画を作成し、これらをもとに支援を行っております。

個別の指導計画では、発達障害等の診断を受けて特別支援学級に在籍する児童生徒が持つ能力をどのように伸ばすかについて示しております。例えば、昨年度の中学校では、特別支援学級の自閉症スペクトラムの診断を受けた生徒が記憶力にすぐれており、地図帳を見て全国の主な鉄道路線図を暗記していたというケースがあ

ります。この場合、暗記した鉄道路線図を社会科の地理分野で生かせるよう、教科担任が授業計画を作成するなどの支援を図っております。

また、こうした能力を集団の中で発揮できるようにするために、情緒学級の自立活動の時間にコミュニケーション能力を高める活動を取り入れております。さらに、普通学級との交流の時間を計画し、普通学級の児童生徒の支援を受け、共に活動しながら学習に取り組んだり、学校行事に参加したりできるような支援をしております。

このような支援は、全て個別の指導計画に基づくものであります。個別の教育支援計画では、本人の特性や保護者の願いを踏まえ、関係者、関係機関との連携による支援の方法を示しております。各校園にはそれぞれ二、三名の支援員を配置し、特別支援学級、普通学級、別室等において、担任の指導に合わせて個別指導等を行っております。

また、町内の各校園に6名のスクールカウンセラーを配置し、支援の必要な児童生徒、その保護者、学級担任等のカウンセリングや、カウンセリング後の関係者による相談協議、すなわちコンサルテーションを行っており、それらのカウンセラーを統括するスーパーバイザーを1名配置しております。さらに、町全体に1名のスクールソーシャルワーカーを配置し、医療機関、児童相談所、NPO法人、学習支援施設、特別支援学校等との連携を図るとともに、ケースに応じて家庭訪問を実施しております。特に矢吹病院につきましては、スクールソーシャルワーカーがケースに応じて児童生徒の通院に随行し、主治医の診断のもとに学校のケース会議や生徒指導委員会で情報を共有し、指導に生かしております。

今後も発達障害等の特性がある子供に対する支援を充実させ、社会的・職業的な自立を促す支援に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

三十三観音は町の指定公園にされております。しかし、袖ヶ館城跡、また、それを含む一帯はまだそういう指定はされていない。それに対して町のほうでは、都市マスター及び今後のまちづくり総合計画も含めながら、この公園、袖ヶ館城跡を含むところを公園としてどう考えているかお答え願います。

○議長（大木義正君） 富永議員、もうちょっとマイクに近づいて今度質問してください。

○1番（富永創造君） 了解しました。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

袖ヶ館城跡地でございますが、確かに都市マスタープランの中では緑の拠点というふうな位置づけをしておりますが、計画自体の全体の計画としてはそのような計画を持っておりますが、現実的には、やはりそこは私有地だという部分がございます。そういった問題、さまざま課題がございますので、そちらを整理した上で、何

とか方向性はしっかり出していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 方向性を示すという回答でした。まさに、この袖ヶ館含めて、また、三十三観音史跡公園も、この町にとって重要な地域資源、そして、これからも開拓ロードとかそういったものもできております。うまくかみ合うようになると思うんです。ぜひそういった方向性を持って、次の計画に反映されていけばいいなど考えております。

続けて、同じ場所、袖ヶ館に関してであります。

それに通じる小径なんですけれども、答弁の中にもありましたように、急傾斜であります。皆さん町を知りたい、どんなところかということで、町の案内人とか、また、学校の生徒さん、児童の皆さん、袖ヶ館の案内板、いわゆる田内の県道沿いですね。そこに案内板が設置されているわけなんですけれども、そこだけで終わってしまうというのが実情であります。ぜひぜひ袖ヶ館の山頂、本丸跡、そこから見える里山の展望はすばらしいものがあります。やはりそういった地域資源としてあるわけですから、ぜひそれを活用するには、この小径を何とか歩きやすいように、草に覆われて歩きづらいつつとかそういったものがあると、小さな子供たちはなかなか上に行くのは不便です。ましてや、急傾斜です。そういった状態になっております。整備としてなかなか難しい、いわゆる優先順位というのはあるかもしれませんが、こういった重要な地域資源だという観点から、町の考え、この小径に対する整備、今後どうするか、聞かせいただければなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

袖ヶ城跡地の小径の部分、非常に重要な施設であるというふうに考えております。しかし、先ほど申し上げましたように、やはり私有地という問題が非常に大きいということございますので、先ほどの町長答弁にありましたように、森林環境税交付金事業などということで、そういったソフト事業を活用して、どこまで整備ができるのかということについて、今後、地域の団体の皆様と協議ができればなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 今に関連しまして、私有地であるということではなかなか前に進めない、そういう印象を受けておりますけれども、その土地を所有している方と話しますと、いつでも土地は使っていくんだから、そういう気持ちはあるんだから、そういうふうな意見を聞くことができるわけですから、そういう方がいるということも踏まえて、やはり早い段階で計画的にこの小径が誰にも安全安心、そういうふうにしてこの小径を使うことができるように計らっていただければなと思います。

次の質問に移らせて……、じゃ、お願いします。それに対して所管の考えをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

三十三観音、袖ヶ館城跡一帯、貴重な町の資源であるということについては、同じ思いでございます。したがって、今ほど課長から説明がありましたように、さまざまな課題があるわけでございますが、私としても、できるだけ早く前向きに検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 続きまして、大池公園整備計画に関してであります。

住民参加による公園づくりを課題にして設定して、まさしくすばらしい内容であるなど私は評価します。そして、この中で具体的に、「使い手」「守り手」「造り手」ということで、公園にかかわるシェア型ということでもあります。町全体でシェア型の公園をつくるんだという答弁でありました。私もそのとおりで思いました。ただ、三十三観音史跡公園というところで例にとつてある、例えば「造り手」ということで、今現在、第二区自治会の皆さんの奉仕作業ということで、植栽とか、歩く道にチップ層をひいたりとか、そういった作業で汗をかかれております。さらに、みずからが「使い手」、ここなんですけれども、これは「造り手」ばかりではないと思いますし、もちろん「守り手」ばかりではない。この公園を利用する一般の方であると思うんです。私はここが大切だと思います。「造り手」もいる、「守り手」もいる。確かにそれは整ってきているなど、また、そうであろうと。しかし、それを使う方はどんなふうな公園にしたいのか。この公園をどんなふうに使ったら、もっともつとすばらしい公園になるのか。それは使っている人たち、また、子供たち、そういった方との関係者、そういった方を中心として住民参加型の公園づくり、それが大切ではなからうかなと思っております。これに関して、考えのほどをお伺ひいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

大池公園整備計画、本年度6月に策定をいたしました。その中で、議員ご指摘のとおり、「使い手」「造り手」ということで、あとは「守り手」ということで、それぞれの立場をそれぞれシェアしながら、連携しながらつくり上げていくというような計画でございます。

そういった中でも、実際にはやはり「使い手」、利用者の方の部分というのは非常に大事な部分というふうにご考慮しております。この計画づくりの際もワークショップを開催しまして、それらの意見を踏まえた形での計画づくりを行っておりますし、今後もやはり一番利用者の意見をしっかりと聞いて公園をつくっていくということが重要だというふうにご考慮しておりますので、今後もそのような形で公園づくりを進めてまいりたいというふうにご考慮しております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 続きまして、教育振興に関してお尋ねします。

三十三観音の地域なんですけれども、さっき説明しましたように凝灰岩の岩山になっております。これはどちらかというと加工しやすく、木の根っことかで割れ目、ひびがしやすい、そういうところでありまして、まだ教育委員会のほうでは、答弁の中で専門家にまだ調査していただいているとはいいません。しかし、今後、学芸員や専門家に調査依頼し、どのような対応や修復が望ましいかについて判断を仰ぐことを検討しているということなんですけれども、どのようにこれ、判断ということなんですけれども、この判断というのはどのようにしてなされようとしているのか、こちら辺をお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

なかなか難しい問題でございまして、こちらで持っている資料としましては、前に整備したときの写真であったりとか、図面とかというところは持っております。写真の状況と今の現況の状況を比べると、見た目ではそう広がっていない状況というところは私も確認しておりますが、実際にひびが割れている状況はありますので、それがどの程度奥までなのかとか、その岩はそこの地盤より下にも埋まっている部分がございますので、それで安定が図られているのかとかというところをぜひ専門家であります石工さんであったりとか、学芸員の方からのご意見等をいただきながら、まずはその判断を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） そういった判断を専門家が調査できるように進めていただければと思います。

続きまして、全国学力テストに関してであります。中学校のほうでは全国平均を下回る結果、そして、昨年度よりその差は縮小しているという答弁でありましたが、実際、具体的に新聞等を見ますと、中学校では数学、これが若干下回っているというふうにするわけなんですけれども、どのように評価されているのか、もう一度お伺いいたします。

答弁のほうでは、国語・数学・理科全ての教科の正答率につきまして、全国平均を下回る結果という答弁をいただいております。何か印象的にちょっと全体的に悪いのかなと、そういうふうになってしまうわけです。でも、よく新聞等、公立学校の平均にはなるわけなんですけれども、たしか平均は国公私立の平均と公立だけの平均、2つ出されていると思うんです。公立だけを見た場合に、そんなに差がないのではないのか。ただ、あるのは数学ではないのかなと、ちょっとそういうふうに見ていますので、その点、教育委員会のほうではどのように評価、判断されたのか、お伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 中学生の全国学力テストの結果につきましては、先ほど申し上げましたように、今のところ、残念ながら全国平均には届いていないということでございます。そして、その数学につきましては、福島県全体でもこの平均に若干届いていないということが発表されております。この傾向は、実は福島県の傾向は相当前からございまして、県では、そういう意味では学力向上に全県挙げて取り組んできたわけでございますけれども、数学がそういう状況であるので、ある意味危機意識を持ちまして、そして、数学については特に小学校から、小学校の算数についても力を入れて指導していくようにということで、いろいろと資料なども教育委員会あるいは小中学校に配布して学力の向上に努めているところでございます。今年度についても、こういう問題を解決させることによって学力が高まると思われるというような資料も県のほうから配布されているところです。最近配布されたところでございます。全県挙げて、そして、もちろん矢吹町でも力を入れて指導していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 最後の発達障害に対しての支援体制に関してであります。

答弁の中で、支援体制として特別支援学校及び特別支援学級、そういった中に入っている発達障害児、そういった方の症状として自閉症とかということですが、若干これに関して、私のほうでちょっと認識したいと思うんですけれども、答弁は特別支援学校及び特別支援学級に入る子たちというのは、たしか知的障害プラス、そして発達障害は、これは知的障害が前提だったように思うんですけれども、私そこら辺ちょっと確認したいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 富永議員の再質問にお答え申し上げます。

この特別支援学級、それから特別支援学校等に入学するという場合には、各市町村教育委員会で就学指導審議会を設けているわけですが、その就学指導審議会での判定が必要でございます。矢吹町でも泉崎と共同の就学指導審議会を設けまして、そして、矢吹町でその審議会で審議をいただいてということになって、この学級入級あるいは学校への進学とこうなるわけですが、でも、そういう判定が出た場合でも、最終的には保護者の判断ということになるわけでございます。

それで、この発達障害といたしましては、特に1つは自閉症スペクトラムとこう言われる、スペクトラムというのは、連続していて、どこからが自閉症でどこからが通常というふうに言えない一連の連続体だというふうに言われて、スペクトラムというふうについているわけですが、その自閉症の中には、アスペルガーと言われる症候群というものもあるわけですが、そして、自閉症のほかには注意欠陥多動性障害、ADHDとこう言われます。そして、3つ目が学習障害というこの大きく3つあるわけでございます。それで、

特別支援学級は、現在のところ知的障害児と、それから情緒障害、知的障害以外の自閉症とか、アスペルガーとか、あるいはADHD、場合によったら学習障害も、学習障害はちょっと別ですけれども、特にADHDと自閉症の児童生徒を入級させる学級ということになっております。

そのほか、特別支援学校につきましては、肢体不自由とか、いわゆる聴覚障害とか、そういう学校もございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 最近、本当に発達障害というのはいろいろな、今言ったようにスペクトラムとか、学習障害、それからアスペルガー症候群といろいろな症状があつて、これだといういろいろな特性があるということで、なかなか難しい、専門家が見てようやく判断する、そういう状況にあります。つまり、専門家の目、そして、それによって担任の先生に対するアドバイス、生徒に対するアドバイス、保護者に対してのアドバイス、そういったものが一つのチームとなり、そして円滑に発達障害を持った子供たちに対する支援体制が十分この町はできているのかどうか、そこら辺の所感をお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、答弁申し上げます。

この矢吹町での発達障害等に対する支援体制でございますが、幼稚園や小中学校において、通常学級に入級してきた場合、あるいは特別支援学級でも同様でございますが、例えば小学1年生で席についてられない子も入級してくることがございます。そういう場合には、支援員をつけて、絶えず1人は目を離さないでというような支援に努めております。

先ほども申し上げましたように、2人から3名、幼稚園や小中学校に支援員を配置して、この支援に努めておりますので、今のところ何とか対応できているというふうに私どもは考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 残り25秒ですけれども。

○1番（富永創造君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は3時20分とします。

(午後 3時10分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 3時20分)

◎会議時間の延長

○議長（大木義正君）　ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君）　ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 三 村 正 一 君

○議長（大木義正君）　通告5番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君）　議場の皆さん、こんにちは。

そして、傍聴席の皆様、傍聴においでいただきありがとうございます。

今般の大阪北部地震、台風21号、そして北海道の地震でお亡くなりになりました方々に心より哀悼の意を表しますとともに、7年半前の東日本大震災と重ね合わせて非常に心が痛んでおりますが、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告いたしました事項について質問させていただきます。

まず、最初の質問ですが、消防署建設予定地についてお尋ねします。同僚議員からも同様の質問がなされておりますが、私なりに質問をさせていただきます。

現在の矢吹消防署が、老朽化に伴い、広域市町村圏整備組合で移転計画がなされ、町は八幡町に消防署建設予定地としましたが、経過とその決定の方法、住民の対応等についてお伺いをいたします。

○議長（大木義正君）　三村議員、もうちょっとマイクを近づけて。

○2番（三村正一君）　はい。

なお、同僚議員も同じ質問をしておりますので、1回目の答弁は同じ内容の答弁の部分については答弁いただいたものと受領いたしますので省略をお願いいたし、異なるご答弁の部分のみをご答弁いただきたいと思えます。

次に、2番目の質問ですが、高齢者介護、自立支援についてお尋ねをいたします。

高齢化が進行する中、2025年問題と言われる団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者の増加が見込まれております。矢吹町においても、30年3月末現在で6,570世帯1万7,442人の人口に対して、65歳以上の高齢者の世帯が3,410世帯、5,044名となっております。町は、ひとり暮らしの高齢者や介護の必要な高齢者の状況をどのように捉えてどのような対策をしているのかをお伺いいたします。

特に、以下の点を重点にご答弁願います。

要支援者、要介護者の認定状況と今後の傾向、対応方針について。

2つ目が、家族介護者、施設介護者の状況と今後の傾向と対応方針について。

3つ目が、家族介護者への支援策。

4点目が、現在の施設の入所希望者の待機者数と対応施策。

そして、ひとり暮らしの高齢者に対する施策についてお伺いをいたします。

大きな3番目の質問ですが、新町の西道路についてお伺いします。この件については、29年3月議会、29年6月議会、29年12月議会、30年6月議会と今回で5回目の質問になりますが、よろしくお願いいたします。

新町西道路が完成間近となっております。開発の目的の中心となるホームセンターの進出計画が協議中のままで進んでいないのではないかと考えられますが、新町西側地域の開発の進行状況についてお尋ねします。地権者会について、それから費用対効果についてお伺いします。前回答弁のあった地区の概要等の説明部分は省略を願います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、消防署建設予定地の決定方法等についてのおたかしであります。薄葉議員、鈴木隆司議員への答弁と同じ内容でありますので、答弁は省略させていただきます。

次に、高齢者の介護と自立支援についてのおたかしであります。平成29年10月1日現在で、福島県の総人口は188万1,382名、65歳以上の高齢者は56万1,714名であり、高齢化率は29.9%となっております。高齢化率の全国平均は27.7%であり、福島県は全国平均を上回る状況であります。

本町の高齢化率は、平成28年3月末時点で27.6%、平成29年3月末時点で28.3%、平成30年3月末時点で29.0%と年々上昇しております。

次に、要支援、要介護認定者数につきましては、平成30年7月時点で、要支援1が37名、要支援2が103名、要介護1が112名、要介護2が165名、要介護3が139名、要介護4が124名、要介護5が85名であり、要支援者140名、要介護者625名、合計765名が要支援・要介護認定者となっております。

今後の傾向と取り組みについてであります。まず認定状況につきましては、第7期介護保険事業計画において、平成31年度には要支援・要介護認定者数が831名、平成32年度には865名に増加するものと推計しております。要支援・要介護認定者数を抑制するための取り組みといたしましては、各地区の高齢者サロン事業や住民が自主的に集まり介護予防体操を行う通いの場の立ち上げに注力するなど、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活が送れるよう、町として支援を進めてまいります。

次に、家族介護者、いわゆる在宅介護者と施設介護者につきましては、平成30年7月現在で、デイサービスや訪問介護などの在宅サービス利用者が446名、グループホーム入所などの地域密着型サービス利用者が42名、特別養護老人ホームや介護老人保健施設に入所する施設介護サービス利用者が161名となっております。

矢吹町第7期介護保険事業計画において各サービスの年間利用者数をそれぞれ推計しており、訪問介護では、平成30年度が1,236名、平成31年度が1,320名、平成32年度が1,416名、短期入所生活介護では、平成30年度が876名、平成31年度が888名、平成32年度が1,068名と、各サービスとも増加が予測されております。

また、在宅介護に携わることご家族の負担は多大なものであることから、本町では負担軽減のための支援として紙おむつ給付事業を行っており、該当者に対して月5,000円の給付券を配布しております。そのほか、認知症

の方を抱えるご家族に対しましては、地域包括支援センターの職員や居宅介護支援事業所のケアマネジャーによる相談体制を整備しております。さらに、地域包括支援センターが主体となり、介護家族同士の交流や情報交換の場を提供し、介護負担の軽減を図ることを目的として、みんなのカフェを偶数月の第2木曜日に矢吹町福祉会館で開催しております。

次に、特別養護老人ホームへの入所希望待機者につきましては、平成29年4月1日現在で56名となっております。待機者数の把握方法といたしましては、福島県が各市町村に対して入所希望者の現況確認調査を毎年実施しており、これにより数値を把握しております。施設への入所を希望する方は増加傾向であります。入所するまでに時間を要する状況にありますので、短期入所生活介護などの在宅介護サービスなどを利用しながら入所までお待ちいただいております。

最後に、ひとり暮らしの高齢者に対する施策についてであります。本町では緊急通報システムの利用、民生委員による配食サービスや、郵便配達員、新聞配達員による安否確認、包括支援センター職員による訪問などによってひとり暮らしの高齢者の安否確認に努め、さらに適切な介護サービスを提供する関係機関との連携や家族への連絡といった体制を整えております。

町といたしましては、高齢者がなれ親しんだ地域で自立した生活ができるよう、町民に寄り添った地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、新町西側地域の開発の進行状況等についてのおただしであります。さきの6月議会において三村議員への答弁の中で申し上げた企業とは現在も引き続き協議を行っております。

当初、当該企業を中心とした出店計画であったものを別企業との大型店舗2店同時に出店する計画へ変更したことから出店計画の再調整に時間を要していると同っており、町では今後も当該地域における大型店舗の出店について早期実現を強く求めてまいります。

次に、新町地権者会についてであります。地権者会の立ち上げまでの経過及び本路線の道路整備に至る経過につきましては議員ご承知のとおりであります。現在、地権者会については休止状態にあり、会の継続に向けた直接的な働きかけやサポートはできておりませんが、年内の地権者会との協議に向けて当該開発エリア全体の土地約200筆及び土地所有者等の調査を実施しており、さらには新たな代表者が決まるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、当該開発エリアの費用対効果についてであります。前回の答弁のとおり分析調査等は実施していませんが、当該エリアの開発が進められることでさまざまな効果が期待できると考えております。

協議を行っている企業によりますと、雇用者数については、ホームセンター1店舗での雇用予定数が、正社員は約25名、その他パート従業員については若干名の雇用を予定しているとのことであり、同規模以上の大型店舗と2点同時の出店となれば50名を超える新規雇用の創出を見込んでおります。

税収について申し上げますと、出店予定地の土地は現在大部分が農地として課税されており、概算で6万円程度であります。大型店舗が出店されれば宅地として課税されることから、土地の固定資産税については概算で300万円程度となります。また、店舗等の建物及び償却資産に係る固定資産税も新たな課税となるため、合わせて1,300万円ほど税収がふえる見込みであります。

そのほか、大型店舗が出店されれば近隣市町村からの来町者も増加すると考えており、交流人口の増加によ

る地域の活性化を初め、住宅団地の開発など多岐にわたる経済効果が期待されます。

このように、当該店舗の出店は、雇用機会の拡大、町民の利便性の向上、交流人口の増加等、町の発展に大きく寄与すると考えております。

今後は、当該開発エリアの有効活用方法等について地権者会及び地元住民の方と協議を重ねるとともに、本路線につきましては整備効果が非常に高い路線であることから、西側地域の幹線道路として早期の供用開始に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 消防署建設予定地についてお尋ねいたします。

初めに、私は消防署の移築には賛成であります。住民の生命及び財産を守るための緊急活動や常備消防活動の重要性、必要性を強く認識しております。このたび、老朽化等により白河地方の9市町村で構成する広域市町村圏整備組合で矢吹消防署の移設が決定されたものであり、町が負担する消防署建設用地の取得について適切に進められるようお願いしております。

それでは、通告に従い質問しますが、同僚議員との同様な質問になる点もございしますが、私なりに質問させていただきます。

用地の経過につきましては、昨年の12月議会に補正予算案として突然消防署移設に伴う用地取得費600万円が計上されましたが、白河地方広域市町村圏での矢吹消防署の移設は29年1月に決定したと伺っております。広域市町村圏からの用地の依頼が1月にあったわけですが、もっと早く計画を説明して進めることができたと思うが、なぜ平成29年の12月、約1年間後の議会の補正予算の計上になったかをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 三村議員のご質問にお答えいたします。

昨年の1月に、広域圏のほうから土地の取得の依頼がございました。その後の29年3月の議会の全員協議会におきまして、広域で進めております消防庁舎整備計画について概要をお知らせしたところであります。その後、広域市町村圏整備組合の条件を満たす土地の選定に時間を要していたことが理由で12月の補正予算の計上となったところでございます。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 町が12月議会で補正予算に提案した3,000平方メートルで600万円という見積もり金額の算定方法をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

[まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇]

○まちづくり推進課長(氏家康孝君) 三村議員のご質問にお答えいたします。

昨年12月の補正予算計上の621万円につきましては、公有財産購入費としまして、田んぼとしてその面積分を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

2番。

○2番(三村正一君) 土地の取引について、今、田んぼとしての価格で計上したと言われましたが、町は建物が建設可能な農地、宅地見込み地ですが、これを農地価格で購入した実績はあるのかをお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長(福田和也君) それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ただいま手持ち資料はございませんが、道路の場合、道路の整備に伴う用地買収の場合ですと、宅地であっても農地であってもまず不動産鑑定をかけまして、その鑑定価格で買収をしております。

以上であります。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

2番。

○2番(三村正一君) 私も、今まで町の土地購入関係は不動産の鑑定を入れて購入してきたと。農協の複合施設の跡地もそんな形で進んできたなと思っておりますが、今回は不動産鑑定を入れた価格で議会に提案すべきじゃなかったのかなと思います。やはり用地としてのその辺の予算の計上についておかしいんじゃないのかなというふうに思っているわけなんです。今回はなぜそんな形で農地になったのか、鑑定を入れなかったのかをお尋ねします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

[まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇]

○まちづくり推進課長(氏家康孝君) 三村議員の再質問にお答えいたします。

当初は田んぼで購入できるということで計上いたしましたが、交渉過程の中におきましてその単価では購入できないということで不動産鑑定をかけ、その鑑定をもとに3月の補正予算、そして土地取得という経過になっております。

以上でございます。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

2番。

○2番(三村正一君) そうすると、田んぼの値段では買えなかったというようなことで、やはり鑑定を入れるべきであったと私は思っておりますが、その辺についてはどうですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

三村議員がおっしゃるとおり、不動産鑑定をかけてから予算を計上するなりの手続をとることが適当だったかと思われま

かと思われま

かと思われま

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 12月議会で、八幡町で宅地見込み、建物が建つようなところが1反歩200万、1,000平米で200万という、3,000平米で600万ですから安いと思いました。私は、議案として提案されるには地主さんとの事前協議があつて、土地取得が確実であると思ひ、執行部の努力の成果として補正予算に賛成したわけでありま

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

3カ所、交渉いたしました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 3カ所の交渉をしたというと、八幡町の中でも、当初から田町・大久保線の3カ所しか当たっていないのかなというふうに思ひます。私が地主とちょっと話をしたところそんな形になるわけなんです

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

新町・弥栄線だと思いますが、そのほかを除いたわけではございません。先ほど薄葉議員の質問にお答えしたとおり、いろいろな条件を考え、消防機能が發揮できる場所ということで八幡町を中心に選定するということになりました。土地の形状であつたり、あと高さとかですね、そんなところを見ました。その中で、新町・弥栄線の沿線といひますか、あそこに形もよくて道路よりそんなに低くなつていないというところがございましたので、そこを3カ所選んだという経過でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 選定の場所についてはそういうことだということでしたので了解をしましたが、30年3月の議会、ことしの3月議会で3,000万の補正予算が提出されました。12月の補正予算の600万円での予算不足ということで用地取得補正予算3,000万円を計上して合計3,600万円としましたが、積算方法はどうしたのか、どのような積算で3,600万円になったのかをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 三村議員のご質問にお答えいたします。

3月の補正の金額の差額の基準ですけれども、路線価をもとに計上をいたしました。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 路線価を基準にということでしたが、あそこの路線で一番いい土地で最終的に買ったのが2,550万ぐらいでしたよね。1,000万も狂うような路線価であったんですか。それを議会に提案したわけですか、お尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 3月の補正予算に計上する時期、そのときには路線価で計上させていただきまして。それは、田んぼでの購入ができないということで計上させていただきまして。その後、時間のちよつとずれがあるんですけれども、3月補正の予算の計上と、その後に不動産鑑定をかけました、その差額が出てきております。不動産鑑定をかけた額で相手方、土地所有者の方に「この価格で」ということで交渉させていただいたところ、相手方が「その金額で」ということで了解を得ましたので、最終的には不動産鑑定の価格で売買契約となっております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 前の議員の答弁によりますと、1番目の交渉がちよつと土地の面積の問題、それから2番目が今後の使用予定の問題というようなことで、利用の計画があるということできなり3番目に行ったんだと思いますが、やはり一番最初に当たったところに今度は「3,600万のきちんとした路線価で買うから」というような交渉をすべきでなかったのかなというふうに思いますが、その点についてはどのように考えておりますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

最初の交渉したところは金額の問題ではなくて面積の問題でございますので、町が求めている面積では了解を得られなかったということでございますので、そこを再度、求めている面積要件にもう既に合致しておりませんので、そこは再度交渉するということにはございませんでした。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ちょっと私も地主に伺ったんですが、「宅地のような値段で求めたのに農地と来られればいろんな理由をつけるのは当たり前でしょう」というような話を伺ったところがございますので、このような質問をさせていただきました。

それで、今度30年度3月の当初予算で2,000万円の造成費用が計上されましたが、積算の基礎はどこの土地を想定して、どのような造成費用の計画だったかをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

造成する場所は、今取得しました八幡町地内の3筆でございます。造成は一般的な、土盛りというんですか、土を盛るということでございますので、一般的な造成の計算式で見積もっております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） これは用途区域の境界図ということで、町の都市計画の図面です。何でこれを示したかという、今度購入した消防署の用地、これは第1種低層住宅区域というような区域の用途指定がなされております。この地域には、消防署は建てられません。大きなお店も建てられなくて、住宅兼店舗ならば50平米以内だというような用途指定がされているような土地でございます。それは町で指定しているわけですから、そのような土地で、用途指定の目的は低層住宅の良好な環境を保護するというような目的の土地であります。そういった中で、この用途指定の土地の隣地に消防署を建てるということはいかがなものかということでお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

消防署でございますが、当初予定した場所につきましては用途区域外ですので、建設が可能でございます。

また、用途内であっても、第1種低層住居専用地域以外につきましては建設が可能です。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今の答弁のように、第1種低層区域以外ならば建設が可能だというような答弁だったと思います。1つはですね。それで、その隣に、環境を守るということは、隣地だから、指定がないから大丈夫だというのはやはり環境を守る意味ではちょっとおかしいんじゃないかと、環境は守れないんじゃないかという点で町としてどのように考えているかということです。

1つは、主婦の店というのがありましたけれども、前は道路を挟んだ反対側にありましたけれども、増設のために引っ越しましたけれども、のほうに入りましたけれども、町として公共用地に、隣に建てるのはいかがなものかということでの質問でございました。この点についてのお考えがあれば、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

三村議員のおっしゃるとおり、環境を守るという観点から環境を守らないのではないかということについては、今回の町への要望書を提出された理由の一つとしても挙げられております。そうしたことも踏まえて今回別な建設予定地にするということがございますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） なぜこのような質問をしたかということ、今後求める消防用地について、十分な配慮、そして用途区域を考えながら選ぶべきじゃないのかなど。できればエリアがきちんと定まっていますので、そのエリア内で適切な土地があれば、そういったことでチェックしながら進めていただきたいというふうなことで質問をさせていただきました。

続きまして、公共施設の建設は住民にとって生活環境にかかわる重要なものであります。1区自治会館、2区複合施設「ポケットパーク」の建設にはいずれも住民の意見を聞きながら進めておりますが、今回の場合、なぜ住民に説明がなかったのか。地元区長の要請により説明会が開催されたが、それらの意見をどのように捉えたかを伺います。なぜ説明できなかったのかというのは前の議員の答弁でいただいておりますので、どのように捉えたかという点だけをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

なぜこうした事態に陥ったのかと、町に町民からも要望書がなぜ上がる事態になったのかと、どのように捉えているのかということについては、丁寧な説明がされなかったことについては、薄葉議員、そして鈴木隆司議員にもおわびをさせていただきました。

今回、三村議員のほうから答弁を控えてよろしいというようなことだったのでおわびをする機会を逃してしまいました。改めておわびを申し上げたいと思います。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今回の消防署の用地というのは、広域消防から求められた最適な場所の取得だと思います。それで、新たな候補地の選定については多くの情報を持っている不動産業者などの情報提供の活用があればスムーズに最適地を選定することができると思いますが、この点について、そのような考えがあるかないかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

新たな候補地の選定にあつては、専門業者、不動産会社等の情報提供を受けてはどうかというようなご提案でございますが、今のところそうしたことについては考えてございません。

なお、近々、また議員の皆様様に候補地の選定については事前にお知らせをしながら話を前に進めてまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思ひます。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 町は誰のものか。誰のためのまちづくりか。まちづくりの主役は誰か。答えは全て住民であります。今回の住民の生活、環境にかかわる重要な決定を住民の合意なしに進めたこと、そして決定事項として押しつけるという進め方は住民の意思を無視した手法であります。

しかし、今回、合意なしでは進めない、別な場所を選定するようなご答弁がありましたので、感謝を申し上げます、ありがとうございました。

今後、一日も早く消防署の用地が適切な土地が選定され、決定されることをご期待申し上げて1つ目の質問を終わらせていただきます。

一問一答で、次の高齢者の介護についてお尋ねします。

住みなれた土地で自分らしく老いるという多くの高齢者の思い、これを支援することが行政の大きな役割であると思ひます。元気で暮らしていても、いつかは誰かのお世話になっていきます。介護が必要になったときに保険医療、福祉サービスを受けるためには、要支援、要介護の認定を受けなければなりません。

平成29年度の新規の認定申請者が197名おりましたが、新規に申請してから認定までどのぐらいの期間がか

かったのか、最長、最短をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員のご質問にお答えをいたします。

認定までの期間ということでございますけれども、申請を町が受け取って、審査等につきましては広域圏のほうで一括して判定しております。約1カ月程度というふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 介護の必要な人に必要なサービスを適時に提供することが大切であると思います。

申請して介護の認定を待っている間に死亡してしまった人がおりますが、緊急を要する場合の認定方法等はございますか、お尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員のご質問にお答えをいたします。

緊急の場合といいますか、例えば虐待とか、そういった場合につきましては特別養護老人ホーム等々の受け入れ枠があるということで記憶しておりますが、なお調べまして後ほどご報告をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 老老介護、認認介護というような言葉がよく出てきておりますが、65歳以上の高齢者を65歳以上が介護するというような夫婦や、65歳以上の子供がその母親、父親の高齢の親を介護するという老老介護、国のデータでは在宅介護の50%以上が老老介護になっております。また、認知症の方が認知症を介護する認認介護の状況についても社会問題となっておりますが、矢吹町では老老介護、認認介護の状況はどのような実態かお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 高齢者のひとり暮らし等々につきましては数字はございますが、老老介護の状況等については数字は現在のところは持ってございません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 新町西道路についてお尋ねをいたします。

前回の質問の時点では、1億2,400万で財源は社会資本総合整備交付金というようなことで補助金が55%から50%に変わったというような説明がございましたが、補助金の率に変更になった場合は補正予算の必要性はあるのかないのかをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

補助率が55%から50%に、国との協議により変更となりました。当然ながら、歳入として見込んでいた55%の補助金につきましては50%へということで、5%の減額ということで補正予算で対応しているところでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 地権者会についてお尋ねいたします。

30年6月、今度の6月議会ですが、地権者会との再構築を含めて不備なところは改めて会の活性化に向けた働きかけを町として行うというようなご答弁をいただいておりますが、その後、今までの話ですと何の進展もないというようなことでございますけれども、陳情の内容は開発であり、道路の整備は二次的なものではなかったかなど。当初は商業ゾーンとか住宅ゾーンとかいろんなゾーンを示された中での陳情であって、それを採択しております。それで、そのような採択の中で、道路だけが先にできちゃって、それで今度採択のメインであるエリアの開発がどのような形で今進んでいるのかをお尋ねします。

じゃ、1つずつお尋ねします。

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○2番（三村正一君） それはいいです。それは、地権者会の再構築、そういうような話があって……。エリアのあれです。

○議長（大木義正君） エリアの……。

○2番（三村正一君） 新町エリアの開発というような陳情が上がっていますので、その開発に向けた取り組みをどのようなふうに行っているのかの質問です。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

エリアの決定等については、現在のところ、まだ固まっておりません。

以前から言われているように、乱開発を防ぐために、今後地権者会と協議をしながら、そうしたことで地権

者の皆様が乱開発というようなことの対応をしないような、そんなことを考えていきたいと思ひますし、早急に地権者会と協議をしながら、エリアの考え方を伝え、理想的な開発に向けて努力をしまひたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

開発については、町が積極的に造成をかけたりということではなくて、あくまでも民間の開発ということで考えておりますので、そうしたことについてもご理解をいただきたいと思ひます。

以上で私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 道路の両脇の地権者の方から下水道の負担金の同意書をとっているというようなことでございますが、そういうことになるとこの開発がオーケーということで、先ほど町長から答弁ありましたように乱開発がされてしまうおそれがあるので、早目な取り組みをされたほうがよろしいのではないかとこのように危惧するところでございます。

通常、開発企業がつくるべき道路ですね、新町西道路を町が税金を使ってつくったわけですが、このままでは現在受益者なしのまま道路が完成してしまいます。道路の整備の目的は、企業の誘致のために県のまちづくり推進条例対策との答弁を前にもいただいておひます。しかし、一番最悪の場合を考えると、ホームセンターの進出はない、地権者会で陳情した西側開発もない、道路については予定どおり完成するというようなことになると、緊急性ということで、緊急性、重要性、投資対経費など総合的に勘案して優先度を決定してきたと答弁していただいているんですが、企業誘致のための優先度が高いとしてきたことが見込み違いになったときのことを心配しております。緊急性の判断ということを誤った場合今後どうするのかを、仮定の質問になるから問題かもしれませんが、お尋ねします。

〔「それについては」と呼ぶ者あり〕

○2番（三村正一君） それでは、結構です。

商業ゾーンばかりではなくて、先ほど言われましたように……。終わります。

○議長（大木義正君） 時間です。

○2番（三村正一君） 一日も早く、陳情を採択された事業が完成することを願っております。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 4時20分）

平成30年9月11日（火曜日）

（第 3 号）

平成30年第409回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年9月11日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

請願第2号・第3号・第4号

陳情第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	熊田	宏	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	角田	秀明	君	14番	大木	義正	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 藤田忠晴君

教育長 栗林正樹君 企画総務課長 阿部正人君

まちづくり
推進課長 氏家康孝君 税務課長 三瓶貴雄君

会計管理者兼
総合窓口課長 小 針 良 光 君 保健福祉課長 泉 川 稔 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長 佐 久 間 一 幸 君 都市整備課長 福 田 和 也 君

教育次長兼
教育振興課長 佐 藤 豊 君 子育て支援
課 長 山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（大木義正君） 通告6番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴にお越しの皆様、大変ありがとうございます。

それでは、通告書に従いまして、一般質問、大きな項目で3点質問をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、町の障害者雇用状況についてであります。

厚生労働省が本年8月26日に、中央省庁において障害者の雇用者数を水増ししていたことを公表しました。

今後、パラリンピック等も控えておる中で、こういったことが問題とされ、指摘がされております。

そこで、当町においては、町役場及び公共施設の指定管理者等、また関係機関における障害者の雇用状況がどのようになっているか、具体的には雇用障害者数、実雇用率、法定雇用率との差異はどのようになっているかをお尋ねいたします。

また、同様に町内の民間企業における障害者の雇用状況について、雇用障害者数、実雇用率、法定雇用率との差異、法定雇用率達成企業の割合はどのようになっているかをお尋ねいたします。

また、障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合、法定雇用率と言います。これ通告書では私、民間企業の場合は2.0%と通告させていただきましたが、この障害者雇用促進法、改正されておりますので、30年4月より民間企業においては2.2%に引き上げられております。また、国・地方公共団体等においては、これまで2.3%だったものが2.5%となっております。そして、都道府県の教育委員会においては、これまで2.2%だったものが2.4%に引き上げられております。こういった法定雇用率、定められておりますが、これだけのパーセントの障害者の方を、割合を雇うことを義務づけております。この民間企業の手本となる町の障害者雇用や町内企業の障害者雇用の促進について、町長はどのようにお考えになっているかお尋ねいたします。

続きまして、2番目といたしまして、公共施設等の用地選定や重点施策等の計画に際しての住民合意のあり

方についてお尋ねいたします。

まずは、老朽化対策と防災対策向上のために矢吹消防署庁舎の建てかえが計画され、用地選定がされました。このことはきのうも同僚議員からも多く質問があったことではありますが、そこで、先般開催された八幡町及び田町地区対象の住民説明会においてさまざまな意見が出されております。きのうも指摘はあったと思いますが、特に、私、この住民合意のあり方という観点でいえば、町全体へも知らせるべきじゃないか、こういったような意見が出されていたと思いますが、このことについてどのようにお考えになるか、町長のお考えをお尋ねいたします。

続きまして、本議会に先立つ全員協議会において（仮称）まちづくり矢吹及び包括委託についての説明がされました。これによりますと、平成31年10月ごろから、窓口業務、そして児童クラブ、学校支援員、その他業務などについて大手民間事業者や（仮称）まちづくり矢吹等へ包括委託することが検討されるとのことが説明がありました。

このことについて、私もこれまでもPFIですとかそういったものを推進しながら、民間の力もかりながら町の業務も改善していくべきところは改善していくべきではないかということも言っておりますので、そういったことも期待できるのかなと思いますが、なかなか新しい取り組みでもありますので、住民の方の理解がどのようにされているのかなということ、それがちょっと気になるところであります。そういった点からいいますと、やはり窓口業務などは直接住民の方のサービスにかかわることでもありますので、住民からの意見をしっかりと聞きながら進めるべきであると思いますが、どのようにお考えになるかお尋ねをいたします。

続いて、さまざまな施策を検討するに当たって、各種審議会や検討委員会を設けて、有識者や各種団体の代表、住民代表の皆さんなどに参画をしていただいておりますが、この中で有識者というのは、例えば建物を建てる、そういったことであれば建築の専門家の方、そういったことであるといったことだと思いますけれども、各種団体代表の方や住民代表の方、地域住民の声を集めて参画していただいているのだと思うのですが、具体的にはこういった方々、各種団体代表と住民代表の方にはどのような役割を期待してこういった審議会等に参画していただいているのかをお尋ねいたしたいと思います。

最後の質問、3番目の質問であります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画の進捗状況についてであります。計画名は余り町民になじみがないと思いますので、西口の中心市街地のほうの再開発、昔の元気を取り戻すという、そういった計画が今進められておりますけれども、このことについてお尋ねをいたします。

1つ目としては、魅力と賑わいのある中心市街地としての再生を大目標にこの計画が進められております。大正ロマンの館に続きましてポケットパークの供用も開始されております。この計画を進めるに当たっては、計画の成果目標というものがこの計画書の中にも記載されておりますけれども、この成果目標では、イベントの開催数、そして平日歩行者の通行量、それから空き店舗数の目標値が設定されていますが、計画途中でありますけれども、現時点ではこのような進捗状況がどのようになっているのか、達成は期待どおりになっているのかどうか、もくろめるのかどうか、そういったことをお尋ねしたいと思います。

2番目としては、本計画では矢吹公園というものの建設が予定されております。図面にも載っておりますが、ポケットパークからさらに北側のほうに行ったところにある空き地のほうに、たしか図面が引かれていた

と思いますけれども、計画地が予定されていたというふうに記されておりますが、この矢吹公園については現状では何も進んでいないように見えるのですが、町民の方からも今どうなっているんですかというような声も、お尋ねがあります。そういったことで今現状はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

最後になりますけれども、ポケットパークの供用開始に伴って、活用や利便性について町民からの意見が出始めております。現在でもポケットパークについては軽トラ市等のイベント、また踊り流し等のイベントも開催されていて、来られた方も喜ばれていると聞いておりますが、ふだん何もイベント等ないときなどに使っている状況とか、ポケットパークの利用をしたいという方からのお話を聞きますと、例えば、使っていないときには、商店街に買い物に来たときに、駐車場せっかくあるのだからそこを開放したらどうですかとか、あとはベンチがもっとあるといいねとか、特にことは夏暑かったものですから、あずまや等、屋根等もあれば日影にもなるというようなこと、また、スケートボードをやっている少年の方ですとか、これはちょっと別の方から、そこを使っている方ではないんですけれども、やはり中学生等からはテニスの壁打ち等もできるといいんじゃないか、そういったことも意見が出始めているところであります。イベント等の活用だけではなく、せっかくの公園ですので、そういったことにも活用したらどうかというような意見が出始めておりますが、その辺については状況は町のほうではどのように把握をして、対応をどのように考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

以上3点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦労さまでございます。

それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、町役場及び公共施設の指定管理者等、関係機関における障害者の雇用状況についてのおただしであります。国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないこととされており、障害者任免状況通報書により毎年6月1日現在における状況を報告するとともに、これに基づき実雇用率、採用しなければならない障害者の数等を算定しております。

平成30年度6月1日現在、町部局に勤務する障害者数は2人であり、職員数117人に対する障害者の実雇用率は1.71%であります。国及び地方公共団体の法定雇用率は2.5%ですので、職員数117人に対する2.5%は2.925人となり、小数点以下0.925は切り捨てとなるため、法定雇用率に基づく法定雇用障害者数、つまり採用しなければならない障害者の数は2人となり、法定雇用者数は満たしております。

しかしながら、法定雇用障害者数を達成しているとはいえ、実雇用率と法定雇用率では0.79%の差異があり、実雇用率と法定雇用率の差異をできる限りなくすよう努力することが障害者雇用促進法の要請するところであると認識しておりますので、今後も雇用拡大に寄与していく考えであります。

なお、公共施設の指定管理者等、関係機関における障害者雇用状況については指定管理受託者の雇用義務と

なりますので、町として把握しておりませんが、指定管理者の選定基準として障害者の雇用状況を付加することも可能としております。

町といたしましては、今後も障害者雇用を積極的に推進し、障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる共生社会の実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内民間企業における障害者の雇用状況についてのおたただしであります。厚生労働省福島労働局が障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、福島県内に本社機能を有する企業のうち、常用雇用者50人以上の規模の障害者を雇用する義務のある事業主に対して行った雇用状況報告では、平成29年6月1日現在、常用労働者23万7,544人のうち障害者は4,623人、障害者雇用率は1.95%となっております。そのうち民間企業の法定雇用率の2.0%を達成した法定雇用率達成企業は、対象企業数1,326社のうち738社、達成割合は55.7%となっております。

次に、県南地域の状況であります。常用労働者1万917.5人のうち障害者は214.5人、障害者雇用率は1.96%となっております。そのうち法定雇用率達成企業は、対象企業86社のうち55社、達成割合は65.1%となっております。

なお、個別市町村ごとの民間企業における障害者雇用状況につきましては公表されておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、障害者雇用の促進についてのおたただしであります。先ほど答弁申し上げたとおり、本町では町役場での障害者雇用はもとより、やぶき経営懇話会会員企業を初めとする町内企業に対し、国・県等の企業に対する障害者雇用に関する各種助成金及び補助金、福島労働局やハローワーク等において開催されている障害者雇用セミナーや就職説明会等の周知を行っております。

また、町内企業においては、障害者雇用優良企業に認定されている株式会社大協製作所等、積極的に障害者を雇用している企業があるほか、就労系障害福祉サービスを行っている矢吹授産所や共同作業所しらうめ等の施設も多く、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹消防署建設に係る住民説明会での意見についてのおたただしであります。薄葉議員、鈴木隆司議員、三村議員への答弁と重複いたしますが、本年7月20日に3区行政区からの矢吹消防署庁舎建設に係る住民説明会開催を求める要請書を受け、説明会の対象範囲を3区行政区に確認し、了解を得て、8月8日に八幡町地区、田町地区の住民を対象に矢吹消防署庁舎建設に関する住民説明会を開催しました。住民27名が出席し、出席者からは、取得段階での説明不足や、近くに保育園や高齢者施設があるので、別な土地へ矢吹消防署庁舎の建設を求める意見などが出されました。

通常、町が行う公共施設等の整備では、計画当初の段階から当該整備委員会や住民説明会で多くの意見をいただき、その意見等を踏まえ整備を進めているところであります。今般の矢吹消防署庁舎建設につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合での整備であるため、組合との協議の中で、八幡町地内が条件に合うことで用地の取得手続を進めてまいりました。組合の消防庁舎整備計画のスケジュールに沿った手続を優先し、その用地の選定過程において地域住民の方への丁寧な説明が不足していたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

町といたしましては、矢吹消防署の建設を最優先に進める考えであり、住民説明会を開催し、広くお知らせしながら、組合の整備計画のスケジュールに沿った手続を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、包括委託に関し住民からの意見を伺いながら進めることについてのおたただしであります。包括委託の検討を進めることに至った背景は大きく2点あります。

1点目は、民間委託の推進による行政サービスの維持・向上であります。国においても、地方行政サービス改革の推進項目として、窓口業務の民間委託への取り組みを強化しており、これまで以上に民間の力を効果的に活用する必要があります。民間でできる業務は民間に委ね、公務員でなければならない業務とを明確にしながら、職員は政策立案、計画策定等の業務に特化して取り組みます。官と民のそれぞれの長所、強みを出し合い、短所、弱みを相互に補い合う公民連携の手法で、質の高い行政サービスを目指します。

2点目は、臨時職員等における臨時的任用の厳格化であります。地方公務員法及び地方自治法の改正により、平成32年4月から会計年度任用職員制度が創設されます。正規職員以外の労働者性のある職員の任用に関し、その採用方法や任期等が明確化され、これまで以上に臨時職員等の任用根拠が厳格化されるものであります。臨時的に任用することができる場合としては、例えば、災害等の発生により緊急に人手を要すること、一時的に事務量が増大し多忙となること、産前・産後休暇、介護休暇となる職員が生じた場合等であります。このように、真に短期的かつ臨時的に任用するものに限られることとなることから、今後その適正性を確保する必要があります。

このことから、包括委託の手法として、現在の臨時職員等を民間雇用に切りかえることで、その雇用条件を向上させながら、民間スタッフとしてこれまでどおり町の業務を積極的に担っていただくというものであります。町としては、地方公務員法等の適正運用を確保するとともに、人事管理に関する業務量の削減等、大幅な合理化が図られるものと考えております。

一方、臨時職員等の立場からは、民間企業に雇用期間の面等から安定的に雇用されることで、良好な労働条件の中で能力を発揮できるものであります。また、町が臨時職員として任用するよりも、民間企業の従業員として能力に応じた処遇を受けることで、自信、そして町のために生き生きと働き続けられること、さらに、(仮称)まちづくり矢吹の構想としては、新しいビジネスの形として地元雇用の創出が期待できます。

このように、包括委託は、法改正への対応と業務改革として、より質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供していくために行う内部的な取り組みであります。住民満足度の高い行政サービスの維持・向上を目指した意識改革、体質改善、組織体制の充実といった組織の内部管理に属するものであることから、住民の皆様から意見をいただく性質のものではないと考えております。

なお、検討を進める過程においては、現に臨時職員等として働いていただいている方を初め、学校、保護者等の関係者への丁寧な情報提供及び事業説明に引き続き努めてまいりたいと考えております。また、事業実施に当たりましては、議員の皆様への説明を初め、町民の皆様へ広報及び町ホームページ等により適時お知らせしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各種審議会や検討委員会において各種団体代表と住民代表にはどのような役割を期待しているのかのおたただしであります。ご承知のとおり、町には、地方自治法に基づき法律または条例により設置する各種

審議会等の附属機関、規則または要綱等により設置する審議会、委員会、協議会等附属機関に準ずる機関があり、それら附属機関等の委員には有識者、各種団体代表、住民代表から構成されるものが多く、いずれも専門的な知見、見識を踏まえたご意見、各種団体の現状、課題等を踏まえたご意見、あるいは町民としての生の声というものを広く伺い、施策に反映させるために参画いただくものであります。

本町においては、これら委員会、審議会等の委員を選任する場合には、平成18年4月に策定した附属機関等の設置等に関する指針に基づき選任しております。委員構成にあつては、例えば女性の登用については、女性委員の割合が30%以上になるように努めること、また、町民参加の促進と広く町民の意見を反映させるため、可能な限り公募制を導入し、公募委員の割合が20%以上になるよう努めることと定めており、これを基本として幅広く選任するよう努めております。

なお、現在、都市計画審議会委員を公募により募集しております。

今後も、多様な意見を幅広く伺うため、指針に基づき選任してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画の成果目標についてのおただしであります。矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業は、東日本大震災からの復興と中心市街地のにぎわい創出を目的に、国土交通省から矢吹駅周辺都市再生整備計画事業の採択を平成26年度に受け、平成27年度から平成31年度末までの完成を目指し整備を進めております。なお、総事業費は約21億円であり、現在の進捗率は事業費ベースで約20%であります。

復興のシンボルとして整備を進めております矢吹町複合施設は、公民館機能、図書館機能、子育て世代活動支援機能、観光交流機能といった4つの機能が複合化、集約化された施設であり、それぞれの機能が有機的に連携することで、これまでになかった活動スタイルや世代間の交流が生まれ、中心市街地のにぎわい創出の拠点になるものと期待しております。（仮称）矢吹町複合施設の進捗状況は、平成30年6月に（仮称）矢吹町複合施設基本設計が完成し、現在は（仮称）矢吹町複合施設実施設計に着手し、平成31年3月の工事着手に向けた準備を進めております。

中町ポケットパークにつきましては、議員もご承知のとおり、本年4月1日にオープン記念式典を開催し、大変多くの皆様に参加いただき、大成功のうちにイベントを終えることができました。広々とした多目的広場は老若男女さまざまな世代の憩いの場として、また屋根つきのステージは軽トラ市やお祭り、音楽祭などの多目的な利用が可能です。今後は、町の行事だけではなく住民が主催者となって各種イベントが行えるよう、オープンな都市公園の利活用を目指してまいります。

議員おただしの計画策定時の目標につきましては、魅力と賑わいのある中心市街地としての再生という計画目標を達成するための指標として設定しております。具体的には、イベント数、歩行者数、空き店舗数等を指標として設定し、平成31年度の事業完了後の数値を目標としているため、現時点で明確な成果を申し上げることはできませんが、参考として答弁させていただきますと、イベント数につきましては計画策定時に年10回の目標としております。これまでのイベント数は12回で、このうちポケットパークではやぶき軽トラ市、一区夏祭りといったイベントのほか、町商工会主催のやぶき夏祭り、青年部まつりなどが9回開催されております。また、大正ロマンの館ではコンサートが3回開催されております。参加者数は延べ7,179人で、このうちポケットパークが約7,100人、大正ロマンの館が79人です。

空き店舗数につきましては、計画策定時の58件に対し目標が55件であり、現在は51件となっております。空き店舗数の減少は、新たに建設された災害公営住宅や一区自治会館、中町ポケットパークが主な要因となっております。

歩行者数につきましては、計画策定時の216人に対し目標が265人であります。正確な歩行者数については通行量調査を要するため不明ですが、イベント数が増加していることから歩行者数も増加していると思われれます。

これらの成果は、中町ポケットパークの整備効果によるものであり、中心市街地のにぎわい創出が着実に推進されていると認識しております。また、事業が完了した際には、調査を実施し、各目標の達成状況や分析結果等について公表してまいります。

今後につきましても、人口減少社会に対応しながら、人と人との交流の中のにぎわいを創出するほか、安全・安心な居住環境を提供するなど、居住人口の増加を図りながら、中心市街地と集落拠点とが有機的に連携したコンパクトなまちづくりの実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹公園の建設予定についてのおただしであります。矢吹神社周辺を中心とした公園整備につきましては、歴史的に貴重な矢吹神社と周辺の自然環境を保全するとともに、参道沿いに公園を整備することで、来園者が本町の歴史や魅力に触れられる場所、また防災倉庫や貯水槽等の防災機能を加えることにより、災害時の一時的な避難場所として矢吹駅周辺地区都市再生整備計画に位置づけております。

また、矢吹町都市計画マスタープランにおきましても、都市づくりの方針の中で、JR矢吹駅周辺の駅前広場の緑地化とともに、矢吹神社との連携に配慮し、多くの町民の憩いの場となる公園整備と位置づけ、本町を特徴づける水と緑の拠点として計画しております。

しかしながら、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画の計画期間は平成31年度までであり、現在、町は複合施設の建設を優先して進めており、計画期間内の矢吹神社周辺の公園整備につきましては困難な状況であることから、次期の計画により検討してまいりたいと考えております。

今後につきましては、水と緑の拠点として位置づけた矢吹神社周辺地域の整備内容や整備手法、整備時期も含めて再度検討、協議を行い、最終的な方向性について判断してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、中町ポケットパークへの意見に対する対応についてのおただしであります。まず中町ポケットパークの利用実績につきましては、先ほどの答弁のとおり、オープニングイベントを含めこれまでに9回のイベントを開催し、参加者数は約7,100人です。イベントの内訳としましては、毎月1回開催されるやぶき軽トラ市のほか、7月には一区夏祭り、8月にはやぶき夏祭り、9月には商工会青年部まつりなどが開催され、中心市街地ににぎわいがもたらされており、今後もさまざまなイベントが予定されております。

議員おただしの中町ポケットパークの利用につきましては、利用者からさまざまな要望があり、例えば電源を利用する際の分電盤ボックスに関し、利用しやすい方法への改造やスピーカーの追加設置等につきましては既に対応しております。

現在寄せられている主な要望としましては、中町ポケットパーク利用者の駐車場整備や周辺施設への案内看板、安全対策のための防犯カメラの設置、あずまや、ベンチなどの休憩施設、その他イベントポスター等の掲

示板などがあります。このうち防犯カメラにつきましては、利用者の案全対策として早急な対応を予定しております。また、ベンチにつきましては、現在3基設置しておりますが、新たに10基の設置を予定しております。案内看板や掲示板につきましても、関係機関や利用者などと協議を行い、設置に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。あずまやにつきましては、ポケットパークの将来構想として位置づけておりますが、今後、財源も含めた整備手法について、必要性も含め再検討をいたします。

中町ポケットパークは、中心市街地のにぎわいの創出や憩いの場の提供を目的として整備しており、今後の利活用につきましても、さまざまな提案、要望を十分検討し、町民の皆様から愛される公園を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

安井議員、なるべくマイクに近づいて発言をお願いします。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の町の障害者雇用状況についてであります。

法定雇用率2.5%でありますので、町の職員数117人に対して2.5%は2.925人というお答えをいただいて、小数点以下は切り捨てですので2人ということになります。その法定雇用率は満たしておりますというお答えで、このことは大変よいことかなと思っておりますが、念のためお尋ねしますが、もちろんそんなことはないと思うんですけども、中央省庁において本来障害者ではない方が障害者に算定されていたということがありましたが、町ではそのようなことはないと思いますが、その辺はどのようになっておりますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

水増しということは決してございません。全て条件を満たす手帳の確認をしておりますので、ご心配いただいて申しわけありませんが、大丈夫です。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 確認できて安心いたしました。当然そのようなことはないと思っておりました。

法定雇用率が今2.925人となっているんですね。それで、採用しなければならぬ雇用者の方は2人なんです。ほとんどこれ3人なんですね。ぜひ、これもう一人採用ふやすということもできるのではないかなと思っておりますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁で申し上げましたように、この法律の目的といたしましては、障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる共生社会の実現というところであります。ご指摘のとおり、3人にほとんど近いというところで、私どものほうでも、現時点ではハローワークからは指摘は受けておりませんが、年に1回程度はハローワークと相談しておりまして、障害者の雇用について積極的に取り組んでいるところでございます。以前、平成26年度には障害者の雇用ゼロという状況がありまして、その時点ではハローワークからの紹介をいただきまして3名の方を雇用したという実績がありますので、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 積極的に取り組んでいただくことをご期待いたしたいと思っております。

それで、町の指定管理者等においては把握をしていないということで、障害者の雇用状況を指定管理の選定基準として付加することも可能としておりますというお答えでしたが、これもやはり町の公共施設でありますから、町の役場等、また公務員等と同じように、それに準拠して障害者の方を採用していただくこと、そして障害者の方がこういった公共施設の中で働くことによって、例えば足の不自由な方等が働いていただくことによって、健常者の方、こういう言い方もちょっと語弊があるんですけども、障害を持たない方よりも実際に気づく面等も多いと思っております。

そういった点で申しますと、指定管理者のほうの義務ではありますけれども、町からも雇用状況を付加するということは、ぜひやっていただきたいと思っております。指定管理者だけではなく町の企業についても、実際には町のほうでこういったことを調査することも、ほかの町でもやっていないのでなかなか難しいとは思いますが、対象の企業というのは現在では50人以上の企業であります。そして今後は、平成33年にはこれが45.5人以上というふうに条件がまた厳しくなってくるということもありますので、45.5人以上の企業は町の中に何社あるのかと、そういったことは把握できると思っておりますので、そういった企業に対してもぜひ積極的に雇用していただくような、そういったPR等を進めていただくことが必要じゃないかなと思っておりますが、そのあたりはどのようにお考えなのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（大木義正君） 安井議員、指定管理者への要請、指導と、今、民間のほうのあれと2つ入っちゃったんですけども、1つずつでいいですか。

○3番（安井敬博君） すみません。では、指定管理者に対してそのようなことを要請していくということ、具体的にはどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

指定管理者に対して、そのほかも町の業務を委託する団体に対して、そういった視点について不足していたということは認識しております。今後につきましては、やはり指定管理者のほうにも審査のときには人員の配置につきましても提案書等でいただくようになっておりますので、その際に町のほうからも要請するようなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、先ほども申し上げましたが、町の企業は今後は45.5人以上が対象となります、障害者の雇用をするということでは。それで、町の企業で働いている方の人数等は町でも把握できると思いますので、そういった企業をつかんでいただいて、ぜひそういったこと、雇用主の方に、事業主の方に障害者を雇用していただくということをPRしていただきたいと思います。具体的にはその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、安井議員の再質問にお答えしたいと思います。

町長答弁の中にもありましたが、事業主が、障害者雇用につきましては、これは法律の中で義務づけられておることですので、これまでもハローワークさんとあとは福島労働局等と連携をしまして、経営懇話会等で各企業主さんのほうに働きかけ、説明会やそういったセミナー等がございますので、そういったところの紹介をしておりまして、今後も引き続きそういったことを続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

これまでもハローワークさん等と連携しているということでしたけれども、ご答弁の中で、県南地域の状況として、法定雇用率達成企業は対象企業が86社ありますが、そのうち達成しているのは55社、達成割合は65.1%となっているんですね。これ国全体と比べてもそんなには変わりはないと思うんですけども、やはり達成をしていないということであると、これから障害者との共生社会を目指す中においては、やはり100%達成していくことが望ましいと思われま。

それで、これまでもハローワークさんとの連携もされていたということですけども、ぜひ、先ほども言いましたように、どの企業さんが達成されていないのかもわかると思うので、そういった企業さんとも直接お話をする機会も必要かなと思いますが、町としてはどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

まず、この問題につきましては、本社機能を有する所在地の市町村でカウントいたします。ですから、矢吹町に事業所があっても、矢吹町でかなり多く、特に大きい企業さんにつきましては、従業員さんがいるところにつきましては、矢吹以外に本社所在地のある企業さんが非常に多いということがございます。あとは、人数はこの法定の45.5人以下の事業所ではありますが、企業トータルではそれ以上になっている企業というようなことで、どの企業が該当して、なおその事業所さんがどちらに本社があるのかというふうなこと、さまざまないろんな形態もございます。

今回、答弁の中でも、国のほうから優良企業と認定されている大協製作所さんであっても、この障害者の雇用、じゃ、おたくでは今従業員が何人のうち何人いますかということで、障害者のカウントの仕方も、障害の程度、あとは雇用時間によって1名でカウントするのか、1人なんですけれども2人とか0.5になったりします。

そういったことで、各企業さん膨大な、1件1件町内の事業所を全部調べるというふうなことで大変なんです、事業主さんもこの問題については、できれば公表したくない、町にもなかなかちょっと本社の許可が得られないということで、ちょっとその辺の調査、調べるのはちょっと非常に困難な状況となっております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） いろいろと大変なことはあると思いますけれども、町も法定雇用率は達成しているということで、今後も、ぜひ引き続きそれ以上に雇用していただくように努力を期待したいと思って、次の質問に移らせていただきます。

それで、次の質問に移ります。

公共施設等の用地選定や重点施策等の計画に際しての住民合意のあり方についてということでもありますけれども、消防署の整備に関して、今回、同僚議員からも指摘があったところでありますが、今後、用地のほうもまた新たに検討していくということもお答えがありました。

その中で、やはり消防署というのは町全体にかかわるものだと思うんですね。それで、同じ公共施設という点では、今整備が進められている民間の業者の方が進出をしていただくという特別養護老人ホーム、これもあるわけですが、これについても町全体にかかわることだと思うんですが、それが、業者の説明会は一本木等の周辺の住民の方を対象に開かれたわけですが、全体ではまだそれがどうなっているかってわからない方も多いわけです。

今後は、消防署の用地等、消防署だけではありませんが、まずは消防署について新たな用地を選定するに当たっては、周辺地区の住民もそうですけれども、全体に対しても周知をしていただくことが必要かなと思います。説明会に対して、全体に対しての周知を行うのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

消防用地の建設予定地を今回の議会の中で別な場所に移したいということで私のほうから説明をさせていただきました。他の場所を選定するに当たっては非常に難しい問題があるかと思えます。まだ用地が決まらない段階で、この候補地、この候補地、この候補地というような形で説明会を開くと、收拾がつかなくなるおそれもある。したがって、ある程度の候補地を絞った時点で広く住民の方に知らしめていく、そのような説明会を予定しておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 私も選定段階で何も全体説明ということをしたわけじゃありません。それで、やはりある程度のことが決まった段階では全体にも説明会をしていただくということは必要だと思います。この辺はお答えいただいたかと思えます。ぜひとも、またお願いしたいと思います。それで……

○議長（大木義正君） 安井議員、もうちょっとマイクをうまく活用してください。すみません。

○3番（安井敬博君） すみません。これでよろしいでしょうか。失礼いたしました。

それで、次の質問に移らせていただきますけれども、包括委託についてということでもありますけれども、これ包括委託されることによって、町民からしたら実際に何がかわるのかどうかということがわからないということで、こういった質問をさせていただいたんですね。包括委託の内容とかそういったものについて意見を住民の方から聞いて進めろということではなくて、やはりもうちょっと詳しく広報等に知らせていただきたいと思うんです。このような説明の資料も全員協議会でいただきましたが、もうちょっとわかりやすいもので説明していただくこと、それから住民サービス等の低下はないんですよというようなこと、また雇用条件等もよくなりますよというようなこと、そういったお考えはないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えさせていただきます。

これらについて住民に説明する考えはないかというところでありますが、この包括委託につきましては、現在勤めていただいている臨時職員の方、非常勤一般職の方には予定として説明をさせていただいておりますが、その説明の内容は、仕事の内容はほぼ同じです。民間会社なら民間会社ですけれども、転籍をさせていただいて現給保障をさせていただくというところで、これまで協議してきました企業さんとは、そういうことで可能かどうかの確認はさせていただいております。

それで、実際町民の方が窓口に来たときに何がかわっているのかというところにつきましては、変わるものではないというふうに考えております。ですので、委託開始の時期とどの事業者さんがやっていただくかというところについてはお知らせする必要はあると思えますけれども、包括委託が何ぞやというような内容等についてお知らせするような考えは現時点では持っておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 変わらないということはわかるんですけども、詳しいお知らせをするのは大変だと思いますが、ぜひその包括委託開始の際には簡単な説明等はやはり必要かと思っておりますので、その辺が必要じゃないかなと思っておりますが、そういうお考えはないか再度お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

開始前ある程度期間をとりまして、事前のお知らせは、町民の方にわかっていたいただきたい情報につきましては提供していきたいというふうに考えております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、次の質問、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画の進捗状況についてに移らせていただきます。

まずは、この都市再生整備計画の中で、今現状ではこの数値目標を出されて、まだ事業段階中ということで最終的なものではないということで参考値であるということ、その辺は承知はしておったつもりです。

それで、イベント等も数々開催されております。ポケットパークでは7,100人、そして大正ロマンの館が79人ということで開催されているのかなとは思いますが、この主要な中身を見ますと、ポケットパークでのイベントだと思うんですね。それで、例えば軽トラ市では何人の来場者数がそれぞれあったのか、その辺はつかまれているのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ポケットパークの利用者数でございますが、4月から毎月開催されております。あくまで主催者からの報告でございますが、1回当たり500人から600人の来場者があるということでの報告を受けております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、人数等についてはまた今後、進捗があり次第、また報告いただけるものと思っておりますが、次の質問に移ります。

矢吹公園のほうは、現在、計画がやるのかどうかというのは、次期の計画でやっていくということがお答えありましたけれども、これは社会資本総合整備交付金の対象事業であったと思うんですが、そういったことか

らいますと、変更が必要かと思うんですが、国に対しても、その点はいつごろやるんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

都市再生整備計画事業の変更でございますが、当然変更が必要な、大きな変更となりますので、現在その資料と、県との協議、国との協議を行っているところでございます。協議が調い次第、変更申請をする予定でございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいま変更申請をするということでしたけれども、一旦なくした変更申請をするという、その分を除いた申請をするということでしょうか、その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

今回、変更計画を行いまして、今回の都市再生整備計画からは変更減という形としますが、将来的な計画をそもそも落とすものではございませんので、今回の31年度までの計画からは、今回は複合施設を優先するために落とすということでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 残り1分10秒。再質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、最後の質問とさせていただきますが、中町ポケットパークの利用者の状況、さまざまな声つかんでおられるようではございますけれども、駐車場を開放してほしいというお話があるんですが、そのあたりで、駐車場今せつかくあるんですが、イベントのときしか使えないわけです。そして、あの公園目的に来られる方なんかは駐車場あそこ使えばいいのに、またちょっと離れたところを使わなきゃいけないんですね。ポールがあつて入れない状況になっているんですが、そのあたりは、ほかのあずまやの整備ですとかいろんなものの整備とは違って、すぐにでもできることかなと思うんですが、そのあたりどのようにお考えになっておられるかお聞きします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ポケットパークにつきましては、そもそも駐車場として約10台弱のスペースを確保しております。構造的に

も、駐車場として車が乗っても大丈夫なような形で施工しております。そういった中で、原則はイベント会社の管理下の中での駐車場ということで、現時点ではやはり安全面の部分で、無人であったりフリーとしての駐車場の開放は現時点では想定しておりません。ポケットパークの利用者につきましては、原則大林公園の駐車場を利用していただくというような形で現在考えているところでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時10分、お願いします。

(午前11時02分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 青山英樹君

○議長（大木義正君） 通告7番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

[7番 青山英樹君登壇]

○7番（青山英樹君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私、7番目でございますが、7人中5人ほどの議員さんが質問した消防署の内容から始めていきたいと思えます。

矢吹消防署の新築予定地についてお尋ねをいたします。

この新築予定地につきましては、地域住民による見直しを求める請願書への署名活動などが行われた経緯がございます。予定地における地域住民の皆様方の消防署が建設されることへのお考え等、町とのコンセンサス、合意というものが図られないまま予定地を町では取得してしまったという経緯が明らかになってしまいました。町民との合意、あるいは対話、そういったコンセンサスを図る、そういう取り組みがなされなかったということが不適切ではなかったのかということをお尋ねしたいと、所感を伺うということで1番目にお尋ねいたします。

そして2番目、この消防署予定地におきまして、消防署が建たなかったといった場合におきましては、瑕疵が生じる恐れが出てくるわけでございます。土地の売買契約の観点からも、または元地権者、予定地住民への対応をどのようにしていくのかをお尋ねいたします。

次に、あゆり温泉についてお尋ねしたいと思います。

福島市町村支援機構によるあゆり温泉施設の建築基準法等に関する調査が行われているかと思えます。建築基準法上、あゆり温泉施設は合法であるかどうかを改めてお伺いしたいと思います。

また、宿泊施設、サウナ施設等の増築並びに改修が計画されておりますけれども、このような状況、いわゆる合法か合法でないのかという状況が今浮き上がってきた中において、今後の取り組み、対応をお尋ねしたい

と思います。

最後に、財政計画につきましてお尋ねいたします。

ことし当初に公表されたものでございますが、内閣府によりますと、2020年度のプライマリーバランスは10.8兆円の赤字というふうに国の財政がなっております。赤字幅は従来試算よりも膨らんできており、黒字化達成というものも、今から10年後、2027年度とおよそ10年も先の話というふうになっております。20年度のプライマリーバランスの黒字化と掲げた国際公約が完全に破棄されている状態で、国の財政再建はもう不可能ではないのかといった不安の声なども聞かれる中でございます。

このような中であって、国からの補助金や地方交付税に頼っている当町の財政計画はどうなっているのか。長期での歳入歳出費目別、普通交付税、または基金残高、地方債の残高、各種比率の推計値等を算定し、年度ごとのローリング、見直しも含めて具体的に公表していくことが重要ではないかと考えますが、いかがであるかということについてお尋ねをいたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹消防署の予定地における地域住民とのコンセンサスについてのおたただしであります。薄葉議員、鈴木隆司議員、三村議員、安井議員への答弁と重複いたしますが、白河地方広域市町村圏整備組合では、広域消防発足時の昭和47年に建設しました矢吹消防署を初め、5庁舎全てに対し、平成27年度に耐震診断を実施いたしました。その結果、いずれの庁舎も耐震基準を下回り、耐震化整備対策を講じる必要があると判定されました。

このことを受け、組合では、改修ではなく5庁舎全てを建てかえることにしましたが、同時期に全てを建てかえることは財政負担が大きくなることから、全体を5期に分け整備する消防庁舎整備計画が決定されました。この計画では、第1期の初年度を平成31年度とし、1期おおむね6年、全庁舎を約30年かけ整備することとなり、圏域北部地域の防災体制充実強化を図ることから、矢吹消防署を第1期として整備することに決定されております。

矢吹消防署庁舎建設は、安全で安心なまちづくりの実現のために非常に重要であり、住民の生命、身体及び財産を守ることは、町の責務であり、私の使命であります。そのため、消防、防災体制の強化を着実に図っていかねばならないと考えております。

この整備計画に基づき、平成29年1月に組合より矢吹消防署庁舎建設用地の確保について依頼がありました。用地の条件といたしましては、面積要件、幹線道路へのアクセス、容易な出場のための幅員、地盤の4点であります。

町では、これらの条件を満たし、救急救命及び消火活動が迅速に行われ、その機能が発揮できる場所を選定する必要性を考慮し、八幡町を中心に選定することにいたしました。選定の結果、条件に合う場所を組合へ提示し、示された条件に合致するか否かを確認し、了解を得た3カ所について交渉を行い、1カ所を決定し、今回の用地取得に至りました。

しかしながら、議員おただしの地域住民とのコンセンサスが図られないまま予定地を取得したことについて、その用地の選定過程において地域住民の方への事前の十分な説明が不足していたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

今後は、地域住民の理解を得ながら消防庁舎整備計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、元所有者、予定地住民への対応についてのおただしであります。薄葉議員への答弁と重複いたしますが、町は、白河地方広域市町村圏整備組合の消防庁舎整備計画での矢吹消防署の建設を最優先に進める考えであり、整備計画のスケジュールに沿った手続で進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、整備計画を進める上で、現在の予定地での建設について、要望書を提出された住民の理解が得られず、理解をいただくまで時間を要することにより、用地が決まらず矢吹消防署建設が6年後ないし30年後に延期されることは避けなければならないと考えております。今後は建設予定地をほかの場所へ移すことを検討し進めてまいりたいと考えております。

このように、消防署用地として理解していただき、土地を譲っていただいたものの、薄葉議員への答弁のとおり、その土地を計画どおりに進めることができないことになりましたが、元地権者には、その経緯を丁寧に説明し、別の場所を新たに選定することをご理解いただけるよう努めているところであります。

なお、お譲りいただいたその土地の利活用については、元地権者及び地域住民に対し最も有益な利活用について十分納得いただけるよう話し合いをしてみたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉施設における建築基準法の適合状況についてのおただしであります。本年6月議会にて鈴木隆司議員へ同様の答弁をさせていただいたところでありますが、平成30年2月7日にあゆり温泉のサウナ工事発注に向けた建築確認申請を福島県建築住宅センターに届け出たところ、あゆり温泉敷地内にある積みブロック擁壁の建築確認済証等が確認できないと指摘があり、また2月23日に福島県県南建設事務所より建築基準法第12条第5項による擁壁の法適合状況の報告を求められました。

このため、さきの6月議会で補正予算の可決を受け、本年7月20日に一般財団法人ふくしま市町村支援機構と建築基準法第12条第5項の報告のための業務委託契約を締結し、本年10月末の完了を目指し鋭意調査等を実施しているところであります。

議員おただしの建築基準法の適合状況につきましては、本業務委託により判明することから、調査完了後に議員の皆様へ結果を報告いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉施設の増改築計画についてのおただしであります。平成29年度に実施いたしました健康センター増改築工事実施設計業務委託では、昭和57年に老人福祉施設の用途で建設した施設を宿泊可能な和室へと一部改修する工事と、平成2年に公衆浴場の用途で建設しましたあゆり温泉にサウナ室を2棟増築する工事の設計書及び設計図が完成しております。

なお、建築用途につきましては現在まで変更がなく、平成29年度に予定していた工事においても変更を必要としておりません。

また、完成図書による工事発注につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、擁壁の法適合状況等につ

いて調査を進めており、その結果を受けて今後の対応を検討することとなります。

あゆり温泉施設の整備につきましては、本町への移住・定住を促進するための効果的な事業であり、特にサウナの整備につきましては、利用者からの要望も多く、大きな期待が寄せられていると捉えておりますので、今後も有利な財源の確保に努めながら事業の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、財政計画に関する推計値等の算定と公表についてのおただしであります。まず国庫補助金や地方交付税に頼る本町の財政計画との表現がありましたが、私自身そのような認識はありません。地方は各種施策を進めるに当たり、国・県の補助制度は最大限活用すべきであり、自主財源の状況等、収支の見通しを的確に把握しつつ、国・県の政策や補助制度に十分に注視し、適正かつ上手に活用しながら行政運営していくことが得策であると認識しております。

さて、財政計画は、町税を初めとする歳入の予測及び各種事業計画を踏まえた歳出の見通し等、中長期的な財政状況を把握し、今後の課題を捉え計画的な財政運営を推進するための指針となるものであります。

本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、政策、施策の基礎となる健全な財政運営の指針として、財政指標の目標値とともに、基本計画期間における歳入歳出の収支見込み額を示しております。さらに、財政シミュレーションでは、計画期間における財政指標等の推移として、健全化判断比率、地方債の現在高、普通交付税額、標準税収入額等を推計し示しております。

これらにつきましては、想定した推計値と実績値との乖離状況について、随時その要因を把握分析し、新規事業の企画立案、実施時期の年度間調整や、歳入増、歳出抑制のための対策を検討調整しながら、規律ある健全な財政運営に努めております。

今後、さらなる財政の健全化を目指すため、後期基本計画の策定に向けて財政計画を新たに作成してまいりたいと考えております。総合計画に基づく政策、施策を財政面から位置づけするため、財政収支の見通しとして、歳入歳出の費目ごとの推計値、各種財政指標等の推計、そこから見える課題、課題への対応方策等、より具体的に示してまいります。また、基本計画の策定時に合わせ、継続的に更新を行っていくことで、中長期的な視点の強化、情報提供による認識の共有、健全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

このように、財政状況の見通しについて見える化を図ることは、議会、住民、職員との間で、財政面におけるさらなる認識の共有が図られるものと考えております。

いずれにしましても、財政収支の見通し、財政指標等の推計値、目標値、その達成状況等について具体的にわかりやすく丁寧にお知らせしていくことで、財政の透明性を高め、財政規律の確保と行財政の信頼性の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 初めに、消防署新築予定地について再質問……

○議長（大木義正君） マイク、うまく使ってください。

○7番（青山英樹君） 選定地に関しまして、3カ所ほど組合のほうに了解を得たということでございましたが

……

○議長（大木義正君） ちょっともっと近づけてもらっていいですか、一回、思い切って。

○7番（青山英樹君） 大丈夫ですか。

予定地に関しまして3カ所ほどの選定が行われたということですが、これは3カ所を候補地として予定に上げたのか、あるいは1カ所ずつ当たっていった結果として、つまり1カ所当たってみて契約が決まらなかった、であれば次にというように、またそこも決まらなかった、じゃ次にというような、そういう過程であったのか、当初から3つを用意した上でそのうちのどれかにするかという選定であったのか、そこについてはどちらであったのかをお知らせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

候補地につきましては、まず先ほど答弁しましたように、3カ所を町のほうで選定いたしました。それにつきましては組合の条件に合致しているであろうということで、3カ所まず選定をいたしました。その後、組合のほうにその3カ所をこの条件に合っているかどうかを確認させていただきました。組合から了解を得ましたので、その3カ所につきまして交渉をしたという経過になります。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 3カ所をまずテーブルに上げたと、その後に交渉に入ったということですが、当初の、同僚議員との質問とちょっと重なりますが、重複しますが、621万円の予算を組んだのが3,000万円ほど補正をされたというのは、その1、2、3のうちのどこの時点であったのかお示しいただければお願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 青山議員の再質問にお答えをいたします。

どの時点と申しますと、3カ所同時期でございますので、全て地目が同じでございますので、同時期ということでもありますので、3カ所選定した時期は同じ時期、町のほうで選定して組合に確認したその時期は同じ時期でございますので……

〔発言する者あり〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 失礼しました。答弁を修正させていただきます。

補正が必要と判断した時期は、交渉段階で、その金額では売買できないと判断しましたので、その後です。年明けになります。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、総額で3,600万円の予算をもって交渉に当たったというのは、その3カ所の一番最初からその3,600万円の予算の中での契約の打診になったのかどうかご確認します。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

[まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇]

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

最初の交渉段階では、その3,000万を含めた総額の金額ではなく、まずは要件からいきましたので、その交渉段階におきまして要件が合致しない、あるいはこの金額では交渉がうまくいかないということでございましたので、交渉段階で、昨年、今でいいますと29年度から交渉しておりまして、年明けにその交渉では金額が折り合いがつかないということでございましたので、年明けに不動産鑑定をかけて額を決定したという経過になります。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは次に、町民に寄り添う町政ということを標榜する町長であり町政でございます。

答弁の中で、地域住民の方への事前の十分な説明が不足していたということですが、十分な説明が不足していたという表現に関しましては、これ地域住民に関しては何もなかったというのが事実ではなかったのか、住民からの説明会開催で求められたというのが事実ではなかったのか、その事実関係についてお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

[まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇]

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 青山議員の再質問にお答えをいたします。

住民への十分な説明がなされなかった、そのとおりでございます。町といたしましては、組合が進めます消防庁舎整備計画におけます矢吹消防署の建設を最優先にしなければならないという思いから、用地の取得を先行しまして、その部分におきまして、その過程におきまして地域住民への説明が不足していたことにつきましては、そのとおりでございます。今後、別な選定する作業におきましては、地域住民の説明を十分に果たしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） まず1点としましては、町としての説明会を町が主導して開くということはなかったということがわかったかと思えます。

次に、地域住民の理解を得ながら取り組んでいくと、場所の選定を次は考えていくということでございますが、具体的な手法としてはもう計画的なものとしてあるのかどうか。例えば、幾つかの候補地等を町民のほう

に示していかれるのかどうか。その辺の地域住民の理解を得ながらという手法というのは、具体的にはどのような方法をとっていくのか。全国でも消防署の建設予定地というのは非常に住民とのトラブルが多いのが実態でありまして、その辺を考えていきますと、なかなか神経質な問題だと思います。そういう意味において、地域住民の理解を得ながらということでは、そういう具体的な手法というものがある程度考察されているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

先に質問のあった議員の皆様にもおわびをさせていただきましたが、今回の用地取得に当たっては、十分な住民への説明がなかったことについて、大変申しわけなく思っているところでございます。

今後につきましては、今ほど担当課長から話がありましたように、十分な説明をしていきたい。その十分な説明をしていくに当たっては、用地を住民にある程度候補地を示しながら説明していくかということですが、それについてはもちろんそのような考え方で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、今、青山議員がおっしゃったように、非常にナーバス、トラブルも多く発生しております。そういったトラブルはできるだけ解消していきたい。

したがって、候補地をこの後、議員の皆様にもある程度絞り込んだ段階でお知らせをしながら、そして、その候補地でいいという住民のコンセンサスも得ながら候補地を最終的に決めていきたいと、そのようなことを考えております。もちろん住民には広く周知を図りながらということもつけ加えさせていただきまして、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 建設予定地の近隣の住民の皆様方への説明がなかった等の配慮を欠いたことがございましたが、町長のほうから、今回のほかの同僚議員の方の答弁で、新たに候補予定地について選考を重ねていくということでした。

1つここでもって課題として出てくるものが、今回の候補予定地に対する元地権者に対する説明とかそういったものというものはなされたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

元地権者にほかの場所に候補地を移すことについて説明したのかということにつきましては、説明しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 元地権者の方への配慮も必要かという伺いのもとにお尋ねをしているところでございますが、元地権者の方は、やはり消防署が来るから、消防署だから、つまり公益に資するという、そういう善意を持って、第三者の立場から、またみずからが消防団員であったことなど、または地元の方々にとって救急を要する場合に利便性が増すだろうという、そういう善意のもとに土地をお譲りしたということをおっしゃっておられました。消防署以外であったらば、このようなものに、つまり売却はしなかったということもおっしゃっておりまして、その説明の中で、今後、いわゆる瑕疵の部分になりますけれども、消防署というものだから売却に応じて、それが消防署でなかったらというような、そのような見解または考えをお持ちとか、そういったことというものはその説明の中であったのかないのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

説明をする段階で、今、青山議員からお話をいただいたことについては、当然、元地権者のほうから話が出されました。当然、町のためにお役に立ちたいという、そういう大きな考え方のもとに今回消防予定地として売却したと。しかしながら、本人も町のためにお役に立ちたいと言いながらも、町の別の場所に移すということについても一定のご理解はいただきました。これについては言明をさせていただきます。

なお、契約上の問題、瑕疵があるかということについては、青山議員も法律に詳しい方でございますので、当然そうした契約において疑義が生じた場合は、当然のように両者協議の上で承諾をいただければ法律上その契約については問題がないということでございますので、瑕疵という考え方はございません。弁護士の方からもそういった相談に応じていただきまして、そのような判断をいただいております。

以上をもちまして再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 元地権者の方のほうから、あるかどうかわかりませんが、消防署ができるということに対して、できなかったとなった場合において、もとに戻してもらいたいとかそういったことがあった場合というのは、町としてやっぱり応えざるを得ないのかどうか、その辺についてはどのような判断になるかお聞きします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

そういう話はございませんでした。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 私が今質問したのは、あった場合にはどのように対応されるのかということだったのですが……

○議長（大木義正君） あった場合というのは、仮定の質問になっちゃうから、それはちょっと。

○7番（青山英樹君） 仮定で質問できないというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（大木義正君） だって、仮定の質問だと仮定の答えになる。仮定のことに對して答弁できない。

[発言する者あり]

○7番（青山英樹君） すみません、議長の判断で。

○議長（大木義正君） 仮定の話でやっちゃうと、もう際限なく仮定の話になっちゃうので、質問を変えていただきたいと思います。

再質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今回の候補予定地に関して、消防署、広域さんのほうの意向もあったということで、八幡町というものが一つの地域としてモデル等になったかと思いました。今後もその方向性は変わらずに、八幡町というところの中での再候補地の選定というふうになるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきました。まだ土地はどの土地にするかという候補地も決まっておられません。したがって、今の質問に対する答えは遠慮させていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 次に、あゆり温泉施設についてお尋ねいたします。

このあゆり温泉施設に関する今回の問題は、簡単に申し上げれば、検査済証というものがなかったということが大きな要因ではないのかと考えられます。この検査済証のない建物または敷地に関しての増築、改築、用途変更等は原則不可能になるというのが大方の常識的な判断であろうかと思います。つまり認められないということであれば、つまり検査済証がなかったり、あるいは図面等がなかったり、わからないものは認められないというのが役所としての判断になってくるのではないかと思います。

そこにおきまして、今回、ふくしま市町村支援機構のほうに、建築基準法適合状況調査というものになるかと思いますが、そのような委託をしたわけですが、7月下旬にしておるかと思いますが。今の段階での中間報告なり状況報告等が町にあるかないかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

中間報告的なものはございませんでした。現在調査をしている状況でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今の既存の建物が平成3年、4年ごろの建築物、擁壁かと思います。問題は、間知ブロック積み擁壁、北東側にありますか、平成4年につくられたものかと思いますが、それが建築基準法上の検査済証というものがあるかないかということにかかわってくるわけでございます。

ちなみに、お聞きしたいのは、今から二、三年前、平成27年、28年ごろに、同様の建築基準法12条5項に関する申請調査依頼を、消防署と県南建設事務所、あるいは警察か行政のほうから提出するよというふうに言われた経緯があったかと思うんですが、その段階で、今回のこの間知ブロック積み擁壁に関する検査済証がないといったこととか、そういったものというものはあったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

擁壁の関係について県南建設事務所のほうからの指摘についてはこれまでございませんでした。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） この建築基準法に合法か合法でないかということは、やはりこの施設全体の安全に関する問題でございます。

今答弁ございましたが、平成27年、28年のときに指摘されて、12条5項の調査報告をするよと求められたその理由は何であったのかをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

建築基準法上の定期報告の件だと思うんですが、その際に擁壁云々についての指摘等はなかったというふうに記憶しております。今回の改築、あるいはサウナの増築に当たって県南建設事務所のほうからご指摘が今回初めてあったというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 確認したいのですが、27年か28年か、あゆり温泉の老人福祉センターに食堂を設置した

後だと思いますが、そのときに今申し上げた12条5項の請求があり求められたかと思うんですが、その理由は
何であったのかということをお尋ねしたんですが、お答えいただければお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

平成27年、28年の食堂関係の改築後の指摘等については、覚えがないといいますが、そういった今確認を
していないので、確認の作業を行いたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 検査済証がないがゆえに、今回の建築基準法12条5項に従っての建築基準法適合状況調
査に至ったものであると思います。つまり建築済証がないということは、適法性が確認できないということな
んです。適法性が確認できないということは、安全性が担保されないという意味で、だからこそ12条5項の報
告で適法な旨を報告しなさいという、これが今回の趣旨であったかと思えます。

今の段階でこの適法性が確認できないとした場合において、これはいわゆる建築基準法に適用されないまま
現在あゆみ温泉等の営業がなされているというような判断になるのかどうか、その判断についてどのようにお
考えかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

今回の擁壁に関する指摘につきましては、議員がおっしゃるとおり、検査済証の確認ができないというふう
なことでございました。現行の基準に照らし合わせてどうなのかという確認をしなさいというのが県からの
話でございます。

したがって、そういう状況であるから営業をしてだめとかいいとかということではございません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 検査済証がないということで、適法性が確認できないという事実があるということは今
表明されましたが、営業ができるかできないかは別であるというお返事でしたが、社会的な通念上の観点から
いって、適法性が担保されないのに、営業に関してするかしないかは別であるというような問題に関しては、
そこに関しては常識的に、もちろん異論はあるかと思うんですが、それは全く問題ないという判断なのか改め
て確認します。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、県南建設事務所のほうでは、営業を停止しなさいとかそういったご指摘についてはありませんでした。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ただいまの答弁で、県南建設事務所からの指導はなかったということですが、町の判断としては、その県南建設事務所の指導がなかったということをよりどころとして、このまま営業をしていくという考えなのかどうか改めて確認します。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

あゆり温泉については、町民憩いの場、健康増進のために資する大切な施設でございます。ここにこういった疑義が生じたことについては、大きな危惧を抱えていることについては、私も青山議員と同様の思いでございます。

しかしながら、今まで東日本大震災で擁壁が崩れたものの修理も済ませまして、今も安全な中で営業している。したがって、総合的に考えた場合、ここで万が一のことを考えていくよりも現実的なことを考えていかなくちやいけない。したがって、この後も法適合の問題も含めて今調査を委託しておりますので、この期間についても営業してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、私からの再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ただいま町長から現実的なことを考えていかなければならないというような答弁をいただきましたが、その現実というのが検査済証がなく適法性が確認できないということではないでしょうか。

ということを前提にしていきますと、その営業自体に関しては、それを理由として営業を続けていくということが肯定されるものではないんじゃないかと思いますが、ご意見を拝聴したいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

現実的なというような言葉尻について再質問がございました。確かに法適合ということでの問題はあります。しかし、今まで安全に、そして安定的に運営されてきた事実、そうしたことを見ながらということでの総合的

ということでご理解をいただくことをお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 法治国家であり、適法性、法というものを一つの規律として考えていかなければならないところがございますが、現実路線として問題がなかったからということで進めていくことには違和感を感じるものでございます。

どういう結果になるかわかりませんが、いろんなことを精査していきますと、かなりこの報告書が、いわゆる12条5項の建築基準法適合状況調査によって報告がなされる部分というのは余り見当たらないのが現状ではないのかなというふうに思っております。

結果としては、市町村支援機構さんの結果を待つということでしょうが、それによってどういう判定になるかはわかりませんが、是正工事が必要となった場合には、当然町民の福祉施設としてその是正工事を行うという方向性で進まれるのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

市町村支援機構からの報告に基づいて、結果が出ましたら、もちろん県南建設事務所の指導も受けながら判断してまいりたい。安全性の問題、特に是正工事をするのかと、非常に微妙な問題でございます。是正工事の額だという捉え方もしなければならぬというふうに思っております。

ですから、その辺については慎重な検討、そしてまた議員の皆様と慎重な協議を踏まえた上でその方向性を見きわめていきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 次に、財政計画についてお尋ねいたします。

まずは、国庫補助金や地方交付税に頼るという言葉を使いましたことに関しましては、適正かつ上手に活用するというのが町長のお考えということで聞きました。

財政力指数が当町は0.53です。前、震災のころが0.51で0.02ほど上がりました。財政力指数が0.02上がっております。太陽光発電等によりまして収入がちょっとふえてきたと。それにしても0.53、まだ半分なんです。財政力が半分であるというところで、残りの半分以上を補助金とかそういうのに頼っていくというのは、これやっぱり私、頼るという言葉が出ちゃうんですけれども、これが実質的な言葉ではないのかと思っております。

そういう中であって、今示されている財政シミュレーションでは、非常にスパンとして短いのではないかと懸念があります。といいますのは、学校の整備、中畑小学校や善郷小学校、平成44年、46年度に計画をされておりますが、そのほかに給食センター等の問題や、上下水道の管の布設の問題とか、あるいは増大していく扶助費の問題とかがあるわけでございます。

そういう観点におきましては、今後、財政計画というものを、短期中期長期、長期というのは10年スパンではなく、今言いましたように10年以上、今後10年以上後にも予定されている中畑小学校、善郷小学校とかそういったものの計画があるわけでございます。当然そこにおいては、もう少し今ある財政シミュレーションとか財政計画ではなくて、他の市町村でもつくっておりますが、歳入項目、歳入費別に全て推計して10年スパンで出していくと。会津美里町などのものは非常によくできておまして、そこまで細かく出していったものを毎年毎年ローリングして示していくということが非常に大事ではないのかというふうに思っておるわけでございます。

そういう意味から、そういった財政計画というものを小まめに詳しく出すということを行っていく考えがあるかないか、行うとすればいつごろ行っていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

財政力指数の数値であります。全員協議会で配らせていただきました昨年度の決算の資料を確認いただきたいんですけども、こちらでは平成29年度は0.598であります。

長期財政計画についてのおただしでありますけれども、先ほど町長も答弁申し上げましたが、矢吹町の財政計画といたしましては、総合計画と時期を同じくしたいというふうな考えでございます。ですので、財政計画、4年間の計画で策定していきながら公表していきたいというふうに考えております。

なお、財政シミュレーションにつきましては、総合計画の期間8年間で考えてまいりたいというふうに、次期計画策定のときから実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 青山議員、あと25秒ですけども、再質問ありますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 4年間というスパンでは不十分ではないのかということをお願いして、再度それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 内部としてのシミュレーションは長期で行っておりますが、やはり公表するものとしたしましては、確実なものを公表してまいりたいということで、4年、8年とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（大木義正君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認めます。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案・請願・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号及び認定第1号については、7名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第40号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号については、6名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

ただいま配付しました第409回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

議案第39号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、8月29日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 零時16分）

平成30年9月18日（火曜日）

（第 4 号）

平成30年第409回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年9月18日(火曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第39号
請願第2号・第3号・第4号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 陳情第3号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号
認定第1号
審査結果報告 第一予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第40号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
審査結果報告 第二予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 6 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富 永 創 造 君	2番	三 村 正 一 君
3番	安 井 敬 博 君	4番	加 藤 宏 樹 君
5番	薄 葉 好 弘 君	6番	鈴 木 一 夫 君
7番	青 山 英 樹 君	8番	鈴 木 隆 司 君
9番	栗 崎 千 代 松 君	10番	熊 田 宏 君
11番	吉 田 伸 君	12番	藤 井 精 七 君
13番	角 田 秀 明 君	14番	大 木 義 正 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長野	崎吉郎君	副町長	藤田忠晴君
教育長	栗林正樹君		企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	氏家康孝君		税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君		保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君		都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊君		子育て支援 課長	山野辺幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤普一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大木義正君） それでは、去る9月11日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算決算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第39号、請願第2号、第3号、第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第1、これより議案第39号及び請願第2号、第3号、第4号を一括議題といたします。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは、総務委員会の報告をいたします。

報告書1番から6番までは記載のとおりでございます。

審査結果でございますが、当委員会に付託されました議案第39号及び請願第2号、第3号、第4号の審査結果は次のとおりであります。

議案第39号 矢吹町……

〔「委員長すみません、委員長すみません」と呼ぶ者あり〕

○2番（三村正一君） ああ、ここね。すみませんでした。それではちょっと戻ります。

総務教育常任委員会審査結果報告書。

第409回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書1番から6番までは記載のとおりでございます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第39号及び請願第2号、第3号、第4号の審査結果は次のとおりであります。

議案第39号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用期間を平成33年3月31日まで延長するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 学校給食費の無償化を求める請願。

本件は、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、学校給食費の無償化を求める請願であります。

討論に入り、鈴木隆司委員から、現在町で検討が始まっている給食センターの整備等、環境が整い次第検討すべきとの意見、また、吉田委員から、無償化は文部科学省で検討が始まったところであり、財源の問題もあるため、継続審査とすべき意見があり、一方、安井委員から、子育て支援や少子化対策につながることから賛成する意見があり、挙手採決の結果、継続審査にすべきものと決しました。

請願第3号 国に対し「学校給食費の無償化を求める意見書」の提出を求める請願及び請願第4号 県に対し「学校給食費の無償化を求める意見書」の提出を求める請願は、それぞれ請願第2号と同じ内容でありますので、矢吹町議会運営に関する基準第125項の規定により、みなし採決とし、継続審査とすべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第39号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号 学校給食費の無償化を求める請願、請願第3号 国に対し「学校給食費の無償化を求める意見書」の提出を求める請願並びに請願第4号 県に対し「学校給食費の無償化を求める意見書」の提出を求める請願について、委員長報告は継続審査であります。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第2、これより陳情第3号 平成30年度町道牡丹平5号線の現道舗装についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告をさせていただきます。

産業民生常任委員会審査結果報告書。

第409回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書1番から7番まではお手元に配付されました報告書をごらんいただきたく、省略をさせていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第3号の審査結果は、次のとおりであります。

陳情第3号 平成30年度町道牡丹平5号線の現道舗装について。

本件は、町道牡丹平5号線の早急な道路整備についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採決すべきものと決しました。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木一夫君） 採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第3号 平成30年度町道牡丹平5号線の現道舗装についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、認定第1号の委員長
報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） それでは、第一予算決算特別委員会審査結果報告を行います。

第409回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第一予算決算特別委員会審査結果報告書。

1番から5番まで……

〔「6番」と呼ぶ者あり〕

○1番（富永創造君） 失礼しました。1番から6番まで記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号及び認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第41号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億7,553万3,000円を追加し、総額を20億7,034万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金1億8,777万3,000円、諸収入19万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金1,243万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金1億1,300万円、諸支出金6,825万円をそれぞれ増額し、国民健康保険事業費納付金571万7,000円を減額するものであります。

討論に入り、安井委員から、今回の補正予算により約4億円の基金残高になり、これが国民健康保険税の軽減にみだてられるのか否かが不透明であること……

〔「充て」と呼ぶ者あり〕

○1番（富永創造君） 失礼しました。充てられるのか否かが不透明であること、また、青山委員から、国民健康保険加入者の多くが経済的に困難な方である中で、高額な基金残高である必要性が不明確であることなどから反対する意見があり、一方、薄葉委員から、今回の基金積立金増額は、今後の国民健康保険会計の維持のために必要なものであると認められるので賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ510万円を減額し、総額を5億9,823万4,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰越金113万6,000円、町債200万円をそれぞれ増額し、繰入金823万6,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費200万円を増額し、事業費710万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ500万円を追加し、総額を3億900万1,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金150万円、繰越金100万円、町債250万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費250万円、事業費250万円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,132万5,000円を追加し、総額を14億3,939万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料16万5,000円、国庫支出金29万1,000円、県支出金14万5,000円、繰入金19万5,000円、繰越金5,052万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費5万円、地域支援事業費74万6,000円、基金積立金3,252万2,000円、諸支出金1,800万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ180万2,000円を追加し、総額を1億7,417万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金111万7,000円、国庫支出金68万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費68万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金111万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、収益的支出について、既定の額に90万円を追加し、支出予算総額を4億3,608万8,000円とするものであります。

支出の内容は、営業費用90万円を増額するものであります。

また、資本的支出について、既定の額に600万円を追加し、支出予算総額を2億1,446万5,000円とするものであります。

支出の内容は、建設改良費600万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成29年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額73億9,368万4,000円に対し、歳出総額70億9,774万円で、差し引き2億9,594万4,000円の黒字となり、うち翌年度に繰越すべき財源として9,031万2,000円を差し引いた、実質2億563万2,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、消費税率引き上げや介護保険料の増加など、町民の生活が苦しい状況にある中、

財政調整基金等からの国民健康保険及び介護保険特別会計への繰出金の増強がなかったこと、また青山議員から、子育て支援や介護等、暮らしに直結した住民サービスに関して脆弱性が払拭できない決算であったことなどから反対する意見があり、一方で、薄葉委員から、第6次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画に位置づけられた施策を着実に実施し、町民の安全安心の向上を図ったことに加え、住民サービスの向上と財政健全化の両立を実現した黒字決算であったことから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、議案第41号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）並びに認定第1号 平成29年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第41号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。この予算の内容といたしまして、歳出額といたしまして、基金積立金1億1,300万円の増額が補正として組まれております。現在、国保基金においては3億円余りの基金が積み立てられております。これに加えて今回1億1,300万円を加えることによって、4億円以上もの基金残高となるわけですが、現状におきましては、福島県国民健康保険運営方針にも記載のとおり、県のほうで財政安定化基金といたしまして、国保法第81条の2に基づき、国保財政の安定化を図るため、保険給付費増や保険料、税、収納不足等により財源不足となった場合に備えて決算補填等を目的とした法定外の一般会計の繰り入れを行う必要がないよう、県は財政安定化基金を設置しております。

このような基金を創設されたことでこの中身を見ますと、その目的、使用の目的としましては、市町村への貸付といたしまして、収納率の低下、被保険者数、総所得額の減少などにより市町村に財源不足が生じる場合、市町村の申請に基づき県がこの基金より貸し付けを決定し、無利子貸付とし、償還は貸付年度の翌々年度から原則3年間で償還するとなっております。また、市町村への交付としましては、この基金を活用し、多数の被保険者の生活に影響を与える災害の場合など、特別な事情により市町村に財源不足が生じる場合に法令で定めるところにより収納不足額の2分の1以内の額を交付するとなっております。この交付額の補填は、交付年度の翌々年度に国・県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつを補填し、市町村分については当該交付を受けた市町村が補填することを基本とします、となっておりますように、県でもこのような新たな基金が創設されたことから、これまで基金3億円、特別な事情があった場合等に備えた給付に備えるということで創設されておま

した。これについては、6月の当町の条例、国民健康保険条例の改正により、国保のために何でも使えるようなものとなっておりますので、給付だけに備えるものではありませんけれども、これまでの当町の国保の運営状況から見ても、4億円もの基金残高を積み立てておく必要はないのではないかと思われます。

現状では、町民の皆さん、国保加入者の皆さんは、なかなか国保料が高くて払えない、今度減額はありましたが、それでもまだ払えないという方もおられる中、この国保基金の1億の積み増しが今後これら国保加入者の負担軽減に充てられるかどうか、そういったことが不明であったため、今回反対をさせていただきます。

続きまして、認定第1号 平成29年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。ご存じのとおり、一昨年の消費税率が5%から8%へ値上げされたこと、また、それに続いて介護保険料が値上げされたことによって、町民の生活は大変厳しい状況が続いておりました。そのような中、平成29年度予算、そして執行された内容等を見ましても、いまだに国保基金、財政調整基金などを活用しての国保料や介護保険料の低減に努めるような措置がとられていなかったということ、また一方では、幼稚園の保育料、そして森林除染など、評価をできる予算も含まれてはおりましたけれども、町民の生活を考えると、そのあたり、町民の生活の負担の軽減、そういったものが十分ではなかった、そういったことから本案に反対の立場で討論をさせていただきます。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さんこんにちは。

私は、議案第41号に、平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は、平成30年度より新国保制度がスタートし、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課、収納及び保険事業等の地域におけるきめ細やかな事業を担うという役割分担により国保事業が運営されております。特に、保険事業の特定健診、個別保健指導、人間ドック等、被保険者の健康の保持増進に取り組み、財政運営の健全化に努めながら国保事業の運営を行っており、国民健康保険特別会計における基金の取り扱いについても、国民健康保険事業費納付金に要する費用の不足額や、その他の国民健康保険に関する事業に要する経費が必要となった場合に活用するための積み立てであり、今後とも国民健康保険事業の健全な財政運営を行う上では必要なものとなることから、本案に賛成するものであります。

一旦、当町にインフルエンザの流行という事態が起きると、これは委員会でも答弁していただきましたけれども、1億円の出費が出ます。そういうふうな事例もありますから、よくお考えの上、議員の皆様のご賛同を心からお願いしまして、賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第41号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をいたします。

同僚議員からの反対討論もございましたように、まず1点、基金を積み立てるということに関しまして、従来の保険制度である3億円があるにもかかわらず、1億円を超える追加の基金を積み立てるということですが、それに関しましては県のほうでも基金のほうの創設をしており、それは同僚議員のほうからも説明されたとおり、改めて1億円の補正によって基金を積み上げる根拠、エビデンスというものが明確ではないということについて反対する理由として挙げさせていただきます。

また、この国保制度がどのような制度であるかということで、1961年に皆保険制度の下支えとして始まった国保制度でございます。憲法25条をもとにして皆保険制度、当時におきましては、自営業者が24%、農林水産業者が45%、およそ自営業者と農林水産業者だけで7割の加入があったわけでございますが、今では自営業者が16%、農林水産業者がたったの3%と、2割になっているということでございます。つまり、始まった当初の1961年当時は無職またはパート、非正規等の雇用者等が3割でありましたが、今になっては逆転しまして、それが8割にも及んでくるという状況でございます。当然、企業が保険料を半分折半して持つという制度には国保はなっておりませんので、当然加入者の負担はふえていくという状況でございます。また、国からの補填が国庫支出金ではあるわけですが、これは、国保が社会保障の一環として担われているということでございます。つまり、社会保障であるという観点におきまして、誰でも医療にかかることができるという観点から、国からの支出金が当時は50%ほどありましたが、今は20%台、特に27年度矢吹町においては21%しか国庫支出金が歳入において占めてないという低い数字になっております。

このような状況にあって、最近の速報値になりますが、全国における国保加入者は、65歳以上74歳未満の方が平成9年では、20年前ですが、25%でありましたが、5年前の24年では33%、そして29年度速報値では42%ということで、20%ほど前期高齢者の方々、65歳から74歳未満の方々もふえているのが加入者の実態でございます。そのような状況におきましては、やはり剰余金等が出た場合におきましては、国保料の軽減化に傾注すべきであるという観点から、この議案第41号に反対をするところでございます。

皆様のご判断のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の方々、傍聴ありがとうございます。

私は、認定第1号 平成29年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

矢吹町は、東日本大震災からの復興に最優先に取り組むとともに、国の動向や限りある財政状況を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画に基づく各種事業に積極的かつきめ細やかに取り組まれ、住民福祉サービスの向上と財政の健全化の両立がなされたものと判断するものであります。

中でも、中心市街地の復興とまちづくりの推進として、中町ポケットパークの整備や（仮称）矢吹町複合施設の基本計画の策定など、中心市街地の活性化と発展に向けた基盤づくりが東日本大震災以前以上のまちづくりに大きく前進したものと考えます。このように平成29年度一般会計歳入歳出決算は、多くの復興事業に取り組みながらも限りある財源を効率的かつ効果的に活用され、町民の皆様の負担が増すことがないように、町民に寄り添いながら最大限努力し、財政の健全化に努めた決算内容であり、ほぼ予算どおりに執行されたものと大いに評価できるものであります。よって、本決算認定に賛成いたします。

そして、平成30年についても、「未来を拓く 日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を確実にするため、町民ニーズや人口減少、少子高齢化の進行などの社会情勢を適切に踏まえ、地域の課題に戦略的に取り組みながら、町政の発展と住民の福祉の向上に努められることを期待します。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議員の皆さん、こんにちは。

私は、認定第1号 平成29年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成29年度一般会計歳入歳出決算については、東日本大震災からの復興を最優先とし、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、各種事業を推進した結果があらわれているものと理解いたします。第6次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画に位置づけられたさまざまな事業を展開する中、国や県の補助金等を有効に活用し、住民サービスの向上と財政健全化の両立を図ったことは、結果として町民の利益につながっており、行政の使命を果たしているものと考えております。

また、住民福祉の増進においては、社会福祉保障制度、児童、高齢者、障害者等、町民の皆さんの負担が増すことがないように町民に寄り添い、限りある財源を効率的かつ効果的に活用しながら最大限の福祉サービスを提供し、社会保障制度の充実と複雑化、多様化する町民ニーズに応えるものと評価いたします。

平成30年度は、平成29年度一般会計歳入歳出決算を経て矢吹町復興計画で示す発展期の初年度、そして第6次矢吹町まちづくり総合計画の3年目として、町民、行政、議会が一体となって取り組んでいくためにも、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第41号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成29年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

◎議案第40号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第4、これより議案第40号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） それでは、第二予算決算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

第409回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは報告書記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

7番、審査の結果。

当委員会に付託されました議案第40号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりです。

議案第40号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,386万2,000円を追加し、総額を88億5,062万8,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2,634万5,000円、県支出金485万3,000円、繰越金……

[「繰入金」と呼ぶ者あり]

○2番（三村正一君） 繰入金763万2,000円、繰越金1億6,000万円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,261万8,000円、町債2,087万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が歳計剰余金処分による公共施設等整備基金原資積立金等により7,080万5,000円、土木費が社会資本整備総合交付金事業補助金に係る主要町道整備事業等により471万5,000円、災害復旧費が農業施設災害復旧工事により324万円、公債費が歳計剰余金処分による繰上償還金により7,781万円をそれぞれ増額し、教育費が総合事務組合事務負担金等により104万9,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額24億303万6,000円に対し、歳出総額22億1,526万1,000円で、差し引き1億8,777万5,000円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員から、基金を取り崩し、少しでも国民健康保険料を軽減すべきであったとして反対す

る意見があり、一方で、鈴木一夫委員から、健康診断の実施や周知活動、生活習慣病予防講座の実施等、予防事業を積極的に実施してきたこと、また、国民健康保険特別会計の安定運営のために基金の積み立ての必要性を認めることから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額6億1,343万4,000円に対し、歳出総額6億1,219万8,000円で、差し引き123万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成29年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額56万8,000円に対し、歳出総額ゼロ円で、差し引き56万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額2億4,294万8,000円に対し、歳出総額2億4,194万7,000円で、差し引き100万1,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額14億2,597万9,000円に対し、歳出総額13億7,544万9,000円で、差し引き5,053万円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員から、当該当初予算の審議の際にも反対しており、その執行の結果である決算のため反対する意見があり、一方で、鈴木隆司委員から、限られた財源の中、積極的に事業を展開していると認められることから賛成するという意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億6,746万2,000円に対し、歳出総額1億6,634万4,000円で、差し引き111万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成29年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額4億3,274万円に対し、支出額4億380万8,000円で、2,893万2,000円の純利益であります。

また資本的収支では、収入額4,854万円に対し、支出額2億14万1,000円で、差し引き不足とする額1億5,160万1,000円は、当年度消費税調整額と過年度損益留保資金で補填する内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、認定第2号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税、29年度は町独自で予算を組む最後の年でしたが、いつも町内外から聞かれます。「矢吹は保険料が高い。」そうした声、これは本当に町にとってマイナスの声です。そうした声に応えてか、平成30年度は保険料1万数千円の値下げをいたしました。この基金残高から見ると29年度も軽減策、これが図られたのではないかと、そう思います。そうした29年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、応えていない、そうした決算認定でございますから、反対いたします。

次に、認定第6号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論いたします。

多くの高齢者が、いつ終わるのかわからないこの年金の引き下げ、本当に厳しい生活になっております。こうした中で、介護保険料を支払うのも大変大きな負担になっております。私は、こうした立場の高齢者、そして、そういう町民の生活を守るためにも、そうした声に応えるためにも、保険料の軽減策、どうしても必要だと思っております。平成29年度の認定第6号の決算は、そうした声に応えていない、そういう決算になっておりますから、私は認定第6号に反対いたします。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

6番。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 私は、認定第2号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成29年度決算における国保被保険者の主な医療費については、前年度対比で4.5%減少しております。国保の予防事業では、人間ドックや医療費通知、広報紙等による啓発活動を実施し、健康意識の高揚に努めており、また、データヘルス計画に基づいた保険事業の特定健診未受診者対策では、受診勧奨のはがき送付と戸別訪問により特定健診の受診率向上に努めておるところであります。さらに、健康の保持増進を図るための予防改善講座の実施と、重症化予防のため、保健師による個別保健指導にも取り組んでおります。

また、財政の安定運営のため、国民健康保険給付金支払準備基金積立を行うなど、適切に運営されているものと認め、本案の賛成をするものであります。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

よろしく願いをいたします。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

8番。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、認定第6号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

現在、全国的に急激な高齢化社会が進んでおります。当町にとっても例外ではなく、高齢化現象が顕著にあらわれているところであります。そんな中、介護サービス事業を受ける人も年々増加の傾向にありますが、当町においては、そうした事業に対してさまざまな事業を積極的に展開しております。また、介護予防事業あるいは介護保険徴収事業等々に関しましても、積極的に活動をしている現状でございます。

また、予算においても適正かつ正確に遂行されていることを認め、私は認定第6号に賛成をするものであります。議場の皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第40号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 平成29年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第8号 平成29年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に各委員会の委員長から閉会中の継続調査の申出等がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

再開は2時35分を予定しています。

(午後 2時14分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 2時33分)

◎日程の追加

○議長（大木義正君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。大変ご苦勞さまでございます。

議会運営委員会から報告をいたします。

会期中に、産業民生常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の各委員長から提出があった閉会中の継続調査の申し出並びに議員の派遣について議会事務局から説明を求め、その取り扱いについて協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程についてはお手元の配付資料のとおりであります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（大木義正君） 日程第5、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、産業民生常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（大木義正君） 日程第6、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（大木義正君） これで本日の議会は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において、全員協議会、議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第409回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後 2時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月5日

議 長 大木 義正

署 名 議 員 薄葉 好弘

署 名 議 員 鈴木 一夫